

海外消防情報
シリーズ

2

ドイツの消防事情 (新版)

[2010年3月]



ドイツ連邦共和国

Federal Republic of Germany



海外消防情報センター

は し が き

本書は、諸外国の消防事情について、海外消防情報センターがその概要を紹介しているシリーズのうちの一冊である。ドイツの消防事情は、先人の努力により2000年11月に初めて発行されたところであるが、その後早くも10年が経過した。この間の時代の変化は思いのほか早く、我が国においては失われた10年あるいは失われた20年と言われる時期であったにもかかわらず、経済や情報のグローバル化は従来よりも更に急速に進展し、IT技術の進歩と相まって、海外の諸情報も識者の手にかかればインターネットを通じて原語で多くの情報が得られるような時代が到来することとなった。同時に、ドイツにおいても、2001年9月11日のニューヨーク貿易センタービルに対する航空機テロ及び2002年8月のエルベ川の氾濫を契機として、国民保護・防災という視点から連邦と州との新たな連携の仕組みが構築されるなど制度の変更も行われるに至った。

このような背景の中で、このたび、かつてドイツに駐在しその諸事情に精通している石川義憲氏のご協力が得られることとなり、新たにドイツの消防事情（新版）の執筆をお願いした。石川氏はドイツ駐在当時からドイツの消防関係者と接触する機会を少なからず持ち、消防関係で数多くの調査をまとめてきたところである。石川氏の精力的な取り組みのおかげで、多くの項目において歴史的な経緯や具体的なデータの充実を含め、より体系的、かつ、詳細な記述が得られることとなった。

今回新版として発行することとなった本書が、全国の消防関係者を始めとして、より多くの方々のお役に立てば幸いである。

2010年3月

海外消防情報センター長
藤原利紘

〈目 次〉

はしがき

I	ドイツ連邦共和国と地方自治	1
1	ドイツ連邦共和国の概況	1
2	連邦制度の仕組み	3
(1)	概要	3
(2)	連邦・州・地方自治体の事務配分	7
(3)	各州間の協力	7
3	地方自治制度の概要	8
(1)	概要	8
(2)	地方自治制度の構造	8
(3)	各地方自治体の規模	9
(4)	州の行政単位としての地方自治体の位置付け	10
(5)	市町村の組織構造	11
(6)	市町村と郡の役割	12
(7)	市町村財政	12
4	公務員制度とその養成教育・研修	14
(1)	公務員制度の概要	14
(2)	名誉職の概念	20
(3)	養成教育・研修の仕組み	20
5	社会保障制度と医療体制	21
II	ドイツの消防事情	22
1	ドイツの消防 (Feuerwehr) の概観	22
(1)	消防の種類と数	22
(2)	ドイツにおける消防の歴史	22
(3)	ドイツにおける消防の位置付け	23
(4)	消防の担当業務	24
2	消防防災に関する行政組織	25
(1)	連邦政府	25
(2)	州政府	26
(3)	郡	29
(4)	市町村	29
3	消防機関の種類	29
(1)	消防機関の種類	29
(2)	常備消防 (Berufsfeuerwehr)	32

(3) 義勇消防 (Freiwillige Feuerwehr)	36
(4) 事業所消防 (Werkfeuerwehr)	40
(5) 青少年消防 (Jugendfeuerwehr)	42
4 消防職員	45
(1) 消防職員の種類	45
(2) 常備消防職員の階層と養成教育	45
(3) 常備消防職員の勤務条件等	47
(4) 常備消防職員 (官吏) の労働基本権と労働組合	48
(5) 義勇消防隊の勤務条件等	49
(6) 消防職員等の公務災害補償制度	50
5 消防関係の基準・認証等	51
(1) 消防用機械器具等の規格	51
(2) 認証制度	52
(3) 消防関係装備等の検査、認定	52
6 消防財政	53
(1) 消防財政	53
(2) 財政援助	53
(3) 消防税 (Feuerschutzsteuer)	53
7 養成教育・訓練 (Ausbildung / Übung)	54
(1) 養成教育と訓練	54
(2) 各州の消防学校	54
8 救急・救助 (Rettungsdienst / Notfallrettung)	56
(1) 救急業務	56
(2) 救急ヘリコプター (Hubschrauber im Rettungsdienst)	61
9 消防車両の保有状況	69
10 各種災害の状況等	69
(1) 火災等の実態	69
(2) 通報手段	70
11 消防の主な全国組織	70
(1) ドイツ消防連盟 (DFV (Deutscher Feuerwehrverband))	70
(2) 常備消防本部長会議 (AGBF (Arbeitsgemeinschaft der Leiter der Berufsfeuerwehren)) ..	71
12 消防博物館 (Feuerwehr-Museum)	72
III 各州の消防事情	74
1 ベルリン市 (都市州) の消防事情	74
(1) 沿革	74
(2) ベルリン消防 (Berliner Feuerwehr) の概要	74

2	ノルトライン・ヴェストファーレン州の消防事情	76
(1)	消防体制	76
(2)	防災	77
(3)	消防の任務	77
(4)	消防機関数・消防関係人員	78
(5)	ノルトライン・ヴェストファーレン消防学院 (IdF NRW (Institut der Feuerwehr Nordrhein-Westfalen))	78
(6)	消防財政	82
(7)	民間救助組織	82
(8)	デジタル通信	83
3	ヘッセン州の消防事情	83
(1)	消防体制	83
(2)	市町村・郡・州のそれぞれの任務	83
(3)	消防	84
(4)	防災	85
(5)	消防機関数・消防関係人員	85
(6)	救急実施体制	85
IV	連邦レベルの国民保護・防災	87
1	防災 (Katastrophenschutz) と民間防衛 (Zivilverteidigung)	87
(1)	従来の考え方	87
(2)	仕組みの見直し	88
(3)	合同通報・対策センターの設置と通信網の整備	91
(4)	市民保護ヘリコプター (Zivilschutz-Hubschrauber)	93
2	連邦の組織	93
(1)	連邦国民保護・災害救助庁 (BBK)	93
(2)	危機管理アカデミー (AKNZ)	95
(3)	技術救援隊 (THW)	95
図表目次		
図表 1	第二次世界大戦後のドイツの管理状況	2
図表 2	ドイツ各州の面積・人口等	3
図表 3	連邦・州の行政権の配分	5
図表 4	連邦・州・地方自治体事務配分一覧	7
図表 5	ドイツ各州の地方自治体の状況	10
図表 6	ドイツ市町村の財政状況	13
図表 7	ドイツの連邦・州・地方自治体等別公務員数	15

図表 8	分類別公務員数	16
図表 9	消防機関別任務対応状況	25
図表10	各州別消防機関任務対応状況	100
図表11	各州の消防所管官庁及び担当事務	26
図表12	消防の組織構造と監督関係	29
図表13	消防機関種類別隊員数	30
図表14	各州別消防機関種類別隊員数	101
図表15	消防機関種類別・事由別出動回数	31
図表16	各州別消防機関種類別出動回数	32
図表17	州別常備消防隊設置団体	33
図表18	各州別常備消防隊の隊数・署数・構成員数	35
図表19	各州別常備消防隊の消防車両等の保有状況	36
図表20	各州別義勇消防隊の状況	102
図表21	各州別義勇消防隊の消防車両等の保有状況	38
図表22	義勇消防隊員の公務災害補償運営主体と保険加入者等の状況	39
図表23	各州別事業所消防隊の状況	41
図表24	各州別事業所消防隊の消防車両等の保有状況	42
図表25	各州別青少年消防隊の状況	43
図表26	青少年消防隊の年齢構成	44
図表27	各州別青少年消防隊の後継者問題等	45
図表28	ヘッセン州官吏給料表	103
図表29	州立消防学校等一覧表	55
図表30	各種救急関係車両の保有状況	58
図表31	各州別消防機関種類別救急車の保有状況	58
図表32	各州別消防機関種類別緊急出動（車両）の内訳	104
図表33	各州別消防機関種類別患者搬送（車両）出動状況	59
図表34	バイエルン州の救急業務の実施体系図	60
図表35	救急ヘリコプター基地配置図	62
図表36	救急ヘリコプターの名称、基地等一覧	63
図表37	ADAC の基地毎の出動回数	66
図表38	DRF の救急ヘリコプター年間出動回数の推移	67
図表39	DRF 航空救急グループの組織関係	68
図表40	各消防種類別の各種消防車保有状況	69
図表41	火災を原因とする死亡者数	70
図表42	消防博物館一覧	72
図表43	ベルリン消防の組織図	75
図表44	ノルトライン・ヴェストファーレン消防学院組織図	79

図表45	上級消防技術者の養成教育プログラム	80
図表46	高級消防技術者の養成教育プログラム	81
図表47	ノルトライン・ヴェストファーレン消防学院の養成教育・研修参加者	82
図表48	ノルトライン・ヴェストファーレン州における地方自治体の消防支出額等の推移	82
図表49	連邦国民保護・災害救助庁（BBK）組織図	95
参考文献		105

はじめに

Ⅰ ドイツ連邦共和国と地方自治

1 ドイツ連邦共和国の概況

ドイツの国の正式名称は、ドイツ連邦共和国（Bundesrepublik Deutschland (BRD)）で16の州（Land）から構成されている。

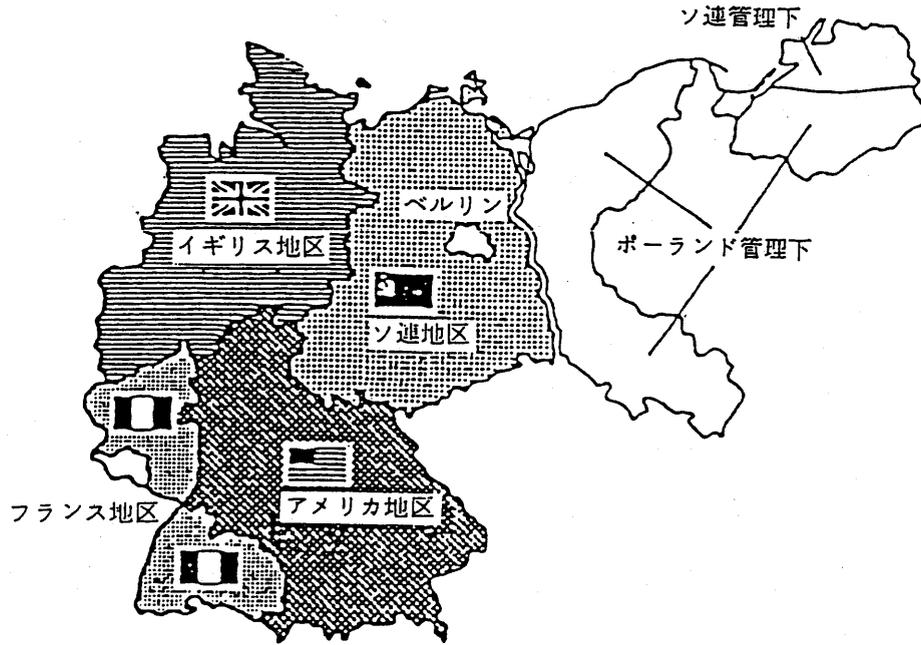
ドイツの連邦制は、1806年の神聖ローマ帝国消滅の後、ドイツ諸邦が様々な国家連合を経て、1871年にプロイセンを中心とする統一国家いわゆる第2帝国が成立する際に連邦制が取られたことに遡るものである。バイエルンやバーデン、ザクセンなどが新帝国（25邦で構成）に参加している。各邦（Staat）は立法、行政、司法の三権を保持しており、諸邦の代表からなる連邦参議院が帝国議会に対してのチェック機構として存在していた。

ワイマール共和国においても18州（以下、「邦」は「州」と表現）を代表する機関としての連邦参議院が存在した。なお、第2帝国時代、ワイマール共和国時代を通じ、プロイセンは人口、面積ともに圧倒的な地位を占めていた。

1933年にナチスが政権を掌握して以後は、州は、その実体を失い、やがては廃止されてしまった。

第二次世界大戦後、連合軍は、中央集権国家としてのドイツが復活することを嫌い地方分権化と地方自治を戦後ドイツに要求したが、これは当時のドイツ国民の多数の意思にも適うものであった。まず、州が復活し、その後、西部地域のみではあったが、再び連邦としてのドイツ連邦共和国（西ドイツ）が成立した（10州とベルリン市（西ベルリン）で構成、首都ボン（Bonn）市）。東部地域ではドイツ民主共和国（東ドイツ）（Deutsche Demokratische Republik (DDR)）が成立した（当初5州とベルリン市（東ベルリン）であったが、その後、1952年に州は廃止）。西ドイツの各州は、英国、米国、フランスがそれぞれの地域を管理していたため、地方制度もそれぞれの国の影響を受けている。

図表 1 第二次世界大戦後のドイツの管理状況



1989年11月9日、東西ベルリンを隔てていた壁が崩壊した。1990年3月18日、ドイツ民主共和国で実施された初めての自由選挙の後で、ドイツ民主共和国国家評議会は、5州を復活させる。同年10月3日に東西ドイツは統一したが、これは復活した5州がドイツ連邦共和国基本法（憲法）第23条に基づきドイツ連邦共和国に編入される形で実現した。

図表2 ドイツ各州の面積・人口等

州	面積 Km ²	人口			人口密度 人/Km ²	備考 (第二次世界大戦 終了後の占領国)	
		合計	男性	女性			
		千人					
都市州	ベルリン	891.02	3,416	1,672	1,744	3,834	英国・米国・フランス・ソ連
	ブレーメン	404.28	663	322	341	1,640	米国
	ハンブルク	755.25	1,771	866	905	2,344	英国
旧西独の広域州	バーデン・ヴュルテンベルク	35,751.40	10,750	5,283	5,467	301	米国・フランス
	バイエルン	70,551.56	12,520	6,136	6,384	177	米国
	ヘッセン	21,114.77	6,073	2,973	3,100	288	米国
	ニーダーザクセン	47,625.43	7,972	3,912	4,060	167	英国
	ノルライン・ヴェストファーレン	34,086.48	17,997	8,775	9,222	528	英国
	ラインラント・プファルツ	19,853.24	4,046	1,985	2,061	204	フランス
	ザールラント	2,568.64	1,037	504	533	404	フランス
	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	15,799.08	2,837	1,389	1,448	180	英国
旧東独の広域州	ブランデンブルク	29,480.33	2,536	1,256	1,280	86	ソ連
	メクレンブルク・フォアポンメルン	23,185.40	1,680	833	847	72	ソ連
	ザクセン	18,418.04	4,220	2,061	2,159	229	ソ連
	ザクセン・アンハルト	20,447.05	2,412	1,180	1,231	118	ソ連
	チューリングエン	16,172.10	2,289	1,129	1,160	142	ソ連
ドイツ全体	357,104.07	82,218	40,274	41,944	230		

ドイツ統計庁ホームページ (2007年12月31日現在) から作成

なお、ベルリン市 (西ベルリン) はドイツ連邦共和国では都市州としての位置付けを与えられてはいたが、あくまで連合占領下にある地域であって、ベルリン選出の連邦議会議員は表決権がなく、連邦参議院でも同様にベルリン市の表決権はなかった。統一後は、ベルリン市 (西ベルリン) は東ドイツの首都であったベルリン市と再び一緒になり、正式に都市州として位置付けられ、統一ドイツの首都となった。

2 連邦制度の仕組み

(1) 概要

ドイツ連邦共和国は、集合国家 (Gesamtstaat) としての連邦 (Bund) と構成国家 (Mitgliederstaat) としての16の各州 (Bundesland) によって構成されている。したがって、州も連邦と同様、一つの国家であり、憲法であるドイツ連邦共和国基本法 (Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland) に基づき、立法、行政、司法の権限を有している。しかしながら、ドイツの連邦制では、米国の徹底した権限分離を基本とした連邦制とは異なり、ドイツの伝統に根差した権限結合方式を取っている。

基本法では、「国家的権能の行使及び国家的任務は、この基本法が別段の定めをなさない限り、州の権限に属する」(30条)としている。すなわち、州にまず無制限の所管権限を与え、連邦の権限は、基本法に列挙された事項に限定している。また、権限配分に当たって、立法権と行政権では異なる取扱いをしている。

1) 立法権の配分

まず、立法権においては、専属的立法権のほか、かなり広範囲にわたって競合的立法等を認めた。また、その範囲は基本法改正によって拡大され、連邦は競合的立法等の分野では実際に広範囲にわたり立法を行ってきた。

連邦の専属的立法権、競合的立法、大綱的立法、原則的立法については次のとおりである。

①専属的立法権に属するものには、まず、外交、国防等の分野が挙げられる。財政関係では、関税及び財政専売、連邦と州の間の租税配分等に関する一定の事項が、連邦の専属的立法権に属する。

②競合的立法の領域では、連邦は次に挙げる理由によって連邦法律による規律を必要とする場合にのみ、その限度で立法権を有する。そうでない場合は、当然州に立法権が属する。

(a) 当該事項が個々の州の立法によっては、有効に規律されない。

(b) 当該事項を州の法律によって規律することが他の州又は全体の利益を害するおそれがある。

(c) 法的又は経済的統一を維持する必要、特に一州の領域を越えて生活関係の統一性を維持する必要がある。

実際においては、(c)の理由によって社会国家的平等性の追求の名の下に、競合的立法のほとんどすべての分野にわたって、連邦が立法権を行使している。また、ひとたび連邦法が制定されると、連邦法の規定に抵触する州法は、その限りにおいて無効である。財政関係では、関税以外の租税で、その収入の全部又は一部が連邦に属するものについては、競合的立法である。

③大綱的立法は、競合的立法と同じ要件の下に、連邦は大綱的規定を定める権利を有しているもので、州、市町村及びその他の公法上の団体に従事する者の法律関係などが列挙されている。(なお、大綱的立法は、2006年の基本法改正で廃止されることとなった)

④原則的立法(109条)は、連邦及び州の法律の大綱的定めをする法律で、大綱的立法と異なるのは、州のみならず、連邦も連邦の領域で細目立法を行うというものであり、財政関係では、予算・景気に即した財政運営及び数年にまたがる財政計画のための連邦と州との共通原則を定める法律(予算基本法)がある。

このように、連邦は広範囲にわたり立法を行ってきたので、現在では、州立法の固有の分野といわれるものは、州の組織に関する事項や地方自治に関する事項のほか、文化に関する事項、警察に関する事項などに限定されてきている。一方、州政府は連邦参議院を通じ連邦の立法に強力に参画しているので、州議会は、場合によっては、連邦参議院を通じ州政府が合意した内容をまるごと承認するだけという立場に置かれることとなった。かくして、行政権の連邦制とよばれたり、州議会の形骸化が叫ばれたりする所以となっている。

2) 行政権の配分

行政権においては、連邦の権限は、基本法で列挙される連邦固有行政と州への委任行政にとどまり、連邦法と州法の執行は州の固有行政とした。

すなわち、行政権として、連邦が関わるものとしては、①連邦官庁によって実施される外交、連邦財政、連邦鉄道等の「連邦固有行政」②連邦直属の公法上の団体又は機関によって実施される医療保険、公的年金保険、雇用保険等の「間接連邦行政」のほか、③連邦から州への委任行政がある。その全部又は一部が連邦の収入となる租税に係る行政は連邦委任行政に含まれ、また、連邦法を州が実施しその費用の2分の1以上を連邦が負担する場合は、自動的に州への委任行政となるとされる。

これに対し、州の固有行政は、① 連邦法律の執行及び② 州法律の執行である。

このほか、1969年以降、共同事務(Gemeinschaftsaufgabe)というカテゴリーが創設された。州の行政事務であるが全体のために重要性を有し、かつ、これに対する連邦の協力が生活関係の改善のため必要であるとき、連邦は当該事務の遂行に協力するものとされている。具体的な分野としては、①高等教育機関の新增設、②地域経済構造の改善、③農業構造の改善及び海岸保全の改善 である。

かくして、行政権においても、一定の分野では、連邦は州が事務を遂行する際に協力し得るようになった。

このような連邦と州との関係は協調的連邦主義(Kooperativer Föderalismus)とよばれ、連邦と州の関係は密接なものとなってきている。しかしながら、こうした連邦と州との関係については財政問題も絡み、1980年代には縮小の方向に向かうなど、複雑な進展を見せ、今日でも、様々な場を通じ連邦・州間で議論されてきた。

図表3 連邦・州の行政権の配分

区 分	実 施 主 体	
	連 邦	州
連邦固有行政	外交、国防、連邦財政など	
間接連邦行政	医療保険、公的年金保険、雇用保険など	
連邦委任行政		共同税の賦課徴収 連邦法律の州による執行で費用の2分の1以上を連邦が負担するものなど
州固有行政		連邦法律の執行 州法律の執行
共 同 事 務	高等教育機関の増設及び新設、地域経済構造の改善、農業構造及び海岸保全の改善	

「ドイツ地方行政事情」から引用

3) 2006年の基本法改正

その後、特に2000年代に与野党の勢力が拮抗し、連邦議会では与党優位、連邦参議院では野党優位となる中で、ことある毎に与野党が対立し、重要な改革が進まず、連邦制が機能不全に陥っているとの批判が専門家をはじめ国民の間に高まった。そのような経緯の元で、2005年、CDU と SPD の大連立政権が誕生したことを背景に、2006年に基本法改正が実現した。

今回の改正のポイントは、①連邦と州の権限関係を整理し、②連邦における立法を迅速化するため連邦法立法過程における連邦参議院を通じた州の権限を縮小する一方で、③教育分野等における州の権限を強化することにより、連邦・州間の妥協的調整を図ったことである。

A) 連邦と州の権限の明確化

現行基本法上、国の権限は特段の定めのない限り、州により行使されるが、実際には、立法の分野では、法的・経済的統一を維持する必要から、ほとんどすべての分野に「特段の定め」を設け、連邦が立法権を行使している。今回の改正により、「大綱的立法権」が廃止され、対象分野の一部が「競合的立法権」に移行し、「競合的立法権」に移行した法律の多くについては、連邦参議院の同意が不要となるが、その見返りとして、「競合的立法権」に移行した法律の一部について、州は連邦法から逸脱する規定を定めることができることとなった。

B) 州の権限が強化される主要分野

(イ) 公務員法

州及び地方自治体の公務員の業務・給与等に関する法的権限は、州に移譲された。連邦は基本原則の制定権限しか有さず、同原則の制定には連邦参議院の同意を要する。

(ロ) 高等教育等

連邦は、大学制度に関する一般原則を制定することができなくなり、州に広範囲に権限が移譲された。

(ハ) その他

環境分野について、州は連邦法を逸脱する規則を制定できるようになるほか、集会法、刑の執行、弁護士法、閉店法等に関する権限が州に委譲される。

C) 連邦の権限が拡大される主要分野

(イ) テロ対策

連邦の専属的立法権の対象分野（基本法第73条）を拡大し、「州を超えた広域に危険が存在し、州警察の権限関係の見極めがつかず、もしくは、州の最高機関が業務の引き継ぎを要請してきた場合の、連邦刑事庁による国際テロの危険に対する予防措置実施権限」が加えられた。刑の執行については、州の権限とされた。

(ロ) その他

届け出及び証明関係、独文化財の外国流出からの保護、武器・爆発物関連法及び原子力エネルギーの平和目的の製造と利用に関する権限が、連邦の専属的立法権に移管された。

4) 2009年の基本法改正（連邦・州間の財政関係）

連邦・州間の財政関係全般については、2006年の改正では先送りとなったが、連邦制度改革の第2段階目として、基本法に連邦・州の起債制限等の規定が2009年に追加された。

(2) 連邦・州・地方自治体の事務配分

1) 公共事務の配分の基本的考え方

連邦、州、地方自治体の三つの行政次元への公共事務の配分は、基本法に規定されている。仕事はできるだけ市民に近いところで行われるべきであるという原則に基づき、事務配分は、地方自治体を基礎として、州、そして連邦へと組み立てられている。もし具体的な必要性がありかつその効果が総合的に見て市民に有利な場合に限り、より上の段階で（例えば、州から連邦で）処理されるべきものとされる。

こうして、ドイツでは、異なった行政次元に事務、管轄そして公的財源を分配することは、一つの国家秩序としての連邦主義の根幹をなすものと考えられている。すなわち、固有の権利・義務を持った行政次元が多様であることは、国家機構内部の権力均衡に作用し、連邦共和国が強力な中央集権国家となることを妨げていると見ているのである。

2) 事務の配分

地方自治体、特に市町村は、基本法第28条に基づき地域の共同体のすべての事務を固有の責任でもって規律することができる権利が保障されている。連邦・州・地方自治体の事務配分の状況は、**図表4**のとおりである。

図表4 連邦・州・地方自治体事務配分一覧

地方自治体	州	連邦
教育（学校施設・青少年）	教育（大学、教職員人件費）	社会保険
文化（劇場、博物館）・	法的保護	国防
スポーツ	社会扶助	研究開発・教育
交通	警察	交通（ドイツ鉄道を含む）
社会扶助	産業振興	経済促進
健康	その他	その他
公共施設（市場・廃棄物処理）		
エネルギー供給		
その他	共同事務（高等教育、構造改善等）	

「ドイツ地方行政事情」から引用

(3) 各州間の協力

州の固有の協力が必要な場合は、諸州大臣会議、州の共同機関の設置や州間の契約締結等の措置がとられている。1954年に設置された州内務大臣会議（Innenministerkonferenz (IMK)）は、各州の内務大臣で構成される会議であり、連邦内務大臣も参画する。事務局は、連邦参議院内に置かれている。次のとおりの部会が設置されている。

第1部会 国家法及び行政（特に憲法関係、外国人法、情報保護、行政法）

第2部会 国内治安（特に危険除去、テロリズム対策、警察関係）

第3部会 地方自治関係

第4部会 憲法保護

第5部会 消防、救急、防災、国民保護

第6部会 行政組織、公務員法、人事管理関係

消防の分野は、第5部会（1973年2月設置）であり、その下で常設分科会が編成されている。消防関連事項分科会はヘッセン州内務・スポーツ省に事務局があり、分科会の議長は、ヘッセン州内務省の消防・防災・防衛・危機管理局長（*Leiter der Abteilung Brand- und Katastrophenschutz, Verteidigungswesen, Krisenmanagement*）が担当している。防災分科会は、シュトゥットガルト（*Stuttgart*）にある州内務省ワーキンググループに置かれている。

1950年にカールスルーエ大学に設置された消防・防火技術研究所（*Forschungsstelle für Brandschutztechnik*）に対しては、1961年に各州間で合意を見た消防・防火に関する研究の管理協定により、消防税を財源として、この研究機関への助成が行われている。

高級職に昇格する予定の消防技術官吏に関する養成教育は、各州の内務省は、養成教育をドイツ都市会議（*Deutscher Städtetag*）（注¹）に委ね、高級職昇格のための国家試験は、ミュンスター（*Münster*）にあるノルトライン・ヴェストファーレン消防学院（*Institut der Feuerwehr Nordrhein-Westfalen*）で行うという協定を締結している。

3 地方自治制度の概要

(1) 概要

地方自治制度は州の高権に属している。しかしながら、基本法は第28条第1項で、市町村（*Gemeinde*）及び郡（*Kreis*）については、普通・直接の選挙に基づく議会の設置を義務付けている（住民自治の保障）。さらに、基本法第28条第2項によって、基礎自治体である市町村に対しては、法律の範囲内において、地域的共同体のすべての事項を自己の責任において規律する権利（全権限性と自己責任性）を与えることとし、市町村連合（郡及び郡以外の市町村の連合組織）に対しても法律の範囲上の事務領域の範囲内で、法律の基準に従って自治権を与えることとしている（団体自治の保障）。各州は、同様の趣旨の規定を州憲法で置き、地方自治制度は、これに従って、各州が法律で定めている。

(2) 地方自治制度の構造

ドイツの地方自治制度は、基本的には、基礎自治体である市町村、広域自治体である郡から成る2層制となっている。また、地方行政制度という観点から見ると、州を地方組織と見て3層制であるということもできる。

さらに、市町村の中でも人口が比較的大規模な都市（州により異なるが大体は人口10万人以上が要件）は、郡の事務をも合わせて実施するところから、郡独立市（*Kreisfreie Stadt*）または都市郡（*Stadtkreis*）として位置付け（州によって呼び方が異なる。以下、本冊子においては、これらの都市を特別市と呼称することとする）られており、したがって、都市部において

¹ ドイツ都市会議（*Deutscher Städtetag*）は、ドイツの地方自治体トップ連合の一つで、都市（特別市、郡所属市町村のうち人口2万人程度以上の市、都市州）が加入している。本部はベルリンとケルン（*Köln*）にある。

は1層制の地方自治制度となっている。特別市以外の市町村は、郡に所属することから郡所属市町村 (Kreisangehörige Gemeinde) とよばれる。

一方、州によっては人口規模が小さい町村では、議会や公選の長を有する共同事務処理組織として、共同事務所 (Amt)、共同市町村 (Samtgemeinde)、市町村連合 (Verbandsgemeinde)、行政共同体 (Verwaltungsgemeinschaft) などを設置するところもある。これは、市町村小連合と呼ばれ、特に、市町村合併があまり進展しなかった州や東部諸州で、未だかつて多く残っている人口5千人以下の小規模な町村の事務共同処理組織として重要な意味を持っている。その場合は3層制の地方自治制度となる。

比較的大規模な州では、フランスの県の流れを組む行政管区 (Regierungsbezirk) が設置され、基本的には州の総合出先機関の性格を有するが、バイエルン州の場合、議会を有する広域自治体でもある。そのほか、ノルトライン・ヴェストファーレン州などでも各種の地方自治体の連合組織が設置されており、郡の規模を超える市町村連合を市町村大連合と呼ぶ。フランクフルト (Frankfurt am Main) やハノーファー (Hannover) といった大都市圏でも設置され、3層制の地方自治制度といえる。

一方、ハンブルク市とベルリン市は、地方自治体それ自体で都市州 (Stadtstaat) を構成するため、ここでは、都市国家となっている (なお、都市州にはこのほかにブレーメンがあるが、ブレーメン市とブレーマーハーフェン (Bremerhaven) 市の2市で都市州を構成している)。

このほか、特定の目的の事務を処理する組織として我が国の一部事務組合に相当する特定目的組合 (Zweckverband) がある。

(3) 各地方自治体の規模

各地方自治体の規模は、州によってかなりの相違があり、その状況は図表5のとおりである。

図表5 ドイツ各州の地方自治体の状況

州		地方自治体数					人口 (2007年12月 31日現在) D千人	郡・特別市 の平均人口 D/(A+B) 千人	市町村平 均人口 D/(B+C) 千人
		広域自治体単位			基礎自治体単位				
		郡 A	特別市 B	郡・特別市 の合計 A+B	郡所属市 町村 C	市町村合 計 B+C			
都市州	ベルリン	0	1	1	0	1	3,416	3,416	3,416
	ブレーメン	0	2	2	0	2	663	332	332
	ハンブルク	0	1	1	0	1	1,771	1,771	1,771
旧西独の 広域州	バーデン・ヴュルテンベルク	35	9	44	1,065	1,074	10,750	244	10
	バイエルン	71	25	96	1,960	1,985	12,520	130	6
	ヘッセン	21	5	26	421	426	6,073	234	14
	ニーダーザクセン	38	8	46	1,014	1,022	7,972	173	8
	ノルトライン・ヴェストファーレン	31	23	54	373	396	17,997	333	45
	ラインラント・プファルツ	24	12	36	2,294	2,306	4,046	112	2
	ザールラント	6	0	6	52	52	1,037	173	20
	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	11	4	15	1,112	1,116	2,837	189	3
旧東独の 広域州	ブランデンブルク	14	4	18	416	420	2,536	141	6
	メクレンブルク・フォアポンメルン	12	6	18	812	818	1,680	93	2
	ザクセン	10	3	13	488	491	4,220	325	9
	ザクセン・アンハルト	11	3	14	857	860	2,412	172	3
	チューリンゲン	17	6	23	949	955	2,289	100	2
ドイツ全体		301	112	413	11,813	11,925	82,218	199	7

人口は、ドイツ統計庁ホームページ（2007年12月31日現在）、郡・市町村数は各州のホームページ（2009年8月現在）から作成

旧西ドイツにおいては、1970年代に市町村の合併が推進され、当時、連邦全体で市町村数が約3分の1に減少したが、ノルトライン・ヴェストファーレン州やヘッセン州などのように整理・統合が進んだところと、バイエルン州やバーデン・ヴュルテンベルク州、ラインラント・プファルツ州のようにほとんど進まなかったところがある。しかし、合併が進まなかったところでも、市町村小連合や特定目的組合などにより事務の共同処理が推進されている。

また、旧東ドイツでは、統一直後は小規模な市町村が多かったが、統一後、郡の統合と合わせて事務の共同処理が推進された。さらに、近年では、市町村の合併が推進されている。

(4) 州の行政単位としての地方自治体の位置付け

地方自治体は、国家の構成要素の一部であり、したがって、州の事務の一部を受け持つことがある。すべての州において、郡は州の下級行政官庁（注²）としても位置付けられており、州の事務を一部実施する。郡長に事務を委任する場合には、‘機関委任事務’（Organleihe）となる。

市町村の事務については、事務を原則すべて‘自治事務’として一元的に組み立てる制度の

² ドイツの行政庁は、下級行政官庁、中級行政官庁、上級行政官庁、最高行政官庁に分類される。郡は州下級行政官庁、行政管区は州中級行政官庁であり、内務省は州最高行政官庁である。なお、近年の行政改革の中で、この区分も見直しの動きがある。

州（ノルトライン・ヴェストファーレン州、ヘッセン州など）と、‘自治事務’と‘委任事務’の2種類として二元的に組み立てる州（バイエルン州、バーデン・ヴュルテンベルク州など）がある。前者の場合は、州の専門監督が及ぶ‘義務事務’（Pflichtaufgabe）を‘指示による義務事務’（Pflichtaufgabe zur Erfüllung nach Weisung）と呼んでいる。

(5) 市町村の組織構造

ドイツでは、州が地方自治について定めることとされていることから、各州によってその組織構造は異なる。特に、その州の地域的沿革的理由、特に戦後の占領国の影響によって市町村の組織構造は伝統的に次の4つの類型に分けられてきた。

- ①参事会制(Magistratsverfassung)（参事会と議会の二元制、合議制の参事会）
- ②市長制(Bürgermeisterverfassung)（市町村長と議会の二元制、独任制の市町村長）
- ③北ドイツ議会制（または事務総長制）(Norddeutsche Ratsverfassung（またはDirektorialverfassung))（一元制）
- ④南ドイツ議会制(Süddeutsche Ratsverfassung)（一元制）

この制度区分は、議会と行政機関との関係、市町村長の権限、市町村の直接公選の有無を基本的な相違点としたものである。

しかしながら、この制度的区分は近年変容を遂げてきている。最近の10数年で、住民の参加意識の高まりを背景に、ほとんどの州では、市町村長を直接に選出するように改正してきた。そこで、現在では、制度の違いは市町村長が議長を兼ねるか否か、行政機関が市町村長の独任制か合議制かの違いであり、次の3類型の分類が用いられるようになっている。

①議長兼任市長の下での議会－市長二元制 (Duale Rat-Bürgermeister-Verfassung unter einer Spitze)

住民の直接選挙で選出された市町村長が一元的な行政機関の長でありかつ議会議長となり、権限は行政と議会に分割される。

バイエルン州、バーデン・ヴュルテンベルク州

ノルトライン・ヴェストファーレン州、ラインラント・プファルツ州、ザールラント州、ザクセン州、チューリンゲン州

②議長・市長並立の下での議会－市長二元制 (Duale Rat-Bürgermeister-Verfassung unter zwei Spitzen)

住民の直接選挙で選出された市町村長が一元的な行政機関の長である。一方、市町村運営機関である議会は議員の中から選ばれた議長が主宰する。権限は行政と議会に分割される。

ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ニーダーザクセン州、ザクセン・アンハルト州、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州

③不真正参事会制 (Unechte Magistratsverfassung) (注³)

二元的な権限配分の下で、参事会という合議機関により行政が執行され、議長は住民の直接選挙で選出され参事会の構成員でもある市町村長である。市町村長は、参事会と議会か

³ 不真正参事会制というのは、参事会と議会とが並立する真正参事会制という制度があったためである。

ら独立した固有の権限を持つ。議会は、議員の中から選ばれた議長が主宰する。

ヘッセン州

なお、どの組織構造でも市町村議会（Geminderat、Gemeindevertretung など州によって呼び方は若干異なる）が名誉職の議員から構成され、議決機関として市町村の最高機関とされていることにはかわりがない。

市町村を代表する首長は市町村長（Bürgermeister）であるが、特別市や一定の規模以上の市では、首長として上級市長（Oberbürgermeister）が設置されることが通常である。この場合は、別途、副市長（Bürgermeister）が議会から選出される。

(6) 市町村と郡の役割

郡は、広域自治体であり、地方自治体連合の性格をもっており、その財政は、主に構成市町村の分担金と州からの交付金で賄われている。また、州の下級行政機関としての性格を併せ持ち、構成市町村の行政事務の監督も行う。消防についても、義勇消防の専任職員が配置され、市町村の義勇消防隊の監督に当たっている。

(7) 市町村財政

ドイツの市町村の財政状況は、ドイツ都市会議の2009年度市町村財政報告（ドイツ都市会議の機関誌『der Städtetag』2009年5月号掲載）によれば、**図表6**のとおりである。

図表6 ドイツ市町村の財政状況

単位：10億ユーロ

		全体		旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域		
		2008	2009	2008	2009	2008	2009	
経常会計	経常収入	税金	70.39	63.64	63.26	57.23	7.13	6.41
		うち営業税（調整後）	(31.14)	(26.37)	(27.94)	(23.69)	(3.20)	(2.68)
		うち付加価値税収	(3.20)	(3.18)	(2.72)	(2.72)	(0.48)	(0.46)
		うち所得税収	(25.87)	(23.45)	(23.71)	(21.51)	(2.16)	(1.94)
		連邦・州からの交付金	53.18	54.21	40.09	40.85	13.09	13.36
		使用料・手数料	15.69	15.80	13.72	13.85	1.97	1.95
		その他の収入	20.36	20.55	17.49	17.60	2.87	2.95
		経常収入合計	159.62	154.20	134.56	129.53	25.06	24.66
	経常支出	人件費	42.21	43.96	34.93	36.25	7.28	7.71
		物件費	34.51	35.70	29.54	30.50	4.97	5.20
		社会扶助費	38.54	40.03	32.41	33.64	6.13	6.39
		利子費	5.16	5.28	4.46	4.55	0.70	0.73
		公共分野支払い	7.68	8.02	7.17	7.50	0.51	0.52
その他支出		13.86	13.90	11.34	11.40	2.51	2.50	
経常支出合計	141.94	146.89	119.85	123.84	22.10	23.05		
投資会計	投資収入	連邦・州からの支払い	8.00	11.06	5.05	7.39	2.95	3.67
		売却収入	4.25	4.49	3.70	3.70	0.54	0.79
		負担金	1.37	1.30	1.22	1.15	0.15	0.15
		その他収入	1.65	1.36	1.45	1.15	0.20	0.21
		投資収入合計	15.27	18.21	11.42	13.39	3.85	4.82
	投資支出	実物投資	20.75	23.80	16.99	19.45	3.77	4.35
		うち建設投資	(15.74)	(18.70)	(12.58)	(14.97)	(3.16)	(3.73)
		うち財産購入	(5.02)	(5.10)	(4.41)	(4.48)	(0.61)	(0.62)
		その他支出	4.60	4.60	3.85	3.85	0.75	0.75
		投資支出合計	25.35	28.40	20.84	23.30	4.52	5.10
全体収支	純収入	174.90	172.41	145.98	142.92	28.91	29.48	
	純支出	167.30	175.29	140.68	147.14	26.61	28.15	
	財政収支	7.61	-2.88	5.31	-4.22	2.30	1.33	

ドイツ都市会議2009年度市町村財政報告から作成

市町村の歳入としては、税、交付金、使用料・手数料が主なものである。市町村固有の税としては、営業税、不動産税、地域的消費税・支出税がある。そのほか、共同税のうち、所得税と付加価値税から一定割合の分配を受けており、一方で営業税収の一部を連邦・州に納付している。

4 公務員制度とその養成教育・研修

(1) 公務員制度の概要

ドイツにおける公務員制度は、連邦と州、市町村、郡、その他を通じて共通の制度になっている。公務員（注⁴）は、官吏（Beamte）、と公務被用者（Arbeitnehmer）（あるいは協約職員（Tarifbeschäftigte）ともいう）の2種類に大別される。かつては、公務員は、官吏、公務職員（Angestellte）、公務労働者（Arbeiter）の3分類であったが、2006年から公務職員と公務労働者の区分は廃止され、公務被用者に統合された。

2008年6月30日時点でドイツの公務員数4,505千人を勤務先別に見ると、連邦462千人、州1,929千人、市町村・郡その他広域連合1,220千人、特定目的組合56千人などとなっている。

⁴ 公務員を総称する用語としては、公勤務員（Beschäftigte im öffentlichen Dienst）または公勤務者（öffentliche Bedienstete）があるが、本冊子では公務員と呼ぶこととしている。

図表7 ドイツの連邦・州・地方自治体等別公務員数（単位 千人）

州名	総計 ¹⁾	連邦	州	市町村・郡 その他の 広域連合	特定 目的 組合	連邦 鉄道	間接 公務 ²⁾
2008年6月30日時点							
ベルリン	253.3	31.2	129.7	0.0	-	0.4	92.1
ブレーメン	38.3	2.6	26.3	0.1	-	0.9	8.5
ハンブルク	108.2	11.2	65.6	-	-	2.4	29.0
バーデン・ヴュルテンベルク	585.8	31.5	259.8	199.3	6.7	7.1	81.6
バイエルン	690.1	66.9	288.8	188	17.2	8.6	120.6
ヘッセン	319.2	24.9	125.6	102.8	2.7	5.7	57.5
ニーダーザクセン	425.7	62.2	188	114.6	5.7	5.3	49.9
ノルトライン・ヴェストファーレン	905.8	83.2	330.6	287.3	9.0	11.4	184.4
ラインラント・プファルツ	228.2	32.1	93.8	61.8	2.0	2.4	36.2
ザールラント	54.8	3.4	29.2	13.6	0.7	1.4	6.6
ブランデンブルク	133.8	15.5	60.1	42	1.8	0.0	14.5
メクレンブルク・フォアポメルン	103.1	18.2	41.7	25.2	1.1	0.0	16.8
ザクセン	223	13.5	107.6	67.5	2.6	0.0	31.7
ザクセン・アンハルト	138.7	8.8	61.9	47	1.7	0.0	19.3
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	159.5	34.9	54.9	37.5	2.8	1.1	28.3
チューリンゲン	124	9	65.4	33.9	2.3	0.0	13.4
外国 ³⁾	13.5	13.2	0.1	-	-	0.2	0.0
総計	4,505.1	462.2	1,929.1	1,220.4	56.1	46.9	790.4

1) 軍人を含まない。

2) 連邦雇用庁、連邦中央銀行、社会保険管理主体（健康保険組合を含む）、その他の公的機関、公的法人を含む。

3) 外国において公務に従事している職員

ドイツ連邦内務省ホームページ（2009年11月時点）作成

公務員の種類別には、2006年6月30日時点の公務員4,599千人のうち、1,687千人が官吏、2,693千人が公務被用者であり、官吏の占める割合は連邦27.5%、州61.4%、市町村13.8%である。州における官吏の占める割合が高いのは、ドイツでは学校のほとんどが公立であり、小学校から高校までの教員、大学の教官のほとんどが州の公務員で官吏であるという事情がある。

図表 8 分類別公務員数

(単位：千人)

分野	官吏及び 裁判官	軍人(常勤及 び期間雇用)	公務被用者	合計(2006 年6月30日 時点)	前年度(2005 年6月30日 時点) 合計
連邦	131.1	184.1	161.8	477	481.4
州	1,257.60	-	791	2,048.60	2,076.90
市町村(注1)	180.1	-	1,126.60	1,306.70	1,337.80
連邦鉄道	46.8	-	2.8	49.6	51
その他の公務分野(注2)	71.8	-	610.6	682.4	652.4
合計	1,687.40	184.1	2,692.80	4,564.30	4,599.40
うち常勤	1,288.80	184	1,711.60	3,184.50	3,237.70
うち臨時	398.5	0.1	981.2	1,379.80	1,361.70

(注1) 市町村連合及び特定目的組合を含む。

(注2) 連邦雇用庁、連邦中央銀行、社会保険管理主体(健康保険組合を含む)、その他の公的機関、公的法人を含む。

ドイツ連邦内務省ホームページ(2007年7月時点)から作成

1) 官吏の概要

官吏は、一般公務員、教員、警察職員、消防職員、行政裁判所等の裁判官(連邦に属するものを除く)などである。

官吏は、公法上の任用行為により採用され、公法上の勤務・忠誠関係による公権力の行使を職務とし、同時に国民または地域住民への奉仕者であり、基本法、特に自由で民主的な秩序に対して特別な忠誠を求められる。政府との関係でいえば、官吏については公法上の特別権力関係にある。官吏には身分保障がある。

官吏には、官吏地位法(Beamtenstatusgesetz)(注⁵)を基準とする連邦官吏法(Bundesbeamtengesetz)または各州官吏法(Landesbeamtengesetz)等に基づき、団結権はあるが、団体交渉権及び争議権はない。官吏のみが懲戒法の適用を受ける。官吏の任用はドイツ人及びEU市民に限定される。官吏の給与(Besoldung)は連邦給与法(Bundesbesoldungsgesetz)ないし州給与法(Landesbesoldungsgesetz)(注⁶)で決められており、退職後は無拠出の年金(いわば恩給(Beamtversorgung))を受け取る。

官吏はその業務内容及び責任の度合いによって、高級職(Höherer Dienst)、上級職(Gehobener Dienst)、中級職(Mittlerer Dienst)、初級職(Einfacher Dienst)の4つの

⁵ 官吏地位法(官吏身分法とも訳される)は、2009年4月1日、それまでの官吏大綱法(Beamtenrechtsrahmengesetz)に替わって施行された。連邦制度改革第一段階で連邦基本法に盛り込まれた新たな規定に基づき、連邦は、州及び地方自治体の官吏制度の基本的枠組みを連邦法で直接規定し、連邦統一の規律を確保することとなったものである。この法律により、州や地方自治体といったいわば雇用主と官吏の利害を踏まえた異動の可能性が引き続き確保されることとなった。

官吏地位法では、仕組みを明確にし、官僚主義的な弊害を除去することにより、州における斬新な統一的な人事管理を可能なものとしている。これは、例えば、官吏の関係の設定、廃止、派遣、転換といった規定である。公務分野以外の民間業務への官吏の配置の可能性もさらに拡充された。一方、官吏地位法では、それまでの官吏大綱法とは異なり、職階、給与、恩給に関する規定は含んでいない。この権限は州に移譲された。

⁶ 州給与法は、州の官吏のみならず、州内の市町村・郡等の官吏にも適用される。

職階 (Laufbahn) (注⁷) に分類される。各職階の職に就くには、資格要件として一定の学歴等が必要である。

①高級職A13～B11 (参事官～事務次官)

- ・最低3年間大学に在学し、卒業試験に合格した者
- ・2年間準備業務に従事した者
- ・高級職試験に合格した者
- ・裁判官教育を受けた者

(なお、上級職のうち、勤務成績評価優秀者は試験を受けて高級職に昇進することができる)

②上級職A9～A12 (事務官～上級主査)

- ・一般大学入学資格またはそれと同等の教育資格を有する者
- ・3年間準備業務に従事した者
- ・上級職試験に合格した者

③中級職A5～A9 (助手、書記～主務事務官)

- ・実科学校 (Realschule) または基幹学校 (Hauptschule) (注⁸) を卒業し、各種関連した職業訓練を受けた者 (注⁹)
- ・1年間準備業務に従事した者
- ・中級職試験に合格した者

④初級職A1～A5 (補助員～上級主務長)

- ・基幹学校を卒業した者またはそれと同等の教育を受けた者
- ・準備業務に従事した者

2) 公務被用者の概要

公務被用者は、官吏以外の公務員で、私法上の雇用契約に基づき採用される。政府との関係でいえば、公務被用者は私法上の関係にある。

主に、社会福祉・健康保健分野や商工業振興といった分野で勤務する。団体交渉権、争議権を有し、国籍要件はない。ただし、基本法、特に自由で民主的な秩序に対して特別な忠誠を求

⁷ 職階 (Laufbahn) は、官吏任用の基本単位であり、すべての官職を行政職、医療職、技術職など水平的、専門別に区分し、さらに高級職、上級職、中級職、初級職の4つに垂直的に分類し、給与体系と連結するというものである。いわば昇進の筋道を意味するものとされる。なお、職階についても、州法の規律するところとなり、従来の4つの垂直区分の2段階統合 (ニーダーザクセン州、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州ほか) や、統一職階 (バイエルン州で検討) の創設といった動きが出てきている。また、Laufbahnは、行政法関係者では、ラウフバーンと呼ぶことが一般的であるが、本冊子ではわかりやすさの見地からあえて職階と訳した。

⁸ ドイツでは、小学校 (Grundschule) (4年制) を修了すると、ギムナジウム (Gymnasium)、基幹学校 (Hauptschule)、実科学校 (Realschule) という3つの異なった学校種類に振り分けられる。基幹学校は5年制で、卒業後はただちに就職する生徒が多く、実科学校は6年制で、中級の技術者などの養成が目指されるほか、専門上級学校や専門大学に進学するケースも少なくない。ギムナジウムは9年制で、伝統的な大学進学コースとなっている。これらの3つの学校形態を一つにまとめた総合制学校 (Gesamtschule) もノルトライン・ヴェストファーレン州などにある。

⁹ ドイツでは、義務教育期間 (州によって異なるが9年または10年) 終了後、いかなる全日制の学校にも通学しない生徒に対しては、定時制の職業学校就学義務 (2～3年) が課せられており、ここで生徒は週1～2日授業を受けるとともに、企業で徒弟として企業内訓練を受ける。

められる。公務被用者の賃金 (Entgelt) は、公務労働協約 (Tarifvertrag für den öffentlichen Dienst (TvöD)) をもとに決定される。なお、労働協約の交渉結果は、官吏の給与にも反映される。

常備消防においては、事務職員の一部は公務被用者である。

3) 労働組合と職員協議会

① 労働組合と労働基本権

ドイツの公務員は官吏、公務被用者ともに団結権を有している。公務員の産業別労働組合としては“dbb 官吏同盟・協約連合” (dbb beamtenbund und tarifunion) があり、官吏同盟には125万人、協約連合には35万人が加盟している。州・地方自治体に勤務する官吏・公務被用者の専門労働組合組織としては、地方自治体・州公務員組合 (komba (Gewerkschaft für den Kommunal- und Landesdienst im Deutschen Beamtenbund)) がある。

官吏の労働組合は、協約締結権はないが、官吏に関する法律に係る次のような事項について、聴聞手続を経ることができる。

ア 公務員制度一般に関する事項及び給与、退職年金等に関する事項：全国・州単位 (連邦給与法、州給与法等の聴聞手続き)

イ 勤務時間、昇任の基準、職員研修・昇任試験等に関する事項：州単位 (州の法令等の事前聴聞手続き)

地方自治体・州公務員組合の基本的な関心事項は給与・手当関連事項と昇任ルール・職員研修である。給与・手当関連事項については従来、連邦法律改正事項であったため、連邦レベルでの官吏同盟がこれを担当していたが、基本法改正により給与・手当が州の権限となったので、これも州レベルとなる。そのほか、州レベルでの地方自治体・州公務員組合では、昇任ルール及び職員養成教育・研修・昇任試験の改善が重要な関心事項である。

官吏の争議権については、明文の規定はないが、官吏の諸原則から、禁止は自明の理とされている。公務被用者については、争議権がある。

② 職員協議会

個々の職員の労働条件等個々の職場に関する事項については、職員協議会が担当する。(注¹⁰)

各州の職員代表法 (Personalvertretungsgesetz) に基づき、事業所 (Dienststelle) 毎に職員の代表者で構成する職員協議会 (Personalrat) が設置されている。職員協議会の委員は職員の中から比例代表選挙によって選出される。官吏と公務被用者はそれぞれで一つのグループを構成することとされている。職員協議会の任務は、職員と事業所に関する事柄について関与することである。関与の方式としては、協力 (Mitwirkung) と共同決定 (Mitbestimmung) があり、職員の採用、昇進、配置転換をはじめとする人事上の処分等を行う場合、新たな労働方法の導入や、事業所の縮小、移転、統合等を行う場合、福利厚生を図る場合などについて、職員協議会の関与が法定されている (州によって規定は異なり、官吏には適用されない事項があ

¹⁰ ドイツの労働組合は産業別組織であり、個々の職場の労働条件について関わることはない。なお、地方自治体及び州における職員協議会の委員には、地方自治体・州公務員組合 (komba) の組合員が多く参加しているようである。

る)。

③ 地方自治体・州公務員組合 (komba) の組織

ア 全国組織

16の州労働組合に約7万人の組合員がいる。連邦組織のトップは、連邦議長、連邦副議長であり、組織の機関として、労働組合総会、連邦理事会、連邦執行部がある。本部は2006年にケルンからベルリンの dbb 本部に移転した。

連邦レベルで以下の委員会、専門分科会が設置されている。

- ・連邦労働協約委員会
- ・公務員法委員会
- ・女性政策・機会均等問題委員会
- ・連邦消防・救急分科会
- ・連邦保健分科会
- ・連邦近距離交通分科会
- ・連邦社会福祉・教育業務分科会

イ 州レベルの組織

州レベルでは、16州のそれぞれに組織がある。州レベルの傘下に地域・郡単位の連盟がある。

ノルトライン・ヴェストファーレン州の地方自治体・州公務員組合 (komba) の場合、約4万人の組合員がおり、150の地域・郡単位の連盟がある。公務被用者の約54%が組合員であり、官吏の約46%が組合員である。ノルトライン・ヴェストファーレン州の地方自治体・州公務員組合 (komba) の事務局はケルンにある。(なお、ノルトライン・ヴェストファーレン州官吏同盟の組合員は約19万6千人)

組合の主な関心事項は、地方自治体の財政状況と組織人事政策への影響、新しい行政組織構造、業務の増加と労働強化、民営化の傾向、官吏制度の将来に関する議論、業績志向の所得条件、自治体業務のイメージである。

ウ 公務被用者の地方自治体・州公務員組合 (komba für Arbeitnehmer)

上部組織である官吏組合・労働協約連盟 (dbb beamtenbund und Tarifunion) を通じて、団体交渉を行う。交渉事項は、賃金・報酬、等級、概括的労働協約、福利厚生その他の公務員労働協約に関する事項である。労働協約交渉の手段として労働争議に訴えることもある。

エ 官吏の地方自治体・州公務員組合 (komba für Beamte)

大規模な連帯組織である官吏組合・労働協約連盟の中にあつて、官吏の利益のために行政、政治、立法に関して影響を与える。組合は、無条件で官吏制度の改革を推進する立場を取っており、このため、公務員制度に関する政策に関して、連邦内務省及び国会の所管委員会と恒常的に対話する中で意見を表明する。

オ 地方自治体・州公務員組合 (komba) の目標と要求事項

組合の目標と要求事項は、公務のイメージの改善、人間的な労働環境、市民に近い行

政、雇用の場の確保、地方自治体行政における新制御モデル (Neues Steuerungsmodell (NSM)) (注¹¹) の展開と最新かつ効率性の高い行政構造への転換、業務志向の人事構成、民営化の回避、経済情勢に適合した所得、公務被用者の等級の改善と業績志向の賃金制度の推進、官吏の昇進可能性と昇格機会の改善、あらゆる業務遂行阻害要因の排除、女性に不利な条件の除去と家族友好的な労働条件の創出、人事管理制度・評価制度の改善、未来志向の養成教育・一般研修、職員代表制度における共同決定権の改善である。

カ 職員協議会と組合との関係

職員協議会の共同決定は、組合員の利害に最も直接的に関わっている。組合は、組合員である職員協議会の委員に対して専門知識・法務知識の面から支援している。

(2) 名誉職の概念

ドイツでは公務において、名誉職 (Ehrenamt) (注¹²) が重要な役割を果たしている。名誉職とは、無償でなされる公職のことであり、名誉職に就いた者は、旅費等の実費弁償を受けるほか、場合によって、公務期間中に仕事で利益を得る機会を失い、また時間を費やしたことによる手当をもらう。

市町村議会議員はベルリン市、ハンブルク市、ブレーメン市の市議会議員 (都市州で州議会議員としての地位を有する) を除き名誉職であり、小規模な市町村の首長も名誉職である場合がほとんどである。

義勇消防隊の隊員は、そのほとんどが名誉職である。

(3) 養成教育・研修の仕組み

養成教育・研修は、この公務員のカテゴリー毎に異なる。市、州の職員を対象とした養成教育・研修は、様々なレベルの職員について様々な機関で実施されており、採用や昇任にもリンクしている。選択肢が多くあり、複雑な仕組みとなっている。このうち、準備業務に従事する際に受ける研修が、養成教育 (Ausbildung 修習) であり、例えば一般行政の上級職官吏では、主に各州の行政専門大学がこれを行っている。

官吏である消防職員の場合は、主に各州の消防学校が養成教育を行っている。初めて消防職員になる場合のみならず、中級職から上級職に、または上級職から高級職に昇格する前段階として準備業務に従事する場合にも、養成教育が行われる。養成教育は、常備消防隊や義勇消防隊における実務研修の形で行われるものもある。

通常の業務遂行期間中にセミナー参加のような形で受けるのが一般研修 (Weiterbildung 継続教育) (注¹³) である。養成教育期間中の補完の形で参加する場合もある。また、職業によっては、法令で一定の一般研修の受講を義務付けている場合がある。

なお、この養成教育 (Ausbildung) と一般研修 (Weiterbildung) から成る養成教育・研修

¹¹ NSM は、1993 年にオランダのティルブルク (Tilburg) 市で提唱された考え方をモデルにしたドイツ独自の NPM (新公共管理) である。ドイツでは、文化的・政治的理由から英国型の NPM の枠組みは急進的・過激な取組みとして採用されず、公共の仕事を民間に移すのではなく民間と競争させることを基本とした NSM の取組みが推進されている。

¹² 名誉職の反対概念が常勤職 (Hauptamt) である。常備消防の職員は、常勤職である。

¹³ 一般研修は、Fortbildung、Fort- und Weiterbildung ともいうが、いずれも継続教育とか自己形成研修の意味である。

の仕組みは、官吏の養成教育・研修のみならず、義勇消防隊員や救急士 (Rettungsassistent) の養成教育・研修やその他一般の職業の養成教育・研修においても同様である。また、常備消防隊員、義勇消防隊員ともに養成教育・研修の一環ないし行事の一環として訓練 (Übung) を行う。

5 社会保障制度と医療体制

ドイツの経済運営の基本的な理念として、社会的市場経済の原理がある。1950年代後半に当時の連邦経済大臣エアハルトは、その原理を打ち立てた際に、全ての人のための豊かさ、そして社会正義を目標として掲げ、ドイツの経済モデルとして成功をおさめてきた。その柱の一つが、行き届いた社会保障制度である (注¹⁴)。

ドイツの社会保障制度は、年金保険、医療保険、失業保険、介護保険、災害補償保険で構成されている。このうち、医療保険については、国民の多くが加入する法的疾病保険 (Gesetzliche Krankenversicherung GKV) の保険者は、疾病金庫 (Kranken Kasse) (注¹⁵) であり、基本的には労使の拠出のみによって賄われ、被保険者の保険料率はそれぞれの疾病金庫により異なっていた。しかし、ドイツでも近年、医療費が増加する中で、2007年には保健改革法が成立し、医療基金 (Gesundheitfond) が創設され、2009年から法的疾病保険の被保険者の保険料率が統一 (注¹⁶) され、疾病金庫の給付に対しては、医療基金を通じて税金が投入されることとなった (注¹⁷)。さらに2009年からは国民すべてに保険加入義務が課せられることとなった (注¹⁸)。なお、2009年時点で約13%の国民 (高所得者・官吏・自営業者) は法的疾病保険に加入せず、民間疾病保険 (Private Krankenversicherung) に加入している。ドイツでは、救急患者の搬送経費は、主に医療保険がこれを負担している。

また、ドイツは、医療体制が世界で最も整った国のひとつである。医療機関の数、種類も豊富であり、2008年12月31日現在で、医師数31万9,697人、病院数2,083である。人口1万人当たりの医師数は、約39人であり、日本の約22人 (2008年12月31日現在) に比べて2倍弱の多さである。このことは、ドイツにおいて救急医が現場への出動で大きな役割を果たしている背景の一つといえるであろう。

¹⁴ 社会的市場経済の柱としては、社会保障制度のほか、公正な競争秩序 (独占禁止)、労働者の経営参加・共同決定、個人の財産形成の確立がある。前述の職員協議会の制度は、公務員制度における事業所レベルの参加の一形態である。

¹⁵ 疾病金庫は、日本で言えば健康保険組合のような公法人である。地域疾病金庫、職員代替金庫、企業疾病金庫、同業組合疾病金庫など様々な種類の疾病金庫が複数あるが、この4種類で被保険者の大部分を占める。被保険者は、被保険者は、一定の範囲内で疾病金庫を選択できる。

¹⁶ 法的疾病保険の一般保険料率 (統一後) は、2009年6月まで15.5%、7月から14.9%である。

¹⁷ ドイツでは、1880年代の医療保険創設時の経緯から公的医療保険の財源は労使の拠出で賄うこととされ、保険料率は各疾病金庫が独自に決定していた。したがって、近年に至るまで、医療保険には国庫補助は投入されてこなかった。

¹⁸ ドイツでは、これまで法的疾病保険にも民間疾病保険のいずれにも加入しない、保険未加入者が少なからず存在していた。2007年には約40万人程度いたと推測されている。

II ドイツの消防事情

1 ドイツの消防 (Feuerwehr) の概観

(1) 消防の種類と数

ドイツの消防は、自治体消防を基本としている。消防に関する事項は、立法権・行政権ともに州に帰属し、各州の法律に基づき、地方自治体が実施する。

ドイツ全土には、2006年時点で、100の常備消防隊 (Berufsfeuerwehr) があり、常備消防隊員27,902人、消防署339 (うち常駐所323) である。義勇消防隊 (Freiwillige Feuerwehr) は、24,479隊で、義勇消防隊員1,035,941人、恒常的消防署301である。

合わせて、公共の消防隊は24,579隊、隊員1,063,843人である。

州によって常備消防の設置要件は異なっているが、おおむね人口10万人以上の都市には設置が義務付けられている。その他の地域は義勇消防がある。都市内では常備消防と義勇消防が混在している。

このほか、ドイツには事業所消防隊 (Werkfeuerwehr) がある。ドイツでは、戦前、戦中に爆撃に備え工場消防隊 (Fabrikfeuerwehr) を結成した。各企業は戦後すぐに消防隊を再結成しこれが事業所消防となった。事業所消防は、2006年時点で857隊、消防署663 (うち常駐所200)、事業所消防隊員31,340人である。

このほか、義勇消防隊の青少年組織として、青少年消防隊 (Jugendfeuerwehr) があり、2006年時点で、17,694隊、青少年消防隊員247,330人である。

以上をすべて合わせると、消防隊数43,130隊、隊員1,342,513人となっている。

(2) ドイツにおける消防の歴史

ドイツにおける最も古い消防隊は、1811年にザールルイ (Saarlouis) 市 (今日のザールラント州にある人口約4万人の都市) に設立された軍の消防隊であった。市民活動による消防としては、1841年にマイセン (Meißen) で設立された「義勇消火・救急隊」 (Freiwillige Löschorps) が最も古い。マイセンでは、1794年には145条にも及ぶ詳細な防火条例が制定されていた。その後、1846年にバーデンのドゥルラッハ (Durlach) (1938年にはカールスルーエ市と合併し、現在ではその都市区の一つとなっている) にポンプ隊 (Pompier-Corps) が設立された。この義勇消防隊は、設立後まもない1847年にカールスルーエの市立劇場の火災で早期消火に決定的な役割を果たしたことで知られている。その後、当時の体操運動 (注¹⁹) の展開、体操クラブの結成と相俟って、各地で義勇消防隊が社団 (Verein) として設立されていった。ハンブルク市では、1849年に施行されたハンブルク消火活動一般条例 (General-Ordnung für das Hamburger Löschwesen) の下で、各地に消火隊 (Löschorps) が結成された。

¹⁹ ドイツにおける体操 (Turnen) は、1811年にベルリンのフリードリッヒ・ルートヴィッヒ・ヤーンによって、フランスによる占領から祖国を解放するために若者の心身を鍛える目的で創始された。最初はプロイセン政府の後押しで全国に普及していったが、政治的な意味合いも持ったため、一時期禁止された。その後、政治的な要素を排除していき、1850年代には、再びドイツ全土に普及していった。ナチスの下では解散を余儀なくされたが、第二次世界大戦後は、その伝統がドイツ体操連盟に引き継がれ、ドイツではサッカー連盟に次ぐスポーツ組織となっている。ドイツにおける義勇消防隊の発展は、この体操運動の発展と密接な関連があると言われている。

常備消防の設置は、1851年のプロイセン王立消防（注²⁰）が最初である。ドイツで最初の消防署は、1854年にベルリン市のミッテ（Mitte）区に設置されたものである。ハンブルク市では暫定的な取組みを経て1872年には市参事会が常備消防の設置を決定し、3つの消防署が設置されている。さらにハンブルク市では、常備消防の設置を受けて1877年以降、それまでの消火隊が義勇消防隊に再編されていった。

1870年代には、事業所や企業が工場消防隊を組織し、工場所有者がその財源を支弁した。

消防車は、最初は馬車であったが、1901年にはハノーファーで初めての消防自動車を導入され、その後、1914年までに100台が導入されている。初期のものは蒸気機関であったが、その後、ガソリンエンジンのものに置き換わった。

そして、1920年代の終わりには、今日のような多様な消防ができあがった。

1933年にナチが政権を握ると、消防は再び警察の傘下に入り、第二次世界大戦中の1939年末には、国がより厳しい管理を行うために、消防は、警察に併合され、警察消防（Feuerschutzpolizei）と呼ばれた。義勇消防隊は技術救助警察隊（technische Hilfspolizeitruppe）となった。

第二次世界大戦後は、ドイツ連邦共和国（旧西ドイツ）の地域においては、ナチスが政権を握る前に構築されていた常備消防、義勇消防、事業所消防の仕組みが復活した。なお、救急業務については、英国占領地域においては消防が担当することとなった。

一方、ドイツ民主共和国（旧東ドイツ）においては、常備消防は人民警察の一部として内務省に所属し、義勇消防は地方公共団体に所属するといった状況であった。また、事業所の自衛消防の役割も大きかった。救急業務は消防とは別の組織が担当していた。

1990年10月3日にはドイツ統一が実現し、旧西ドイツ地域の制度が旧東ドイツ地域にも適用されることとなり、順次、転換が図られていった。

1990年代には、防災意識の高まりと財政逼迫を背景に、消防、防災、救急業務を州単位で一元的に運営していくための改革が行われてきた。

2000年代初めには、大規模災害の発生や国際テロ事件の発生を背景に、民間防衛と防災との関係の見直しが行われ、これに基づき連邦、州、地方自治体、民間救助組織の役割が見直され、新たな連携の仕組みが構築されている。

(3) ドイツにおける消防の位置付け

消防は、ドイツの市町村にとって最も歴史のある行政組織の一つである。大都市から小規模な市町村に至るまで、いずれの市町村も、一つ以上の消防隊を組織している。比較的規模の大きい都市は別として、市町村の消防は、通常は、義勇消防であり、何人かの常勤隊員のほかに、名誉職の隊員で構成されている。一方、比較的規模の大きい都市である特別市の場合は、常備消防組織がある。

かつて女性は消防隊員になることはできなかったが、近年、その制限は撤廃されている。ほとんどの特別市には一つの常備消防機関が設置されているが、通常は、同時に義勇消防隊も維持運営されており、例えば大都市であるフランクフルト市では、現在も、28の義勇消防隊があ

²⁰ 1921年にプロイセン王立消防はベルリン市の常備消防となった。

り、郊外では重要な役割を果たしている。

常備消防は、官吏である高級職、上級職、中級職の隊員によって構成されている。大きな郡所属市においては、専門隊員がいる義勇消防隊を運営している。この隊員は常勤を必要とする特別な職務（例えば義勇消防隊の管理職）を果たしている。

(4) 消防の担当業務

消防の職務は、州の消防法に基づいて市町村の義務事務（Pflichtaufgabe）とされており、いくつかの州では‘義務自治事務’（pflichte Selbstverwaltungsaufgabe）として、他の州では‘指示による義務事務’（Pflichtaufgabe zur Erfüllung nach Weisung）とされている。市町村は、職務の達成の限りにおいて、郡（郡消防監督官）、行政管区（行政管区消防本部長及び消防管理者）及び内務大臣の監督下にある。消防はこのほかにも、防災及び民間防衛の任務を有している。そこでは重要な専門分野を担当している。

消防の職務は、消火、事故の場合の技術救助及び患者搬送、救急である。消防の患者搬送及び救急の業務は、州によって、又は州の内部でもかなり異なっている。なぜなら、民間の救助組織（Hilfsorganisation）（ドイツ赤十字（DRK）（Deutsches Rotes Kreuz e.V.）、ヨハネ騎士修道会事故救済会（JUH）（Johanniter-Unfall-Hilfe e.V.）、マルタ騎士団救済会（MHD）（Malteser-Hilfsdienst e.V.）、労働者サマリア人連盟（ASB）（Arbeiter-Samariter-Bund）、ドイツ人命救助協会（DLRG）（Deutsche Lebens-Rettungs-Gesellschaft e.V.））がこの職務を遂行しているからである。

具体的には、各州の消防法等で規定されているが、列挙すれば次のとおりである。

○消火活動

○救助活動（常備消防隊のみが担当するという州も半数程度あり、消防は実施していないという州もある）

○風水害、地震災害等大規模災害への対応

○救急業務（消防隊は実施していないという州もある。）

○予防査察

○建築物の建設、危険物（石油類等の発火性又は引火性を有する物品）の取扱の際の防火安全対策に係る許認可

○事業所、住民等に対する火災予防指導、訓練指導

○火災原因調査（警察的な権限）

（半数程度の州では行われていない。）

○その他（放射線防止、公害防止等）

消防機関別、各州別の任務対応状況は、**図表 9** 及び **図表 10**（後掲）のとおりである。

図表9 消防機関別任務対応状況

組織	常備消防	義勇消防	事業所消防	小計	青少年消防	合計
消防隊	100	24,479	857	25,436	17,694	43,130
消防署・詰所	339	33,094	663	34,096		
うち常駐	323	301	200	824		
うち救急・患者搬送対応	126	99	61	286		
うち医師車両対応	100	64	10	174		
うち放射線保護対応	82	682	64	828		
うち潜水隊	47	48	2	97		
音楽隊	5	1,176	0	1,181	12	1,193

隊員数	常備消防	義勇消防	事業所消防	小計	青少年消防	合計
実際に活動している隊員	27,902	1,035,941	31,340	1,095,183	247,330	1,342,513
うち専従隊員	28,092	6,902	7,189	42,183		
うち女性隊員	235	75,104	441	75,780	58,807	134,587
うち音楽隊員	15	27,227	11	27,253	1,446	28,699
高齢隊員・名誉隊員	1,152	256,655	0	257,807		

2008年ドイツ消防年鑑から作成

2 消防防災に関する行政組織

(1) 連邦政府

消防行政については、州政府の所管であり、連邦政府は直接所管をしていない。連邦内務省（Bundesinnenministerium）は、①内政基本問題（地方自治を含む）・EU/国際問題の国内調整、②公務員関係、③電子政府の推進、④行政改革・行政組織、⑤トップレベルのスポーツの振興、⑥憲法・行政法関係、⑦国内治安、⑧連邦警察、⑨危機管理・国民保護、⑩移民・外国人共生・難民・欧州調和などを所管している。

地方公共団体の実施する行政に関しては、各州政府が監督権限を行使するため、連邦内務省は、特に役割を果たしていない。

消防行政に関しても、一般的に州の法律などが定めるところにより、州や郡、市町村などが所管しているが、連邦も、労働者保護法、建築基準法準則といった消防との関わり合いがある分野がある。なお、労働者保護法及びこれに基づく政令はEU指令との整合性も図られている。

労働者保護法（Gesetz über die Durchführung von Maßnahmen des Arbeitsschutzes zur Verbesserung der Sicherheit und des Gesundheitsschutzes der Beschäftigten bei der Arbeit（Arbeitsschutzgesetz））は、労働者の安全を規定している基本的な法律で、日本の労働安全衛生法に相当する意義を持つが、その下で労働場所に関する政令（Arbeitsstättenverordnung）があり、消火設備、火災感知、警報設備、避難設備に関して規制を行っている。

建築基準法準則第30条は、防火壁（Brandwände）に関する規定である。建築基準法準則（Musterbauordnung）は、州法に属する州建築基準法の統一を図るものである。準則は、州建設大臣会議（Bauministerkonferenz（ARGEBAU））（各州のすべての建設大臣と連邦建設大臣が参画）で常時改訂されている。この準則は全州の建築基準法に反映されるため、州建築基準法は全州で統一が図られることとなり、州毎の条文の構成、条文数等ほとんど変わらない実情にある。現在の準則は2002年に作成されたものであり、最終改正は2008年10月（2009年11月

時点)である。

一方で、民間防衛 (Zivilverteidigung) に関しては、連邦政府の所管である。また、近年では、民間防衛や防災に関する仕組みが見直されてきており、連邦内務省も、特に防災に関して、傘下の機関を通じて消防とも連携を図ってきている (「Ⅲ 連邦レベルの国民保護・防災」を参照)。連邦は、防災に関して州の業務を補完する役割を果たすほか、養成教育等の経費の一部を負担している。

(2) 州政府

ドイツにおいては、消防行政についての法令の制定等は、各州の権限とされている。各州において消防行政を担当している省庁、担当局課、担当事務等は、図表11のとおりであり、地方公共団体との関係は、図表12のとおりである。

図表11 各州の消防所管官庁及び担当事務

州名	担当省庁名	担当局課名	担当事務	
ベルリン	内務庁	Senatsverwaltung für Inneres	第Ⅲ局	公安及び秩序 Öffentliche Sicherheit und Ordnung
			Ⅲ A 課	消防防災、民間防衛、救急救助、消防の監督 Brand- und Katastrophenschutz, Zivilverteidigung, Rettungsdienst, Aufsicht Feuerwehr
ブレーメン	内務・スポーツ庁	Der Senator für Inneres und Sport	第3局	公安及び秩序 Öffentliche Sicherheit und Ordnung
			33 課	救急救助、消防防災・民間防衛、消防防災民間防衛通信 Rettungswesen, Brand-, Katastrophen und Zivile Verteidigung, Fernmeldwesen des Brand, Katastrophen- und Zivilschutzes
ハンブルク	内務・企画庁	Behörde für Inneres, Amt für Innere Verwaltung und Planung	A 5 局	消防防災、救助、消防隊に関する事項 Katastrophen-, Brand- und Bevölkerungsschutz und Angelegenheiten der Feuerwehr
			A51 課	法令関係 Rechts- und Gesetzesangelegenheiten
			A52 課	消防隊に関する基本事項、救急救助・緊急業務、災害時通信 Grundsatzangelegenheiten der Feuerwehr, des Rettungsdienstes und des Kampfmittelräumdienstes, Telekommunikation für den Katastrophenschutz
			A53 課	民間防衛・防災 Zivil- und Katastrophenschutz
バーデン・ヴュルテンベルク	内務省	Innenministerium	第5局	国民保護、秩序管理法、憲法保護 Bevölkerungsschutz, Ordnungsrecht, Verfassungsschutz
			52 課	消防、通信 Feuerwehr, Fernmeldewesen
			51 課	防災、緊急予防、民間防衛 Katastrophenschutz, Notfallvorsorge, Zivile Verteidigung
バイエルン	内務省	Bayerisches Staatsministerium des Innern	I D 局	消防防災、救急救助、国防 Brand- und Katastrophenschutz, Rettungswesen, Staatsschutz
			I D 1 課	消防隊に関する一般事項、排煙施設清掃管理業務 Allgemeine Angelegenheiten der Feuerwehren, Kaminkehrerwesen

州名	担当省庁名	担当局課名	担当事務
			I D2 課 消防・防災に関する専門的事項、火災予防、情報通信業務 Fachliche Angelegenheiten der Feuerwehren und des Katastrophenschutzes, Vorbeugender Brandschutz, IuK-Wesen
			I D3 課 救急業務 Rettungswesen
			I D4 課 大規模災害、民間防衛、軍関係法務、バイエルン赤十字の監督 Katastrophenschutz, Zivile Verteidigung, Wehrrecht, BRK-Aufsicht
ヘッセン	内務・スポーツ省	Hessisches Ministerium des Innern und für Sport	第V局 消防防災、民間防衛、危機管理 Brand- Katastrophenschutz, Verteidigungswesen, Krisenmanagement
			V1 課 消防、出動、振興業務 Brandschutz, Einsatz, Förderwesen
			V2 課 消防通信、防災、救急救助、民間防衛 Fernmeldewesen Brandschutz, Katastrophenschutz, Rettungsdienst und zivilen Verteidigung
			V3 課 法務、生活扶助保障、民間防衛、軍用地転換政策 Recht, Unterhaltssicherung, Zivile Verteidigung, Verteidigungswesen, Konversion
			V4 課 防災 Katastrophenschutz
			V5 課 ボランティア推進、財政 Ehrenamtsförderung, Finanzen
			V6 課 危機管理 Krisenmanagement
ニーダーザクセン	内務・スポーツ・共生省	Ministerium für Inneres und Sport und Integration	第2局 警察・消防防災指令本部 Landespräsidium für Polizei, Brand- und Katastrophenschutz
			B21 課 防災、管轄センターの運営、救急救助 Katastrophenschutz, Geschäftsführung Kompetenzzentrum, Rettungswesen
			B22 課 消防 Brandschutz
			B23 課 軍事関係、民間防衛、収用法 Militärische Angelegenheiten, Zivile Verteidigung, Enteignungsrecht
ノルトライン・ヴェストファーレン	内務省	Innenministerium des Landes Nordrhein-Westfalen	第7局 危機管理 Gefahrenabwehr
			71 課 秩序管理法、休日法、叙勲・栄典 Ordnungsrecht, Feiertagsrecht, Orden und Ehrungen
			72 課 国民保護・消防の計画・組織・法務、危機管理 Planung, Organisation, Recht und Krisenmanagement im Bevölkerungs- und Feuerschutz
			73 課 国民保護・消防における出動、検査 Einsatz im Bevölkerungs- und Feuerschutz, Inspektionen
			74 課 国民保護・消防の管理・養成教育 Logistik und Ausbildung im Bevölkerungs- und Feuerschutz
75 課 武器排除、民間防衛協力、民間防衛に関する法務 Kampfmittelbeseitigung, Zivil-Militärische Zusammenarbeit, Rechtsangelegenheiten der zivilen Verteidigung			
ラインラント・プファルツ	内務・スポーツ省	Ministerium des Inneres und für Sport	第5局 防災、民間防衛、軍との連絡、測量・地籍 Katastrophenschutz, Zivile Verteidigung, Streitkräfte, Vermessungs- und Katasterwesen

州名	担当省庁名		担当局課名	担当事務	
			351 課	消防防災、財政支援	Feuerwehr und Katastrophenschutz, Finanzziele Förderung
			352 課	救急救助、危機管理、民間防衛、危険物予防	Rettungsdienst, Krisenmanagement Land, Zivile Verteidigung, Schutz vor Gefahrstoffen
ザールラント	内務・スポーツ省	Ministerium für Inneres und Sport	E 局	スポーツ、予防、ボランティア、国民保護	Sport, Prävention, Bürgerengagement und Bevölkerungsschutz
			E4 課	救急救助、防災、民間防衛、緊急保護、原子力施設、消防	Rettungsdienst, Katastrophenschutz, Zivile Verteidigung, Notfallschutz kerntechnischer Anlagen, Brandschutz
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	内務省	Innenministerium des Landes Schleswig-Holstein	IV 3 局	地方自治、秩序管理法、選挙、スポーツ	Kommunale Angelegenheiten, Ordnungsrecht, Wahlen und Sport
			IV33 課	消防関係	Feuerwehrwesen
			IV 4 課	警察、防災・国民保護	Polizei, Katastrophen- und Bevölkerungsschutz
			IV42 課	警察業務執行、防災・国民保護	Polizeilicher Aufgabenvollzug, Katastrophen- und Bevölkerungsschutz
ブランデンブルク	内務省	Ministerium des Innern	第IV局	公共安全及び秩序管理、警察、秩序管理法、消防防災	Öffentliche Sicherheit und Ordnung, Polizei, Ordnungsrecht, Brand- und Katastrophenschutz
			IV/1 課	警察・消防防災法、委員会業務、国際協力、秩序・結社・集会法、戦略管理	Recht der Polizei/des Brand- und Katastrophenschutzes, Gremienarbeit, internationale Zusammenarbeit, Vereins- und Versammlungsrecht, Strategisches Management
			IV/2 課	消防防災、消防防災施設センター、民間防衛、軍関係、消防学校の専門監督	Brand- und Katastrophenschutz, Lagezentrum Brand- und Katastrophenschutz, Zivile Verteidigung, Militärangelegenheiten, Fachaufsicht LSTE
メクレンブルク・フォアポンメルン	内務省	Innenministerium	第4局	警察	Polizei
			450 課	消防関係、防災、軍との協力	Feuerwehren, Katastrophenschutz und zivil-militärische Zusammenarbeit
ザクセン	内務省	Staatsministerium des Innern	第3局	公共安全及び秩序管理、州警察本部	Öffentliche Sicherheit und Ordnung, Landespolizeipräsidium
			37 課	消防、救急救助、防災	Brandschutz, Rettungsdienst, Katastrophenschutz
ザクセン・アンハルト	内務省	Ministerium des Innern	第4局	管理・権力行政業務	Verwaltungs- und Hoheitsangelegenheiten
			43 課	消防防災、民間防衛、軍関係	Brand- und Katastrophenschutz, Zivile Verteidigungswesen, Militärische Angelegenheiten
チューリンゲン	内務省	Thüringer Innenministerium	第4局	公共安全	Öffentliche Sicherheit
			消防防災部	出動、消防、防災	Referatsgruppe Einsatz, Brand- und Katastrophenschutz

州名	担当省庁名		担当局課名	担当事務
			44 課	消防 Brandschutz
			45 課	民間防衛、防 災、救急救助 Zivile Verteidigung, Katas- trophenschutz, Ret- tungswesen

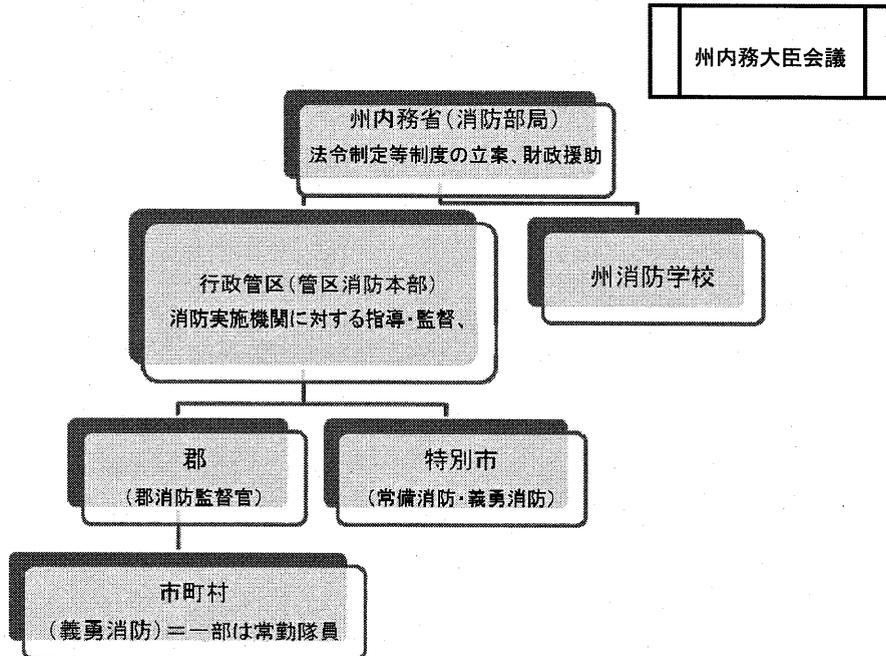
2008年ドイツ消防年鑑を参考に、2009年8月現在の各州のホームページをもとに作成

〈役割〉

- ・ 消防に関する法令の制定等制度の立案
- ・ 消防の実施機関に対する財政援助
- ・ 消防職員の養成教育

(各州の消防学校等の設置状況は、図表29参照)

図表12 消防の組織構造と監督関係



(3) 郡

郡は、広域連合としての地方公共団体であると同時に州の下級行政機関でもあり、消防に関しても、州の下級行政機関としての役割を果たしている。市町村の中で郡の機能を併せ持つ特別市の場合は、消防防災に関して、郡と同等の機能を持つ。

(4) 市町村

市町村は、ドイツにおける公共的な消防を担当する行政機関である。市町村でも、州の消防法に基づき一部については細則を決める権限がある。

3 消防機関の種類

(1) 消防機関の種類

人口規模が一定以上の都市(州によって異なるが、人口10万人以上としているところが多い)

は、常備消防を設置することとなっている。地方自治制度のところで述べたように、人口10万人以上の都市を特別市としている州が多いので、特別市の多くは常備消防を設置しているが、常備消防のない特別市もある（特別市112、常備消防設置団体100）。

常備消防が設置されている特別市においては、非常勤の消防職員からなる義勇消防も設置されている。例えば、フランクフルト市では、2009年現在28の義勇消防隊（消防団）があり（43の街区（Stadtteil）のうち28の街区）、約800人の団員が活動しており、大規模災害の場合や郊外で重要な役割を果たしている。また、ベルリン市、ハンブルク市、ブレーメン市といった都市州でも、常備消防とともに義勇消防隊があり、それぞれに役割を果たしている。

特別市以外でも消防機関を持つが、通常の場合それは義勇消防である。特別市以外で人口が一定規模以上の都市（例えば人口3万人以上）には専任の消防隊員のいる義勇消防隊の設置を義務付けている州もある。

常備消防も義勇消防も地方自治体による公共消防であるが、ドイツでは、このほかに工場・事業所における事業所消防がある。

また、実際の消防活動には直接従事していないが、青少年消防がある。

市町村は、義勇消防が成り立たず、あるいは十分な消防活動ができないときは、義務消防（Pflichtfeuerwehr）を設置することとされている（各州の消防防災法で規定）。

各消防の種類別の消防組織数、消防隊員数は図表13のとおりとなる。（2006年）

図表13 消防機関種類別隊員数（2006年）

区分	隊数	隊員数
常備消防隊	100	27,902
義勇消防隊	24,479	1,035,941
小計	24,579	1,063,843
事業所消防隊	857	31,340
青少年消防隊	17,694	247,330
合計	43,130	1,342,513

2008年ドイツ消防年鑑から作成

州別にみた各種消防隊の隊員の状況は、図表14（後掲）のとおりである。

各種の消防隊がどのような事由で出動しているかを見たのが図表15である。2006年では、全体で3,564,191回出動し、うち常備消防が2,253,433回（63.2%）、義勇消防が1,168,082回（32.8%）、事業所消防が142,676回（4.0%）となっている。

図表15 消防機関種別・事由別出動回数

区分		義勇消防	常備消防	事業所消防	合計
	火災及び爆発	120,120	60,172	7,312	187,604
うち（一部は未分類）	小規模 a	35,087	20,941	3,755	59,783
	小規模 b	52,223	29,361	2,685	84,269
	中規模	19,371	3,719	541	23,631
	大規模	8,336	696	81	9,113
	災害警報	636	100	1	737
	技術的救助業務	325,854	187,907	41,310	555,071
	動物・昆虫	37,891	40,186	997	79,074
	その他の出動	36,921	25,991	20,315	83,227
うち（一部は未分類、重複有り）	誤報等	76,730	102,499	28,311	207,540
	誤報	28,911	35,071	5,638	69,620
	偽報	3,803	4,287	588	8,678
	火災報知器の誤発報	42,545	27,449	23,101	93,095
	小計	598,152	416,855	98,246	1,113,253
うち	緊急出動（車両）	376,017	1,400,708	18,534	1,795,259
	救急医療車出動	118,702	371,945	1,661	492,308
	救急車出動	213,108	426,188	6,268	645,564
	その他	44,207	602,575	10,605	657,387
	患者搬送（車両）	193,913	435,870	25,896	655,679
	合計（2006）	1,168,082	2,253,433	142,676	3,564,191
	合計（2005）	1,115,285	2,152,540	138,851	3,406,676
	合計（2004）	1,097,436	2,183,655	138,950	3,420,041
	合計（2003）	1,220,719	2,216,241	167,785	3,604,745
	合計（2002）	1,231,842	2,161,064	154,113	3,547,019

注 規模の分類は、次のようになっている。

小規模 a …建物除却によるもの

小規模 b …C型放水パイプの投入を必要としないもの

中規模…2～3本のC型放水パイプの投入を必要とするもの

大規模…3本以上のC型放水パイプを同時に投入する必要があるもの

2008年ドイツ消防年鑑から作成

常備消防は、一般的に人口の多い、したがって出動回数も多い都会に設置されることもあって、常備消防の出動割合が多いが、火災及び爆発、大災害警報、技術的な救助業務等では義勇消防が大きな役割を果たしていることがわかる。

事業所消防は、その他の出動が比較的多い。

緊急出動（車両）の内容としては、医者の出動や救急車の出動が大部分を占めているが、患者搬送（車両）とともに消防活動の中で医療に関係する分野が多い。消防の種類別では、この分野においても常備消防の出動割合が多くなっている。

州別に各種の消防隊の出動状況を見たのが図表16であるが、都市州では常備消防の割合が高く、反対にバーデン・ヴュルテンベルク、バイエルン、ヘッセンなどの州では義勇消防が大きな役割を果たしていることがわかる。

図表16 各州別消防機関種類別出動回数

州名	出動回数			
	義勇消防	常備消防	事業所消防	計
ベルリン	21,964	271,941	0	293,905
ブレーメン	279	51,830	5,588	57,697
ハンブルク	1,261	204,886	12,651	218,798
バーデン・ヴュルテンベルク	75,850	32,295	28,260	136,405
バイエルン	120,535	79,448	18,766	218,749
ヘッセン	68,675	53,239	0	121,914
ニーダーザクセン	67,001	181,870	14,252	263,123
ノルトライン・ヴェストファーレン	648,037	942,219	39,238	1,629,494
ラインラント・プファルツ	31,745	42,785	593	75,123
ザールラント	10,771	11,510	2,838	25,119
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン	26,975	105,339	987	133,301
ブランデンブルク	23,467	50,018	7,505	80,990
メクレンブルク・フォアポンメルン	9,557	61,785	1,647	72,989
ザクセン	29,636	103,723	9,799	143,158
ザクセン・アンハルト	18,988	37,694	412	57,094
チューリンゲン	13,341	22,851	140	36,332
合計 (2006)	1,168,082	2,253,433	142,676	3,564,191
合計 (2005)	1,115,285	2,152,540	138,851	3,406,676
合計 (2004)	1,097,436	2,183,655	138,950	3,420,041
合計 (2003)	1,220,719	2,216,241	167,785	3,604,745
合計 (2002)	1,231,842	2,161,064	154,113	3,547,019

2008年ドイツ消防年鑑から作成

(2) 常備消防 (Berufsfeuerwehr)

1) 州別の設置団体の状況

常備消防を設置している地方自治体は、州別に図表17のとおりである。

図表17 州別常備消防隊設置団体

州名	団体数	設置団体(都市名・人口)(人口は2006年12月31日現在で単位:千人)								
ベルリン	1	ベルリン	Berlin	3,404.0						
ブレーメン	2	ブレーメン	Bremen	547.9	ブレーマーハーフェン	Bremerhaven	116.0			
ハンブルク	1	ハンブルク	Hamburg	1,754.2						
バーデン・ヴュルテンベルク	8	フライブルク	Freiburg	217.5	ハイデルベルク	Heidelberg	144.6	ハイルブロン	Heilbronn	121.4
		カールスルーエ	Karlsruhe	286.3	マンハイム	Mannheim	307.9	プフォルトツハイム	Pforzheim	119.2
		ロイトリンゲン	Reutlingen	112.4	シュトゥットガルト	Stuttgart	593.9			
バイエルン	7	アウグスブルク	Augusburg	262.5	フルト	Fürth	113.6	インゴルシュタット	Ingolstadt	122.2
		ミュンヘン	München	1,294.6	ニュルンベルク	Nürnberg	500.9	レーゲンスブルク	Regensburg	131.3
		ヴュルツブルク	Würzburg	134.9						
ヘッセン	6	ダルムシュタット	Darmstadt	141.3	フランクフルト・アム・マイン	Frankfurt/Main	652.6	ギーゼン	Giesen	74.0
		カッセル	Kassel	193.5	オフエンバッハ	Offenbach	117.6	ヴィースバーデン	Wiesbaden	275.6
ニーダーザクセン	10	ブラウンシュヴァイク	Braunschweig	245.5	クックスハーフェン	Cuxhaven	51.9	ゲッティンゲン	Göttingen	121.6
		ハノーファー	Hannover	516.3	ヒルデスハイム	Hildesheim	103.2	オルデンブルク	Oldenburg	159.1
		オズナブリュック	Osnabrück	163.0	ザルツギッター	Salzgitter	106.7	ヴィルヘルムスハーフェン	Wilhelmshaven	82.8
		ヴォルフスブルク	Wolfsburg	120.5						
ノ르트ライン・ヴェストファーレン	26	アーヘン	Aachen	258.8	ビーレフェルト	Bielefeld	325.8	ボーフム	Bochum	383.7
		ボン	Bonn	314.3	ボトロップ	Boitrop	119.0	ドルトムント	Dortmund	587.6
		デュースブルク	Duisburg	499.1	デュッセルドルフ	Düsseldorf	577.5	エッセン	Essen	583.2
		ゲルゼンキルヘン	Gelsenkirchen	266.8	ハーゲン	Hagen	195.7	ハム	Hamm	183.7
		ヘルネ	Herne	170.0	イゼローン	Iserlohn	96.5	ケルン	Köln	989.8
		クレフェルト	Krefeld	237.1	レヴァークーゼン	Leverkusen	161.3	ミンデン	Minden	83.1
		メンヒェンラートバッハ	Münchengladbach	261.0	ミュルハイム・アン・デア・ルー	Mülheim an der Ruhr	169.4	ミュンスター	Münster	272.1
		オーバーハウゼン	Oberhausen	218.2	レムシヤイト	Remscheid	114.9	ゾーリッゲン	Solingen	162.9
		ウィッテン	Witten	100.2	ワッパター	Wuppertal	358.3			
		ラインラント・プファルツ	5	カイザースラウテルン	Kaiserslautern	98.0	コブレントツ	Koblenz	105.9	ルートヴィヒスハーフェン
マインツ	Mainz			196.4	トリアー	Trier	103.5			

州名	団体数	設置団体（都市名・人口）（人口は2006年12月31日現在で単位：千人）								
ザールラント	1	ザールブリュッケン	Saarbrücken	177.9						
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	4	フレンスブルク	Flensburg	86.6	キール	Kiel	235.4	リュベック	Lübeck	211.2
		ノイミンスター	Neumünster	77.9						
ブランデンブルク	5	ブランデンブルク	Brandenburg	73.5	コトブス	Cottbus	103.8	エーベルスヴァルデ	Eberswalde	41.8
		フランクフルト・アム・オーデル	Frankfurt/Oder	62.6	ポツダム	Potsdam	148.8			
メクレンブルク・フォアポメルン	6	グライフスヴァルト	Greifswald	53.4	ノイブランデンブルク	Neubrandenburg	67.5	ロストック	Rostock	199.9
		シュヴェリン	Schwerin	96.3	シュトラールズント	Stralsund	58.3	ヴィスマール	Wismar	45.2
ザクセン	7	ヘムニッツ	Chemnitz	245.7	ドレスデン	Dresden	504.8	ゲルリッツ	Görlitz	57.1
		ホイエルスヴェルダ	Hoyerswerda	41.6	ライプチヒ	Leipzig	506.6	プラウエン	Plauen	68.4
		ツヴィッカウ	Zwickau	96.8						
ザクセン・アンハルト	3	デッサウ	Dessau	77.4	ハレ・アン・デア・ザーレ	Halle/Saale	235.7	マグデブルク	Magdeburg	229.8
チューリンゲン	8	アルテンブルク	Altenburg	37.2	アイゼナハ	Eisenach	43.6	エアフルト	Erfurt	202.7
		ゲーラ	Gera	102.7	ゴータ	Gotha	46.5	イエナ	Jena	102.5
		ノルトハウゼン	Nordhausen	43.3	ヴァイマール	Weimar	64.5			
合計	100									

2008年ドイツ消防年鑑を参考に作成

バーデン・ヴュルテンベルク州では、特別市は9あるが、常備消防が設置されているのは、そのうち人口が10万人以上の8都市である。バイエルン州では、特別市は25あるが、そのうち常備消防が設置されているのは、人口10万人以上の7都市であり、人口10万人台で常備消防が設置されていない1都市がある。

ヘッセン州では、特別市は5でいずれも人口10万人以上で常備消防が設置されており、このほか、人口10万人未満だが、行政管区の庁舎がある1都市で常備消防が設置されている。ニーダーザクセン州では、特別市は8であるが、クックスハーフェン（Cuxhaven）（郡庁所在市で漁港都市）とヒルデスハイム（Hildesheim）（1974年までは特別市）の2都市で常備消防が設置されている。

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、特別市が23あるが、それ以外にも常備消防が設置されている3都市があり、あわせて26都市である。ラインラント・プファルツ州では、特別市は12であるが、これには人口10万人未満の都市を含み、人口10万人程度以上の5都市で常備消防が設置されている。ザールラント州では、常備消防は、10万人以上の都市では設置を義務付けているが、3万人以上の都市で設置可能である。なお、実際には常備消防を設置しているにはザールブリュッケン（Saarbrücken）のみである。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では、特別市は4で、いずれも常備消防が設置されている。

ブランデンブルク州では、特別市は4であるが、郡庁所在市の1都市エーベルスヴァルデ（Eberswalde）を含む5都市で常備消防が設置されている。メクレンブルク・フォアポンメルン州では、常備消防は、特別市の6都市で常備消防が設置されている。ザクセン州では、特別市は3（2008年の行政改革で7から減少）だが、常備消防は従来の特別市に設置されている。ザクセン・アンハルト州の場合は、3の特別市に常備消防が設置されている。チューリンゲン州では、特別市は6であるが、8都市で常備消防が設置されている。

2) 各州別常備消防の隊数、署数、構成員の状況

州別にみた常備消防の隊数、署数、構成員の状況は、図表18のとおりである。

図表18 各州別常備消防隊の隊数・署数・構成員数

州名	体制			構成員		
	消防隊数	消防署数	そのうち常駐所	実員	専業	そのうち女性
ベルリン	1	38	38	3,826	3,826	23
ブレーメン	2	7	7	689	707	13
ハンブルク	1	31	31	2,209	2,414	21
バーデン・ヴュルテンベルク	8	15	15	1,344	1,344	9
バイエルン	7	21	21	2,504	2,504	10
ヘッセン	6	29	29	1,766	1,766	17
ニーダーザクセン	10	20	20	1,882	1,882	0
ノルトライン・ヴェストファーレン	26	113	95	8,074	8,074	55
ラインラント・プファルツ	5	7	7	684	648	3
ザールラント	1	2	2	186	189	2
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	4	9	9	688	688	2
ブランデンブルク	5	7	7	540	540	22
メクレンブルク・フォアポンメルン	6	9	9	728	728	28
ザクセン	7	16	16	1,579	1,579	24
ザクセン・アンハルト	3	6	6	554	554	1
チューリンゲン	8	9	11	649	649	5
合計 (2006)	100	339	323	27,902	28,092	235
合計 (2005)	101	312	306	28,056	28,055	196
合計 (2004)	100	308	304	27,603	27,033	189
合計 (2003)	99	304	301	27,606	25,111	156
合計 (2002)	99	292	299	27,268	24,426	372

2008年ドイツ消防年鑑から作成

連邦全体で100隊の常備消防隊のうち、ノルトライン・ヴェストファーレン州に26隊あり、消防署数、消防隊員数でも都市州である首都ベルリンやハンブルク市を抜いて一番多くなっている。(ノルトライン・ヴェストファーレン州については、「ノルトライン・ヴェストファーレン州の消防事情」参照)

3) 女性の常備消防隊員

女性の常備消防隊員は、連邦全体で235人（常備消防隊員の0.8%）である。

4) 各州別の常備消防隊の消防車両等の状況

各州別の常備消防隊の消防車両等の状況は、**図表19**のとおりである。

図表19 各州別常備消防隊の消防車両等の保有状況

州名	消防隊数	消防署数	消防車両				1署当たり		
			消防車	はしご自動車	装備車・装置搭載車	救急救助関係車両	消防車	はしご自動車	救急救助関係車両
ベルリン	1	38	360	41	14	167	9.5	1.1	4.4
ブレーメン	2	7	19	9	15	30	2.7	1.3	4.3
ハンブルク	1	31	41	23	12	119	1.3	0.7	3.8
バーデン・ヴュルテンベルク	8	15	46	18	44	5	3.1	1.2	0.3
バイエルン	7	21	68	38	29	57	3.2	1.8	2.7
ヘッセン	6	29	52	25	51	34	1.8	0.9	1.2
ニーダーザクセン	10	20	59	26	68	113	3.0	1.3	5.7
ノルトライン・ヴェストファーレン	26	113	242	111	140	674	2.1	1.0	6.0
ラインラント・プファルツ	5	7	46	13	25	13	6.6	1.9	1.9
ザールラント	1	2	8	2	9	8	4.0	1.0	4.0
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	4	9	25	13	16	41	2.8	1.4	4.6
ブランデンブルク	5	7	9	5	10	49	1.3	0.7	7.0
メクレンブルク・フォアポンメルン	6	9	20	10	18	48	2.2	1.1	5.3
ザクセン	7	16	31	19	19	42	1.9	1.2	2.6
ザクセン・アンハルト	3	6	14	6	5	10	2.3	1.0	1.7
チューリンゲン	8	9	27	11	36	23	3.0	1.2	2.6
合計 (2006)	100	339	1,067	370	511	1,433	3.1	1.1	4.2

2008年ドイツ消防年鑑から作成

常備消防隊1署当たりの消防車やはしご車の配置状況は、多少の差異はあるものの、ほとんどの州で消防車2～4台、はしご車1～2台となっているのに対して、救急救助関係車両については、1～7台とバラツキがある。これは、消防の患者搬送及び救急の業務は、州によって、又は州の内部でもかなり異なっているためである。民間救助組織がこの職務を遂行しており、州によっては、救急について消防が関与していない地域もある。

(3) 義勇消防 (Freiwillige Feuerwehr)

1) 義勇消防の概要

ドイツにおいては、義勇消防は消防組織の中で重要な位置を占めている。義勇消防は伝統的に消防活動の源泉となっており、また財政的にもすべて常備消防で対処しようとした場合にその人件費が大きな財政負担となるので、義勇消防は財政負担の軽減にも寄与している。義勇消防隊員は、一般的に市民から尊敬されている。

業務については、常備消防と基本的には共通であるが、消火、事故の際の技術救助・患者搬送・救急といった業務以外については、基本的に郡の事務であることが多い。

2) 義勇消防隊員

義勇消防隊員になるには、二つの方法がある。その一つは、最初12歳で見習消防隊とボーイスカウトとの中間のような青少年消防隊に入隊して、消防訓練、キャンプ及び各種の競技を行う。その後、各州の法律にしたがって2年以上青少年消防隊に所属した後、義勇消防隊員になり、16歳から18歳で呼吸器装着訓練をはじめとする養成教育を受ける。

もう一つの方法は、消防局の見習義勇消防隊員となって出火活動せずに養成教育を受ける。そして、12ヶ月後に正規の義勇消防隊員となる。中には、兵役の代わりとして義勇消防隊員を務める者もいる（注²¹）。

3) 義勇消防隊の状況

義勇消防隊の状況は、**図表20**（後掲）のとおりである。

ドイツ連邦全体で義勇消防隊は2万4,479隊、隊員数103万5,941人、うち女性7万5,104人（全体の7.2%）、専業の義勇消防隊員6,902人（全体の0.6%）となっている。また、義勇消防隊員を常備消防隊員と比較してみると、常備消防隊員は連邦全体で2万7,902人であるので、隊員数103万5,941人の義勇消防隊が37.1倍となっている。

州別にみて常備消防隊員が義勇消防隊員よりも多いのは、都市州であるベルリンとブレーメンだけである。都市州以外の州の平均では、48.7倍にもなっている。人口千人当たりの義勇消防隊員をみると、連邦全体で12.6人、都市州は少なく、ベルリン（0.4人）、ブレーメン（1.0人）、ハンブルク（1.5人）となっている。一般の州では、都市化の進んでいるノルトライン・ヴェストファーレン州が4.6人と少なく、その他の州は、10人から19人となっている。バイエルン州が一番多く25.6人となっている。1隊平均の隊員数は、連邦全体では42.3人となっているが、州別にみるとかなり幅があり、ブランデンブルク州236.5人、ザールラント州220.6人、ノルトライン・ヴェストファーレン州211.2人は1隊平均が大きくなっている。その他の州は20人台から90人台となっている。

特別市を含めた市町村数当たりの義勇消防隊数は、連邦全体では2.1となっているが、都市州であるハンブルク（87.0）、ベルリン（58.0）、ブレーメン（11.5）が多く、広域州ではヘッセン州（6.0）、バイエルン州（3.9）、ニーダーザクセン州（3.3）が多い州となっている。郡・特別市当たりの義勇消防隊数は、連邦全体では59.3であり、ザクセン・アンハルト州（122.1）、ヘッセン州（98.7）、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州（93.9）が多い州となっている一方、ノルトライン・ヴェストファーレン州（7.3）、ザールラント州（8.7）は少ない。

²¹ ドイツでは第二次世界大戦後、徴兵制度は廃止されていたが、旧西ドイツでは1957年に復活し、男子は兵役の義務がある（当初は、18ヶ月であったが、その後、15ヶ月に短縮され、統一後は12ヶ月に、1996年から10ヶ月に、2002年からはさらに9ヶ月に短縮されている。）。

なお、基本法により信念に基づく兵役拒否が認められ、兵役以外の代替勤務に就くことができ、多くの場合は奉仕活動にあたっている。兵役代替勤務に従事している人は兵役代替社会奉仕者

（Zivildienstleistende）と呼ばれ、民間救助組織において活動している人も少なくない。兵役代替勤務は、現在は兵役期間と同じ9ヶ月に短縮されている。

4) 義勇消防隊の消防車両保有状況

各州別の義勇消防隊の消防車両等の保有状況は、図表21のとおりである。

図表21 各州別義勇消防隊の消防車両等の保有状況

州名	市町村数	義勇消防隊数 A	消防車両				1 隊平均消防車 B/A
			消防車 B	はしご自動車	装備車・装置搭載車	救急救助関係車両	
ベルリン	1	58	0	0	0	0	0.0
ブレーメン	2	23	46	0	2	0	2.0
ハンブルク	1	87	185	0	0	0	2.1
バーデン・ヴュルテンベルク	1074	1,107	4,839	340	730	0	4.4
バイエルン	1985	7,750	8,254	425	538	0	1.1
ヘッセン	426	2,565	3,573	175	606	0	1.4
ニーダーザクセン	1022	3,368	4,907	157	522	9	1.5
ノルトライン・ヴェストファーレン	396	396	4,421	293	800	504	11.2
ラインラント・プファルツ	2306	2,333	2,437	139	442	1	1.0
ザールラント	52	52	544	21	128	3	10.5
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	1116	1,408	2,094	69	209	2	1.5
ブランデンブルク	420	202	1,324	70	152	15	6.6
メクレンブルク・フォアポンメルン	818	1,096	1,498	50	112	0	1.4
ザクセン	491	509	1,533	89	292	2	3.0
ザクセン・アンハルト	860	1,710	2,179	79	143	0	1.3
チューリングゲン	955	1,815	2,133	76	293	1	1.2
合計 (2006)	11925	24,479	39,967	1,983	4,969	537	1.6

2008年ドイツ消防年鑑から作成

義勇消防隊が持っている消防車は、39,967台と常備消防隊が持っている消防車1,067台を数量的に大きく上回っているが、1 隊当たりの台数をみると連邦平均で1.6台、1 隊当たりの隊員数の多いノルトライン・ヴェストファーレン州 (11.2台)、ザールラント州 (10.5台) が多く、ブランデンブルク州 (6.6台)、バーデン・ヴュルテンベルク州 (4.4台)、ザクセン州 (3.0台) と続き、その他の広域州は、1.0台～1.5台となっている。1 隊1～2台の義勇消防隊が多いことをうかがわせる。

都市州は、ブレーメン (2.0台)、ハンブルク (2.1台) となっており、ベルリンの義勇消防隊は保有していない。

5) 義勇消防隊員の公務災害補償

義勇消防隊員 (常勤の専門隊員 (官吏) の場合を除く) に対する消防傷害保険運営体 (Feuerwehrunfallversicherungsträger) が各州にあり、義勇消防隊員は呼び出されて消防署に向かって出動する時から事業所 (または自宅) に帰るまで義勇消防隊員の関係地方自治体の予算により、義勇消防隊員公務災害補償のための強制保険が掛けられている。各州の保険運営体別の内訳は、図表22のとおりである。

図表22 義勇消防隊員の公務災害補償運営体と保険加入者等の状況

州名	義勇消防隊員数		保険加入者	保険運営体	備考
ベルリン	1,358		1,377	Unfallkasse Berlin	
ブレーメン	635		632	Unfallkasse Bremen	
ハンブルク	2,613	79,593	119,539	Hanseatische Feuerwehr-Unfallkasse Nord	1997年にシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州とメクレンブルク・フォアポンメルン州の基金が統合。さらに2006年にハンブルクの基金と統合した。
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	48,758				
メクレンブルク・フォアポンメルン	28,222				
バーデン・ヴュルテンベルク	107,068		135,611	Unfallkasse Baden-Württemberg	2003年に Badischer GUVV と Württembergischer GUVV を含めて統合
バイエルン	319,960		372,352	Bayerischer Gemeindeunfallversicherungsverband	
			795	Unfallkasse München	
ヘッセン	70,768		106,845	Unfallkasse Hessen	
ニーダーザクセン	129,012		202,060	Feuerwehr-Unfallkasse Niedersachsen	
ノ르트ライン・ヴェストファーレン	83,622		125,955	Unfallkasse Nordrhein-Westfalen	FUK Rheinland と FUK Westfalen-Lippe が統合。さらに、2008年に FUK を含む3つの公務災害補償基金が統合。
ラインラント・プファルツ	55,352		51,990	Unfallkasse Rheinland-Pfalz	
ザールラント	11,471		15,066	Unfallkasse Saarland	
ブランデンブルク	47,768		72,290	Feuerwehr-Unfallkasse Brandenburg	
ザクセン	48,632		64,292	Unfallkasse Sachsen	
ザクセン・アンハルト	38,167		61,813	Feuerwehr-Unfallkasse Mitte	
チューリンゲン	42,535		65,990		
合計 (2006)	1,035,941		1,396,607		
合計 (2005)	1,042,435		1,418,217		

3日を超える傷害事故の状況(2006)	件数	割合
消火活動	2,290	21.2
技術的支援活動	713	6.6
訓練	2,648	24.5
作業場・整備場の業務	769	7.1
スポーツ	1,290	11.9
交通事故	452	4.2
消防隊の集会	1,461	13.5
救急活動・患者輸送	146	1.4
防災	218	2.0
その他	825	7.6
合計	10,812	100.0

年金受給者数 (2006)	2,409人
---------------	--------

2008年ドイツ消防年鑑から作成

各州で単独保険運営体のところと複数の州、保険対象者も義勇消防隊員に限るところと幅広く対象としているところがある。近年の傾向として、統合の方向にある。

公務災害の状況（2006年）については、死亡事故は、活動中の事故14人、途中での事故6人、計20人となっている。また、3日を超える傷害事故の原因は、訓練（24.5%）、消火活動（21.2%）、消防隊の集会（13.5%）、スポーツ（11.9%）、作業場・整備場の業務（8.8%）、技術的支援活動（6.6%）、交通事故（4.2%）、防災（2.0%）、救急活動・患者搬送（1.4%）、その他（7.6%）となっている。現在の年金受給者該当者は、2,409人である。

6) 常備消防と義勇消防の両者がある場合の両者の関係

一般に常備消防機関が設置されている特別市内部においても、通常は、義勇消防も設置されており、これは、都市州においても同様であり、常備消防から義勇消防に出動の指導が行われる。

特別市以外の市町村も消防機関を持つが、通常の場合、それは義勇消防である。

また、特別市以外の市町村で規模が比較的大きい市町村では、義勇消防隊には常勤の専門隊員をも配置している。この隊員は義勇消防隊の管理等に当たっている。

例えば、ヘッセン州では、特定の6都市で常勤の消防専門隊員が配属されている。ブランデンブルク州では、人口3万人以上の市町村では消防専門隊員のいる義勇消防隊の設置が義務付けられている。チューリングゲン州では、人口2万5千人以上の市町村では、消防専門隊員がいる義勇消防隊の設置が義務付けられている。

(4) 事業所消防 (Werkfeuerwehr)

ドイツにおいては、各州に事業所における自衛消防組織からなる消防隊（事業所消防）が設置されている。

事業所消防は、各州の消防・防災・救助法に基づいている。ヘッセン州の消防・防災・救助法 (Hessisches Gesetz über den Brandschutz, die Allgemeine Hilfe und den Katastrophenschutz (HBKG)) によれば、州行政管区は、火災もしくは爆発の高い危険があり、あるいはその他の危険がある工場その他の事業所に対しては、そのような危険を防止するために、相応の能力を持つ消防を設置し、運営することを義務付けることができると規定し、これが事業所消防である。事業所消防は、事業所施設における消火活動と一般救助という公共の任務を負う。市長または郡長は、事業所の長の了解を得て、事業所消防を事業所の外において出動させることができ、その費用は地方自治体が補填する。事業所消防隊は、原則として、事業所の所員のみで構成されなければならない。また、事業所消防隊の隊員は、公共消防相応の養成教育を受けるものとされている。州行政管区は、事業所消防を5年ごとに監査しなければならない、あるいはいつでも監査できるとされている。

ドイツ消防年鑑によると、事業所消防の隊数は、857隊となっている。その隊員数は31,340人（1隊平均36.6人）、そのうち、専従者が7,189人（事業所消防隊員の22.9%、1隊平均8.4人）となっている。

各州別にみた事業所消防隊の概況は図表23のとおりである。

図表23 各州別事業所消防隊の状況

州名	州人口 A	体制			構成員			人口1 万人当 たり事 業所消 防隊員 数 C/A	1 隊当たり	
		消防隊 数 B	消防署 数	その うち 常駐 署	隊員数 C	専従者 数 D	その うち 女性		隊員数 C/B	専従者 数 D/B
ベルリン	3,416	3	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
ブレーメン	663	4	4	4	191	191	0	2.9	47.8	47.8
ハンブルク	1,771	6	0	0	261	255	0	1.5	43.5	42.5
バーデン・ヴュルテンベルク	10,750	181	186	31	6,440	1,051	151	6.0	35.6	5.8
バイエルン	12,520	242	244	30	9,417	1,611	157	7.5	38.9	6.7
ヘッセン	6,073	74	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
ニーダーザクセン	7,972	105	0	0	4,573	0	0	5.7	43.6	0.0
ノルトライン・ヴェストファーレン	17,997	92	98	64	4,940	2,684	69	2.7	53.7	29.2
ラインラント・プファルツ	4,046	34	19	7	621	50	7	1.5	18.3	1.5
ザールラント	1,037	16	23	11	797	174	3	7.7	49.8	10.9
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	2,837	29	14	10	1,103	134	14	3.9	38.0	4.6
ブランデンブルク	2,536	11	13	11	815	374	11	3.2	74.1	34.0
メクレンブルク・フォアポンメルン	1,680	4	4	3	128	86	0	0.8	32.0	21.5
ザクセン	4,220	33	35	14	1,227	335	15	2.9	37.2	10.2
ザクセン・アンハルト	2,412	17	20	13	652	226	8	2.7	38.4	13.3
チューリンゲン	2,289	6	3	2	175	18	6	0.8	29.2	3.0
合計 (2006)	82,218	857	663	200	31,340	7,189	441	3.8	36.6	8.4

2008年ドイツ消防年鑑から作成

人口1万人当たりの事業所消防隊員数は、連邦全体では3.8人となっているが、その数値は州によってかなりの差があり、ベルリン市とヘッセン州で0人、メクレンブルク・フォアポンメルン州0.8人、チューリンゲン州0.8人と著しく低く、反対に多いのは、ザールラント州7.7人、バイエルン州7.5人、バーデン・ヴュルテンベルク州6.0人、ニーダーザクセン州5.7人などである。

かつては、旧東ドイツ地域では公共消防が財政的理由等で手薄であったので、事業所の自衛消防隊は相互応援協定により当該事業所外部の消防業務も行っていたということであるが、現在の状況をみると、その後の情勢の変化により事業所消防は縮小している。

各州別に事業所消防の消防自動車等の保有状況は、図表24のとおりである。

図表24 各州別事業所消防隊の消防車両等の保有状況

州名	事業所 消防隊数 A	消防車両				1 隊平均 消防車 B/A
		消防車B	はしご 自動車	装備車・装 置搭載車	救急救助 関係車両	
ベルリン	3	0	0	0	0	0.0
ブレーメン	4	8	2	4	3	2.0
ハンブルク	6	0	0	0	0	0.0
バーデン・ヴュルテンベルク	181	325	21	82	33	1.8
バイエルン	242	278	26	42	0	1.1
ヘッセン	74	0	0	0	0	0.0
ニーダーザクセン	105	194	10	51	35	1.8
ノルトライン・ヴェストファーレン	92	234	39	56	68	2.5
ラインラント・プファルツ	34	24	3	16	1	0.7
ザールラント	16	37	0	10	5	2.3
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン	29	24	3	5	2	0.8
ブランデンブルク	11	29	6	8	11	2.6
メクレンブルク・フォアポンメルン	4	6	0	1	2	1.5
ザクセン	33	35	4	8	10	1.1
ザクセン・アンハルト	17	18	4	1	9	1.1
チューリンゲン	6	9	0	2	0	1.5
合計 (2006)	857	1221	118	286	179	1.4

2008年ドイツ消防年鑑から作成

事業所消防隊は、連邦全体で消防車を1,221台保有しており、連邦全体の平均で1隊当たり1.4台となっている。

はしご車は、ベルリン市、ハンブルク市、ヘッセン州、ザールラント州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、チューリンゲン州には1台もないが、連邦全体で118台持っており、平均すると7.3隊に1台のはしご車があることになる。

(5) 青少年消防 (Jugendfeuerwehr)

青少年消防は、1882年にシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州にあるフェール (Föhr) 島のエーフェナム (Oevenum) で創設された。これは欧州最古の青少年消防とされている。その後、しばらくたって1964年にベルリンでドイツ青少年消防が設置され、連邦全体にひろがった。

青少年消防隊は、義勇消防隊の青少年部門である。各州にあり、その概況は図表25のとおりである。

図表25 各州別青少年消防隊の状況

州名	隊数 A	そのうち女性隊員がいる隊数	隊員数 B	そのうち女性隊員数 C	1 隊当たり隊員数 B/A	女性隊員の割合 C/B (%)	人口 D	人口比 1万人当たり隊員数 B/D	市町村数 (特別市を含む) E	1 市町村当たり隊数 A/E
ベルリン	46	38	773	120	16.8	15.5	3,416	2.3	1	46.0
ブレーメン	12	12	204	37	17.0	18.1	663	3.1	2	6.0
ハンブルク	50	47	850	156	17.0	18.4	1,771	4.8	1	50.0
バーデン・ヴュルテンベルク	985	803	29,073	4,530	29.5	15.6	10,750	27.0	1,074	0.9
バイエルン	4,655	3,233	50,704	12,387	10.9	24.4	12,520	40.5	1,985	2.3
ヘッセン	2,139	1,816	31,606	8,619	14.8	27.3	6,073	52.0	426	5.0
ニーダーザクセン	1,939	1,739	33,768	9,482	17.4	28.1	7,972	42.4	1,022	1.9
ノルトライン・ヴェストファーレン	1,090	848	20,291	3,040	18.6	15.0	17,997	11.3	396	2.8
ラインラント・プファルツ	1,103	805	14,014	2,839	12.7	20.3	4,046	34.6	2,306	0.5
ザールラント	307	220	3,526	635	11.5	18.0	1,037	34.0	52	5.9
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	403	380	9,407	2,250	23.3	23.9	2,837	33.2	1,116	0.4
ブランデンブルク	1,126	785	11,437	3,759	10.2	32.9	2,536	45.1	420	2.7
メクレンブルク・フォアポンメルン	677	459	7,253	1,898	10.7	26.2	1,680	43.2	818	0.8
ザクセン	1,003	728	10,608	2,223	10.6	21.0	4,220	25.1	491	2.0
ザクセン・アンハルト	1,033	947	9,400	3,121	9.1	33.2	2,412	39.0	860	1.2
チューリングェン	1,126	863	14,416	3,711	12.8	25.7	2,289	63.0	955	1.2
合計 (2006)	17,694	13,723	247,330	58,807	14.0	23.8	82,218	30.1	11,925	1.5

2008年ドイツ消防年鑑から作成

青少年消防隊は、直接消防活動には従事していないが、ボーイスカウト活動のような青少年の野外活動を行うことによって、青少年の健全な心身の発達に寄与するとともに、基礎的な養成教育を通じて消防の仕事への理解を深め、将来の義勇消防隊員の予備軍的な機能を果たしている。

青少年消防隊数は、連邦全体で1万7,694隊、隊員数は24万7,330人となっている。1 隊当たりの人員は平均して14.0人である。青少年消防隊数は平均して1 市町村1.5隊となっており、州別にみると、ベルリン、ハンブルク等の3都市州は多くの青少年消防隊を持っており、また、ザールラント州、ヘッセン州なども1 市町村平均で5～6 隊あるが、反面、1市町村1隊に満たない州も多く、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州 (0.4)、ラインラント・プファルツ州 (0.5)、メクレンブルク・フォアポンメルン州 (0.8)、バーデン・ヴュルテンベルク州 (0.9) となっている。

青少年消防隊員の人口1 万人当たりの数を比較してみると、連邦全体の平均で30.1人、3 都市州は少なくとも2.3～4.8人、都市化が進んでいるノルトライン・ヴェストファーレン州も11.3人と低く、一方、チューリングェン州が最も多く63.0人、次いでヘッセン州52.0人その他の広域州は1万人当たり20人台～40人台である。

青少年消防隊員の年齢構成は、図表26のとおりである。15歳15.6%をピークにして、14歳15.3%、16歳14.4%、13歳13.6%、12歳11.7%、17歳9.8%、11歳8.1%、10歳6.4%の順となっており、10歳未満と18歳以上は少なくなっている。

図表26 青少年消防隊の年齢構成

年齢区分	人数 (人)	比率 (%)
10歳未満	3,965	1.6
10歳	15,795	6.4
11歳	20,090	8.1
12歳	28,971	11.7
13歳	33,554	13.6
14歳	37,936	15.3
15歳	38,686	15.6
16歳	35,593	14.4
17歳	24,224	9.8
18歳	7,744	3.1
19歳以上	772	0.3
合計 (2006年)	247,330	100.0

比率は、四捨五入の関係で、その合計は100.0%と一致しない。

2008年ドイツ消防年鑑から作成

青少年消防隊の活動状況としては、2週間に1回集を開くグループが一番多く (41.8%)、次いで1週間に1回 (36.3%)、毎月1回 (17.4%)、毎週数回 (4.4%) の順となっている。

専門分野毎の訓練時間数の割合は、消防技術養成教育 (39.3%)、一般的な青少年活動 (32.3%)、野営・遠征・集会 (28.4%) となっている。青少年消防隊の面倒を見ているのは、義勇消防の特別な訓練を受けた青少年消防監督員 (Jugendfeuerwehrwart) であり、訓練指導者としても活動している。

青少年消防隊の後継者問題としては、36.3%の隊が後継者難に悩んでおり、7.7%の隊が応募者過剰に悩んでいるとしている。州別にみると、応募者過剰に悩む隊が後継者難に悩む隊を上回っているのは、ハンブルク市、ブレーメン市、ノルトライン・ヴェストファーレン州、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州であり、それ以外の州は後継者難に悩む隊が応募者過剰に悩む隊を上回っている。特に旧東ドイツの州で後継者難に悩む隊が多いのが目立つ。青少年消防隊への女子の受入は、1万4,053隊 (全体に79.4%) で行われており、女子の隊員数も5万8,807人 (23.8%) となっている。

図表27 各州別青少年消防隊の後継者問題等

州名	青少年消防隊数	後継者の状況			消防隊への女子受入	消防隊からの補助金
		後継者難に悩む	応募者過剰	女性の受入		
ベルリン	46	12	5	44	43	41
ブレーメン	12	2	6	12	12	12
ハンブルク	50	2	25	50	49	48
バーデン・ヴュルテンベルク	985	157	124	892	828	681
バイエルン	4,655	1,252	88	3,003	3,003	1,966
ヘッセン	2,139	842	34	2,040	1,975	1,634
ニーダーザクセン	1,939	452	145	1,896	1,848	1,708
ノルトライン・ヴェストファーレン	1,090	147	364	998	951	942
ラインラント・プファルツ	1,103	351	111	1,006	910	628
ザールラント	307	119	15	270	258	261
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン	403	55	113	388	377	367
ブランデンブルク	1,126	589	63	815	706	396
メクレンブルク・フォアポンメルン	677	395	60	570	516	347
ザクセン	1,003	593	40	899	833	441
ザクセン・アンハルト	1,033	735	145	986	907	899
チューリンゲン	1,126	726	29	920	837	483
合計 (2006)	17,694	6,429	1,367	14,789	14,053	10,854
全体に占める割合		36.3	7.7	83.6	79.4	61.3

2008年ドイツ消防年鑑から作成

4 消防職員

(1) 消防職員の種類

常備消防隊員は官吏であり、義勇消防隊員においても、隊長及び専従隊員は官吏であるが、一般の隊員は名誉職であり、公職であるものの、公務員ではない。事業所消防及び青少年消防の隊員も公務員ではない。

(2) 常備消防職員の階層と養成教育

常備消防職員はそのほとんどが官吏である。

1) 中級職官吏

採用条件は、消防・防火活動に適した職業分野での職人試験に合格していること。たいていの場合、手工業的職業分野（例えば鋸前工、左官工など）で、また二年間のその分野での職業経験が必要とされる。

消防隊員になるための養成教育は2年かかるが、多くの場合、養成教育は各消防隊において行われる。2年間の養成教育の後、州の職階試験を受験することになる。この試験のための研修コース（2か月）があり、常備消防隊または州立消防学校で受講できる。

ヘッセン州の場合、中級職の消防職員となるためには、まず、30歳以下で、基幹学校卒業か相応の学校卒業水準にあることを証明できること、かつ相応の職業養成教育あるいは技術専門学校、専門上級学校の卒業資格を有していることである。それに加えて、健康で書面による試験、実技試験、スポーツ適性試験で相応の成績を修め、水泳検定でシルバー資格を有し、運転免許証クラスBを保有していることである。

ヘッセン州の場合、消防職員としての養成教育の2年間では、まず、カッセルにある州立消防学校における8週間の基礎養成課程で社会科、国語、数学、物理、化学、生物といった科目を学ぶ。引き続き、ここで、20週間の基礎養成課程で、消防の技術的基礎、例えば、予防消防、消火活動、技術救助、救急といった業務に不可欠な知識を身に付ける。さらに引き続き、各消防隊で実習が行われ、州の職階試験で研修は終了する。合格すれば、消防士長見習（Brandmeisteranwärter）として試用期間に入る。

2) 上級職官吏

採用条件は専門大学（前身は技師専門学校）を卒業していること（注²²）。消防技術にかんする養成教育コースは2年かかるが、その間に他の常備消防隊でそれぞれ5か月に及ぶ「官吏候補者」としての実習を2回受けなければならない。そして最後に消防査察官（Brandinspektor）の試験を受ける。この試験のために、3か月間の研修コースがあり、大部分の州では州立消防学校で行われるが、消防隊内で行われている州もいくつかある。

ヘッセン州の場合、上級職官吏の準備業務に入るためには、35歳以下で、消防業務遂行（呼吸補助装置を担ぐことを含む）に向いているとの医師の診断書があり、職階にふさわしい分野の専門大学の卒業試験に合格していることとしている。準備業務中は、消防査察官見習（Brandinspektoranwärter）に任ぜられる。養成教育の期間は2年間であるが、不十分なし特別の理由があるときは1年延長できる。養成教育は州の職階試験をもって終了する。

また、ヘッセン州の場合、中級職の官吏が上級職に昇格するためには、少なくとも5年間、上級消防士長（Oberbrandmeister）として勤務し、人物、行動、研修の試験成績、隊の指導振りが上級職にふさわしいことである。準備期間は1年6ヶ月である。

3) 高級職官吏

採用条件は、工科大学または総合大学で工学、化学、または物理学の修士の資格を得たものである。

消防技術に関する養成教育は、最低2年かかり、4か所の異なる消防隊（最初は6ヶ月、その後、5ヶ月毎に3回）、そして1か所の消防・防火担当の役所（3ヶ月）で行われる。研修の最後に、ノルトライン・ヴェストファーレン州の内務省から任命された試験委員会が行う、全国一律の国家試験（注²³）を受ける。試験委員会の委員長には、ミュンスターにあるノルトライン・ヴェストファーレン州立消防学院の校長が就いている。

国家試験ばかりでなく、2年の研修期間の細部に至るまで全国一律になっている。

一言で言うとその背景には以下のようなことがある。高級職の官吏を必要としているのは、都市にある常備消防隊であり、都市はケルンにあるドイツ都市会議に代表者を送り出している。各州の内務大臣は、高級職官吏の研修はドイツ都市会議に委ね、国家試験はノルトライン・ヴェストファーレンで行うということで一致したのである。

²² 採用規定にある採用条件は、実際は殆ど意味をなさない場合が多いと言われている。上級職官吏の約95%はいわゆる「昇進官吏」といわれ、中級職官吏から昇進したものである。この昇進の見込みは、採用規定にも明記されており、実際のところそれが普通になっている。この理由としては、とりわけ近年このポジションに技師を採用できなかったことが挙げられる。

²³ ここでいう国家試験とは国家としての州の試験の意味である。

なお、上級職から高級職に昇格する途も開かれている。

(3) 常備消防職員の勤務条件等

1) 給料（基本給 Grundgehalt）（月額）

図表28（後掲）は、ヘッセン州の官吏の給与グループA（一般行政職に相当）及びB（一般行政職幹部に相当）の給料（本俸）で、官吏である消防職員はこの表による。消防職員の階級に応じて、給料が決まっている。階級は、ヘッセン州の例によっている（なお、階級の日本語訳は便宜上付けたものであって、日本の制度に対応するものではない）。

ヘッセン州の場合、消防職員の給料は、2009年4月時点の官吏給与表グループA 7で21歳独身であれば、最初の養成教育課程の年度では本俸1795.49ユーロ、消防手当65.60ユーロ 2年後には消防手当131.20ユーロのほか、交替勤務手当がある。社会保険料負担はない（年金保険料、失業保険料、健康保険料（なお、無拠出の医療扶助給付を補填するため、官吏の多くは民間医療保険に加入））。

①中級職官吏（現在ではA 7～A 9のみ）

A 5（Feuerwehrmann）消防士

A 6（Oberfeuerwehrmann + Anwärter）上級消防士（見習）

A 7（Brandmeister）消防士長

A 8（Oberbrandmeister）上級消防士長

A 9（Hauptbrandmeister）主要消防士長

②上級職官吏

A 9（Brandinspektor）消防査察官

A 10（Brandoberinspektor）上級消防査察官

A 11（Brandamtman）消防司令補

A 12（Brandamtsrat）消防司令

A 13（Brandoberamtsrat）消防司令長

③高級職官吏

A 13（Brandreferendar）消防管理官補

A 13（Brandrat）消防管理官

A 14（Oberbrandrat）上級消防管理官

A 15（Branddirektor）消防監

A 16（Leitender Branddirektor）消防総監

このほか、州内務省消防防災課長としての参事官（Ministerialrat als Referatsleiter Brandschutz im HMdI）等には、給与グループBの給料表が適用（参事官の場合はB 3）される。

2) 消防職員特別手当（Feuerwehruzulage）（月額）

消防職員のうちA 1からA 12までの等級の職員のみ適用される。ヘッセン州の場合、1年の勤務経験後は65.60ユーロ、2年の勤務経験後は131.20ユーロである。

3) その他手当

そのほか、家族手当、超過勤務補償などの手当が支給される。

家族手当 (Familienzuschlag) は、ヘッセン州の場合、A 2～A 8 の等級では、1号俸で106.36ユーロ、2号俸で201.89ユーロ、その他の等級では、1号俸で117.70ユーロ、2号俸で207.23ユーロである。子供が二人以上のときは、二人目から95.53ユーロ、三人目以上から297.67ユーロが加算される。また、A 2～A 5 の等級では、2号俸から子供一人につき、5.42ユーロが加算され、3号俸からは、子供一人につきA 2～A 3 で27.12ユーロ、A 4 で21.69ユーロ、A 5 で16.27ユーロが加算される。

超過勤務補償 (Mehrarbeitsvergütung) は、ヘッセン州の場合、A 2～A 4 の等級で10.57ユーロ、A 5～A 8 の等級で12.48ユーロ、A 9～A 12の等級で17.13ユーロ、A 13～A 16の等級で23.63ユーロである。

4) 常備消防職員の勤務時間

ドイツの常備消防職員は、大体が24時間3交替制勤務である。2007年以降、消防職員の勤務時間は週48時間を原則としている。ノルトライン・ヴェストファーレン州では、州の基準は、48時間 (通常の官吏は41時間) と定めている。ブランデンブルク州では、本部では、通常40時間、交替勤務時は最高でもプラス10時間、出動体制時では、通常48時間としている。

連邦の通常の官吏の勤務時間は40時間であるが、官吏は、差し迫った必要が生じた場合は、無償で通常の勤務時間を超えて勤務しなければならないとされている。

(4) 常備消防職員 (官吏) の労働基本権と労働組合

1) 概要

I 4 (1) 公務員制度の概要のところの説明しているように、ドイツの公務員は官吏であっても団結権を有している。消防職員については、“dbb 官吏同盟・協約連合” (dbb beamtenbund und tarifunion) 傘下の地方自治体・州公務員組合 (komba (Gewerkschaft für den Kommunal- und Landesdienst im Deutschen Beamtenbund)) の連邦消防・救急分科会 (Bundesfachbereich Feuerwehr und Rettungsdienst) が全国レベルの組織となっている。官吏については、協約締結権はないが、官吏に関する法律に係る事項について、聴聞手続を経ることができる。また、官吏については、争議権はない。

2) 地方自治体・州公務員組合 (komba) の消防・救急分科会の権限と活動

州単位の消防・救急分科会 (Fachbereich Feuerwehr und Rettungsdienst) においては、給与、消防職員勤務時間、昇任の基準、消防職員養成教育・研修・昇任試験、救急業務等の消防に関する事項について、州の消防に関する法令等の事前聴聞手続に参画している。ノルトライン・ヴェストファーレン州では、約4,500人の消防職員 (常備消防隊員及び常勤の義勇消防隊員は合わせて約12,800人) が州地方自治体・州公務員組合に加盟している。

ノルトライン・ヴェストファーレン州地方自治体・州公務員組合の消防分野における活動は、次のとおりである。

- ・組合代表は、消防官吏と消防関係職員の勤務条件の改善を目指して、州議会の会派、州内務省・財務省の代表者、自治体トップ連合 (注²⁴) の代表者と交渉を行う。

²⁴ 自治体トップ連合には、都市会議 (Städtetag) (人口2万人以上の都市で構成)、市町村連盟 (Deutsche Städte- und Gemeindebund (DStGB)) (小規模市町村で構成)、郡会議 (Landkreistag) (郡で構成) がある。

- ・組合代表は、立法手続に参画し、立法に影響を与えることができる。
- ・組合の専門家は、州内務省の養成教育審議会の委員である。
- ・組合の専門家は、州労働・健康・社会福祉省の州救急業務審議会の委員である。
- ・組合は、官吏のために、給与の改善、賞与の改善、休暇振替調整等の事項について、先例的訴訟（Musterverfahren）を行う。
- ・組合の法律家は、裁判所において、また、それぞれの雇用主に対して、消防官吏及び救急士を代理し、消防官吏及び救急士の権利を主張する。
- ・組合の法律家は、昇進問題について支援する。
- ・組合の法律家は、職場における事故について、助言・支援する。
- ・組合の法律家は、等級分類と評価について調査する。
- ・組合の法律家は、職場における交通事故に際して組合員を代理する。
- ・組合の法律家は、組合員に対する損害請求に際して構成員を支援する。
- ・組合の専門家は、消防の勤務計画と勤務時間配分の問題に関して助言する。
- ・組合の専門家は、事業所消防の労働協約交渉について、給与の改善と労働時間の改善を目的に指導する。
- ・組合の専門家は、職員協議会の委員の研修を実施する。

(5) 義勇消防隊の勤務条件等

1) 義勇消防隊員の勤務条件

義勇消防隊員は、原則として名誉職であり、報酬はない。なお、市町村は、恒常の消防署の運営のために常勤職の消防隊員を雇い入れることができる。

名誉職の隊員は各自、自己の職業を持っているが、義勇消防隊の名誉職の隊員は、その消防隊の職務によって自己の職業の業務に関してなんの不利益があってはならないとされる。義勇消防隊員は、事業所を離れて出動している間も雇用主から給与を支払われることが法律で定められている。雇用主は、その間の給与を地方自治体から補償される。また、雇用主は、義勇消防隊員が消防活動を行ったことを理由に同隊員を解雇してはならないこととされている。

出動、訓練、講習、市町村の要請に応じたその他の行事に参画している期間、名誉職の消防隊員は、労働・職務遂行の義務を負わない。通常、毎週末か平日の夕方に2～3時間の訓練が行われる。雇用主または所属長は、この期間の労働の対価（すべての手当を含む）を例外なく支払う義務を負う。民間の雇用主には申し出により、市町村から負担金が支払われる。自営業の名誉職消防隊員は市町村に対して、出動、訓練、研修その他市町村の要請に起因する稼得の喪失の補填を要求できる。通常の業務時間を超えて得られる稼得は考慮の範囲外とされる。

制服は市町村から支給される。義勇消防には、労働組合はなく、争議権もない。

2) 義勇消防隊員の階級

義勇消防隊員の階級は、州によって若干の違いがあるが、おおむね次のとおりである（なお、階級の日本語訳は便宜上付けたものであって、日本の制度に対応するものではない）。

り、それぞれ全国組織と州単位の組織がある。

Feuerwehr Anwärter 隊員見習
Feuerwehrmann 隊員
Oberfeuerwehrmann 上級隊員
(Hauptfeuerwehrmann) (主要隊員)
Löschmeister 消火隊長
Oberlöschmeister 上級消火隊長
Brandmeister 消防隊長
Oberbrandmeister 上級消防隊長
Hauptbrandmeister 主要消防隊長

3)採用と昇進、免職など

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、義勇消防隊の名誉職の隊員は、隊長 (Brandmeister)によって採用され、昇進し、職を解かれる。隊長は、隊員の上司となる。

市町村は、恒常の消防署の運営のために常勤職の消防隊員を雇い入れることができるが、大規模郡所属市及び中規模郡所属市 (注²⁵)においては、このことは義務である。

(6) 消防職員等の公務災害補償制度

1)常備消防職員の公務災害補償制度 (Unfallfürsorge または Unfallkasse)

①官吏の公務災害補償制度

官吏である消防職員は官吏の災害補償 (Unfallfürsorge) の対象となる。各州の恩給法 (Beamtenversorgungsgesetz) で規定されている。

②公務被用者の公務災害補償制度

公務員のうち公務被用者を対象とする公務災害補償基金としての業務は、州毎に組織されている公務災害補償基金 (Unfallkasse) (注²⁶) または市町村災害保険組合連盟 (Gemeinde-unfallversicherungverband)が行っている。

2)義勇消防隊員の公務災害補償制度 (Feuerwehr-Unfallkasse または Unfallkasse)

義勇消防隊員には、公務災害補償についての保険制度がある。保険料は、義勇消防隊員が所属する市町村等が負担する。保険運営体は、各州または複数の州で構成する消防災害補償基金 (Feuerwehr-Unfallkasse) または災害補償基金 (Unfallkasse) である。かつては、消防災害補償基金が主体であったが、災害補償基金との統合や、複数の州の消防災害補償基金と統合する動きが続き、現在、消防災害補償基金として設置されている機関は4つである (図表22参照)

消防災害補償基金は、1882年に創設された「消火業務負傷事故援助基金」に由来し、1929年以降、義勇消防隊員のための法定事故保険の保険者である。基金の法的根拠は、社会福祉法典、ライヒ (帝国) 保険法のほか、基金約款である。

²⁵ ノルトライン・ヴェストファーレン州では、人口6万人超の郡所属市町村は、大規模郡所属市町村 (Große kreisangehörige Gemeinde)、人口2万5千人超6万人以下の郡所属市町村は、中規模郡所属市町村 (Mittlere kreisangehörige Gemeinde) とされ、人口規模に応じて権限が委譲されている。

²⁶ 公務災害補償基金は、常勤の協約職員のみならず、名誉職の議員のほか、公務に関連したものであれば、学校の生徒、幼稚園の園児なども対象とする。州によっては、義勇消防隊員も対象としている。

消防災害補償基金の保険による保護は、法律に根拠を有するものであり、さらに特別な保険契約を結ぶ必要はない。被保険者集団は、前述の基金約款第2条に規定しており義勇消防隊員がその対象となる。

法的事故保険は、消防職務における事故が対象となる。消防職務とは、消火活動、救助措置、技術救助、防災及び住民保護、予防消防措置、警報及び出動訓練、訓練業務、訓練及び教育行事の実施、労働及び作業所業務のほか、州消防連盟大会やドイツ消防連盟の行事への参加である。保険保護は、集会や行事、例えば、加盟者の募集、活躍した消防隊員の表彰、隊員の交流の夕べ、新たな消防自動車や器材の取得、業績競技、つまり、公的性格を持つ、消防隊指導者の権威によって支えられ、消防の重要性に貢献するすべての行事については対象としていない。追加保険の対象となるのは、消防職務に関連のあることであり、その職務の場所においてである。

法律（ライヒ（帝国）保険法537条）に基づき、消防災害補償基金は、法的な事故保険の担い手として、とりわけ公務災害の予防に配慮している。このことは、事故予防規程の告示並びに助言及び研修を通じて行われている。保険事故が発生したときは、特に次のとおりの措置がとられる。安静療法、負傷または経過資金、身体補充交換部品の原状回復または更新、職業救助、負傷年金、死亡弔意金、遺族年金である。義勇消防隊員は法定給付のほかに追加給付を受け取る。

3) 常備消防職員、義勇消防隊員以外の者に対する災害補償

消防職員、消防隊員以外の者による救援救助活動によって生じた事故に対しては、各州の市町村災害補償基金連合が、①救援救助組織の構成員（赤十字など）、②国民保護における援助者、③その他の緊急救援援助のケース（ア）事故、通常の危険または緊急援助における行為または他人を救助する活動で、例えば、交通事故、自然災害の場合の最初の救援救助活動、（イ）職務の遂行で助力を求めている公務活動者に対する援助活動（例えば、警察官への援助）等に対しても、災害保険の対象としている。

4) 公務災害補償の上部団体

各州の災害補償基金、市町村災害補償基金連合、消防災害補償基金や連邦鉄道職員災害補償基金、連邦郵便職員災害補償基金等の上位団体として、公務災害保険者連盟（Bundesverband der Unfallversicherungsträger der öffentlichen Hand e.V.）が設置されている。

5 消防関係の基準・認証等

(1) 消防用機械器具等の規格

ドイツの機器に関する規格には、日本の JIS に相当する DIN（Deutsches Institut für Normung：ドイツ工業規格～ドイツ規格協会）（注²⁷）のほか、米国の NFPA（National Fire

²⁷ DIN は、社団法人で、運営資金は、会員会費、出版物収入、国の補助金による。その規格は、あらゆる産業分野にわたり広範囲の規格として活用されており、英国の BS 規格と並んで、欧州標準化（EN 規格等）や国際標準化（ISO 規格等）への影響力が大きいといわれている。消防分野における主な取扱品目は、消火器、結合器具、はしご車等。DIN は、その責任、情報交換、技術的規定と法的規定の関係等、さらには、欧州及び国際規格活動を担当する標準化組織として連邦政府と協約を締結している。

Protection Association : アメリカ全国防火協会)、UL (Underwriters Laboratory : 損害保険協会研究所)、英国の LPC (Loss Prevention Council : 損害防止協議会) に相当する VdS (Verband der Sachversicher : ドイツ損害保険協会試験所) がある。(注²⁸) DIN の消防規格委員会 (Normenausschuss Feuerwehrwesen (FNFW)) には、消防関係者が参画している。

その他、製品の安全性に関する試験・研究機関である TÜV (Technischer Überwachungsverein e.V. : ドイツ技術検査協会) や VDE (Verband Deutscher Elektrotechniker : ドイツ電気技術者協会) などの業界機関も安全防災関連の基準を作っている。

(2) 認証制度

認証機関としては、VdS (ドイツ損害保険協会試験所)、DGWK (ドイツ製品認証協会) がある (注²⁹)。VdS 認証を州当局がそのまま運用している。

認証方法としては、型式認定 (VdS-anerkannte Produkte der Brandschutztechnik) と工場認定 (VdS-zertifizierte Fachfirmen für Brandmeldeanlagen nach DIN 14675) がある。VdS の型式認定の対象となる製品には、放水消火設備 (Wasserlöschanlagen)、ガス消火設備 (Gaslöschanlagen)、煙・感熱火災報知器 (Rauch- und Wärmefreihaltung Brandmeldeanlagen)、消防特別設備 (Sonderanlagen Brandschutz)、消火器 (Feuerlöscher)、煙熱報知器 (Rauchwarnmelder) がある。また、VdS の工場認定の対象となる分野には、消防通信機器 (Brandmeldeanlagen)、自動消火機能付き火災報知器 (Brandmeldeanlagen ausschließlich zur Ansteuerung von selbstrichteten Feuerlöschanlagen)、特殊設備 (Sonderanlagen)、排煙・排熱装置 (Rauch-/Wärmeabzugsanlagen)、排煙装置 (Entrauchungsanlagen) がある。

(3) 消防関係装備等の検査、認定

消防機関が使用する消火剤、消防器具・装備については、州間の行政合意 (Verwaltungsvereinbarung zwischen den Ländern der Bundesrepublik Deutschland über die Prüfung und Annerkennung von Feuerlöschmitteln, Feuerwehrgeräten und -ausrüstungen) に基づいて、それぞれ特定の個別機関で一括して検査・認定を受けることとされている。現在の行政合意はドイツ統一後の1992年9月10日に取り交わされたものである。

- ・消火剤・消火器 (Feuerlöschmittel, Feuerwehrgeräte)

MPA ドレスデン有限会社

- ・呼吸器・防火服・防火帽 (Atemschutzgeräte, Schutzkleidung, Kopfschutzausrüstungen)

EXAM BBG 検査認証有限会社 呼吸器専門部

- ・消火ホース (Feuerlöschschläuche)

ニーダーザクセン州消防学校消火ホースセンター

- ・無線通信機器 (Drahtlose Fernmeldegeräte)

バーデン・ヴュルテンベルク州消防学校無線通信機器検査センター

- ・跳躍救助装置 (Prüfstelle für Sprungrettungsgeräte)

²⁸ VdS は、ドイツ損害保険協会が100%出資する試験所。ほとんど手数料収入で運営している。

²⁹ DGWK は、DIN が100%出資する子会社である。

- ベルリン消防本部車両・装備部
 - ・放射線保護装備 (Strahlenschutzrüstung)
 - ザクセン・アンハルト消防研究所
 - ・油圧救助装置 (Hydraulische Rettungsgeräte)
 - TÜV SÜD 自動車サービス有限会社 消防装置検査所
- (2008年ドイツ消防年鑑から作成)

6 消防財政

(1) 消防財政

消防財政についてのドイツ全体の統計資料は存在しないが、州単位では統計資料で公表されているものがある。

2008年のベルリン消防の予算は、収入 76.9百万ユーロ (大部分は救急業務)、支出 233.9百万ユーロ (うち人件費 150.7百万ユーロ、物件費・情報機器 72.7百万ユーロ、車両・装備費 10.5百万ユーロ) である。

2008年のハンブルク消防の予算は、支出171.3百万ユーロ (全市の予算規模10,634.4百万ユーロの1.6%)

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、2007年に市町村が消防及び救急救助に要した費用 (人件費、物件費、設備投資費) は、約795百万ユーロである。

(2) 財政援助

州から、市町村の消防の投資的経費に対して補助金が交付されている。財源は消防税である。

バイエルン州の消防・救急補助金は2008年で27百万ユーロである。消防自動車、消防設備、消防署建設費等の経費を対象とした個別補助金である。2008年には一部消防自動車の補助率の引上げ等の見直しが行われている。

ヘッセン州では消防税の税収に独自財源3.2百万ユーロを加えて2008年には消防自動車、消防設備、消防署建設費等の経費を対象として10百万ユーロを補助している。ラインラント・プファルツ州でも消防補助金は補助対象と補助率が個別に決められている。

ノルトライン・ヴェストファーレン州の消防交付金は、2007年で35.6百万ユーロである。2002年以降、それまでの個別投資補助金から投資包括交付金に変わっている (詳細はⅢ 2 ノルトライン・ヴェストファーレン州の消防事情参照)。そのほか、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、郡、特別市を対象とした郡交付金があり、広域及び州単位の救急救助経費に充当されている。

(3) 消防税 (Feuerschutzsteuer)

消防税は、消防体制の充実強化のための税であり、国内資産に対する火災保険の払込保険料に課税するものである。消防税法で定める基準に従い火災保険会社が個々の州に納付する。

1) 沿革

今日的な意味での消防税は、ヴァイマル共和国時代の1931年に創設された。すなわち、ヴァイマル共和国は、各州に対して、公共福祉目的、特に消火装置の設置促進のために火災保

険会社（民間保険会社と建築貯蓄銀行（Bausparkasse））に対して消防税を課税する権限を付与した。当時、18州において、州法に基づき消防税が導入され、21百万ライヒスマルクの税収であった。ナチ政権下の1939年には統一の消防税法が制定された。

第二次世界大戦後は、ドイツ基本法で消防税は州税とされ、州法で規定されることとなったが、1969年・1970年の財政改革により連邦の競合的立法としての連邦法（消防税法）で州税として規定されることとなった。

2) 消防税の仕組み

対象 火災保険（火災による営業損害保険を含む）、建物保険及び家財保険のうちの火災保険相当部分

税率 8%（建物保険、家財保険では、それぞれ、25%、20%が火災保険相当分とされ、それぞれの税率は2%ないし1.6%となる）

納税義務者 保険者

近年の税収 2006年322百万ユーロ、2007年319百万ユーロ

7 養成教育・訓練（Ausbildung / Übung）

(1) 養成教育と訓練

初任者の養成教育は、各消防隊が実施する。

幹部、専門職員の養成教育・訓練は、州の養成教育・訓練機関による。

(2) 各州の消防学校

各州の消防関係の養成教育・訓練機関は、**図表29**のとおりである。

図表29 州立消防学校等一覧表

州名	学校名		所在地	
ベルリン	ベルリン消防養成教育・訓練研修サービスセンター	Berliner Feuerwehr Serviceeinheit Aus- und Fortbildung	ベルリン	Berlin
ブレーメン	ブレーメン州立消防学校	Landesfeuerweherschule Bremen	ブレーマーハーフェン	Bremerhaven
ハンブルク	ハンブルク州立消防学校・救急防災アカデミー	Landesfeuerweherschule Hamburg Akademie für Rettungsdienst und Gefahrenabwehr	ハンブルク	Hamburg
バーデン・ヴュルテンベルク	バーデン・ヴュルテンベルク州立消防学校	Landesfeuerweherschule Baden-Württemberg	ブルヒザール	Bruchsal
バイエルン	州立消防学校レーゲンスブルク	Staatliche Feuerweherschule Regensburg	ラッパーズドリフ	Lappersdorf
	州立消防学校ビュルツブルク	Staatliche Feuerweherschule Würzburg	ヴュルツブルク	Würzburg
	州立消防学校ゲレツリート	Staatliche Feuerweherschule Geretsried	ゲレツリート	Geretsried
ヘッセン	ヘッセン州立消防学校	Hessische Landesfeuerweherschule	カッセル	Kassel
	ヘッセン州立消防学校青少年消防養成教育センター	Hessische Landesfeuerweherschule Jugendfeuerwehr-Ausbildungszentrum	マールブルク市カッパル区	Marburg-Cappel
ニーダーザクセン	ニーダーザクセン州立消防学校ツェレ	Niedersächsischen Landesfeuerweherschule Celle	ツェレ	Celle
	ニーダーザクセン州立消防学校ロイ	Niedersächsischen Landesfeuerweherschule Loy	ラストエーデ市ロイ区	Rastede-Loy
ノルトライン・ヴェストファーレン	ノルトライン・ヴェストファーレン消防学院	Institut der Feuerwehr Nordrhein-Westfalen (IdF NRW)	ミュンスター	Münster
ラインラント・プファルツ	ラインラント・プファルツ消防防災学校	Feuerwehr- und Katastrophenschutzschule Rheinland-Pfalz	コブレンツ	Koblenz
ザールラント	ザールラント消防学校	Feuerweherschule des Saarlandes	ザールブリュッケン	Saarbrücken
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン	シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州立消防学校	Landesfeuerweherschule Schleswig-Holstein	ハリスレー	Harrislee
	シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン青少年消防センター有限公司	Jugendfeuerwehrzentrum Schleswig-Holstein gGmbH	レンズブルク	Rendsburg
ブランデンブルク	ブランデンブルク州立消防学校・技術機構	Landesschule und Technische Einrichtung für Brand- und Katastrophenschutz Brandenburg	アイゼンヒュッテンシュタット	Eisenhüttenstadt
メクレンブルク・フォアポンメルン	メクレンブルク・フォアポンメルン消防防災学校	Landesschule für Brand- und Katastrophenschutz Mecklenburg-Vorpommern	マルコー	Malchow
ザクセン	ザクセン州立消防学校	Landesfeuerweherschule Sachsen	エルスターハイデ	Elsterheide
ザクセン・アンハルト	ザクセン・アンハルト州立消防防災学校ハイローツベルゲ	Brandschutz- und Katastrophenschutzschule Heyrothsberge Landesfeuerweherschule Sachsen-Anhalt	ハイローツベルゲ	Heyrothsberge
チューリンゲン	チューリンゲン州立消防防災学校	Thüringer Landesfeuerwehr- und Katastrophenschutzschule	バート＝ケストリッツ	Bad Köstritz

2008年ドイツ消防年鑑から作成

この図表でわかるとおり、各州に消防学校が設置されている。なお、バイエルン州で3カ所、ヘッセン州、ニーダーザクセン州、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州でそれぞれ2カ所と複数の学校がある。ノルトライン・ヴェストファーレン州の消防学院は、自州の消防学校の機

能のほか、すべての州の高級職消防技術職員（官吏）の国家試験を行っている。

消防学校では、消防に関する養成教育・訓練のみならず、一部、防災や救急に関する養成教育・訓練も実施されている。

8 救急・救助（Rettungsdienst /Notfallrettung）

(1) 救急業務

1) 概要

ドイツにおいては、救急患者搬送については、消防機関のほか、ドイツ赤十字（DRK）（Deutsches Rotes Kreuz e.V.）、ヨハネ騎士修道会事故救済会（JUH）（Johanniter-Unfall-Hilfe e.V.）、マルタ騎士団救済会（MHD）（Malteser-Hilfsdienst e.V.）、労働者サマリア人連盟（ASB）（Arbeiter-Samariter-Bund）、ドイツ人命救助協会（DLRG）（Deutsche Lebens-Rettungs-Gesellschaft e.V.）等の民間救助組織も行っている。救急患者搬送については有料であり、一定の条件のもとに、医療保険が負担している。

ドイツでは、1945年までは、法律に基づきドイツ赤十字が患者搬送と救急業務を全国で展開していた。自治体消防は、大都市において、消火活動に際しての救助活動、患者搬送を実施するだけであった。しかし、第二次世界大戦後、英国占領地域（主に北ドイツ地域）では英国の指導で赤十字等の民間救助組織の救急業務の実施が禁止された（ドイツ赤十字はナチス色が強いと考えられた）ので、当該地域においては、救急業務は、消防機関が実施することとなった（注³⁰）。

そのほかの地域では、民間救助組織が救急救助で大きな役割を担っている。ベルリン都市州救急業務法（Gesetz über den Rettungsdienst für das Land Berlin）では救急業務を消防の業務として民間救助組織の業務補完を認めつつ、患者搬送については、民間救助組織がその用意がない若しくはその状況にない場合にのみ消防が行うことができると規定しており、同様の規定は他州でも置かれている。

1974年には、救急業務の改善のため、旧西ドイツの多くの州（ヘッセン州では1990年、ニーダーザクセン州では1992年）では、組織的な救急業務のための救急業務法が制定（注³¹）された。これは、急増する救急業務需要に対応するため、組織的、構造的、財政的な欠陥を克服し、救急及び患者搬送のための新たな仕組みを構築するものであった。ノルトライン・ヴェストファーレン州では、1974年の救急業務法（Gesetz über den Rettungsdienst）で、救急業務を郡及び特別市への‘指示による義務事務’と位置付け、郡及び特別市が基本的に費用を負担するとともに、費用の一部を利用料金で確保することとした。医師の現場派遣の費用については議論があったが、裁判等を通じて、関係者の合意が図られ、その費用は、医療保険で補填されるようになっていった。

2) 救急隊員（救急士（Rettungsassistent）・救護員（Sanitäter））

³⁰ これらの地域においても、救急業務に対する需要増大に伴い、民間諸機関の協力が重要になってきており、4)で述べるように所要の見直しが図られている。

³¹ 1972年には、救急業務の改善のためのモデル法案が、救急に関する連邦・州分科会で提示されている。

ドイツの救急隊員には、救急士 (Rettungsassistent)、救護員 (Sanitäter) がある。救急士については、連邦法である救急士法 (Gesetz über den Beruf der Rettungsassistentin und des Rettungsassistenten) (1989年) において、その資格、養成教育などが規定されている。

救急業務の内容と効率については、救急業務に従事する人材の知識・能力に負うところが大きい。ドイツでは、救急業務に携わる人材の資格としては、救護員と救急援助員 (Rettungshelfer) の二つがあったが、それだけでは増大する救急業務の需要に対応できないことから、長年、救急業務に従事する人材養成教育の充実について議論が行われてきた。その結果、1977年の連邦・州委員会で、救護員について520時間の養成教育を行うとともに、救急業務の新たな資格の創設を目指した勧告がまとめられた。この勧告をもとに、まとめられたのが、1985年の救護員試験基本原則 (Grundsätze für eine Prüfungsordnung für das Personal im Rettungsdienst (Rettungssanitäter)) (連邦・州救急業務分科会決定) と、1989年の救急士法である。救急士の制度構築後は、救急援助員の養成教育 (160時間) (注³²) はほとんど行われていない。

救急士については、法定の養成教育を受け、資格試験に合格することが、その職業としての要件となる。その前提として、18歳超で、健康であり、基幹学校卒業か相応の学校卒業水準または相応の職業養成教育を修了している必要がある。養成教育は、通常2年間であり、まず1200時間以上の理論・実務面での研修 (通常1年間) を受け、第一次国家試験に合格することである。この理論面の研修は、州の認証を受けた救急士研修機関で行われ、実務面での研修は病院で行われる。つぎに1600時間以上の実務面での研修 (通常1年間) を受け、第二次国家試験に合格することである。この実務面での研修は、各地の救急センターで行われる。また、救急士については、個々の州の救急業務に基づき、毎年、30時間以上の一般研修を受講することが義務付けられている。

なお、救急士は、気管挿管、除細動といった措置は行うが、薬剤投与は原則として認められておらず、実際に医師に代わって医療行為を行うことはほとんどないとされている。

3) 救急車両

ドイツにおいては、救急関係の車両としては、救急車 (Rettungswagen: RTW) 患者搬送車 (Krankentransportwagen: KTW)、大型救急車 (Grossraum-Rettungswagen: GRTW)、大型患者搬送車 (Grossraum-Krankentransportwagen: GKTW) のほかに、医師が患者のところに行くための救急医出動車 (Notarzt-Einsatzfahrzeug: NEF)、救急医療車 (Notarztwagen: NAW) などがある。

救急車のうち、RTW は重篤患者用の高規格救急車で、救急士2名と救護員1名で運用する。KTW は主に非緊急の患者搬送で利用され、救護員2名で運用する。

救急医が乗車するいわゆるドクターカーについては、NAW は患者搬送機能を有し、集中治療用の設備を搭載しており、救急医1名と救急士2名で運用する。NEF は救急医を乗車させて救急士や救護員が運転する高速の乗用車で患者搬送機能はない。

³² 救急援助員の養成教育については、法令による規定はなかったが、兵役代替社会奉仕者 (Zivildienstleitende) に対して、民間救助組織が実施していた。

消防機関別のこれらの救急関係車両の保有状況は、**図表30**のとおりである。車両の種類別には、救急車、患者搬送車、救急医出動車、救急医療車の順で台数が多くなっている。消防機関の種類別には、各車両とも常備消防が一番多くなっている。

図表30 各種救急関係車両の保有状況

	患者輸送車 (KTW)	救急車 (RTW)	救急医療車 (NAW)	救急医出動車 (NEF)	大型救急車・大型患者輸送車 (GRTW/GKTW)	その他	合計
義勇消防	163	253	6	87	3	25	537
常備消防	270	835	106	133	10	79	1433
事業所消防	65	96	6	6	1	5	179
合計 (2006年)	498	1184	118	226	14	109	2149

2008年ドイツ消防年鑑から作成

各州別消防機関種類別の救急車の保有状況は、**図表31**のとおりである。

図表31 各州別消防機関種類別救急車の保有状況

州名	義勇消防	常備消防	事業所消防	合計
ベルリン	0	140	0	140
ブレーメン	0	22	1	23
ハンブルク	0	100	0	100
バーデン・ヴュルテンベルク	0	2	14	16
バイエルン	0	30	0	30
ヘッセン	0	25	0	25
ニーダーザクセン	4	61	17	82
ノ르트ライン・ヴェストファーレン	232	341	41	614
ラインラント・プファルツ	0	3	1	4
ザールラント	2	5	1	8
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	1	22	1	24
ブランデンブルク	14	25	8	47
メクレンブルク・フォアポンメルン	0	25	0	25
ザクセン	0	15	3	18
ザクセン・アンハルト	0	7	9	16
チューリンゲン	0	12	0	12
合計 (2006)	253	835	96	1,184

2008年ドイツ消防年鑑から作成

消防の種類別にみると、常備消防が多く（全体の70.5%）、全州で保有している。義勇消防では、ノ르트ライン・ヴェストファーレン州の保有台数が飛び抜けて多くなっている（義勇消防全体の91.7%）。同州は常備消防でも一番多くなっている。

なお、その他の患者搬送車（義勇消防162、常備消防202、事業所消防18）、救急医療車（義勇消防4、常備消防11）、救急医出動車（義勇消防86、常備消防92、事業所消防6）についても、

ノルトライン・ヴェストファーレン州の保有台数が飛び抜けて多くなっている。

緊急出動（車両）の状況を各州・消防機関種類別にみると、図表32（後掲）のとおりである。全体で分類されていないところもあるが、この緊急出動の大部分が救急車の出動であり、次いで多いのが救急医療車の出動であることがうかがわれる。

この緊急出動（車両）の各消防機関種類別合計の連邦全体合計の179万5,259回のうち、88万5,960（49.3%）がノルトライン・ヴェストファーレン州であるが、各消防の種類とも緊急出動回数が多くなっており、分類されている統計のうち救急車出動58万9,996回（分類されている64万5,564回の91.4%）、救急医療車出動25万3,042回（同49万2,308回の51.4%）と各州中著しく多くなっている。

患者搬送については、州により、また消防機関によりバラツキが見られる。

図表33 各州別消防機関種類別患者搬送（車両）出動状況

州名	義勇消防	常備消防	事業所消防	合計
ベルリン	0	0	0	0
ブレーメン	0	3,963	1,405	5,368
ハンブルク	0	51	0	51
バーデン・ヴェルテンベルク	4	0	1,417	1,421
バイエルン	0	317	648	965
ヘッセン	0	0	0	0
ニーダーザクセン	3,118	30,938	5,223	39,279
ノルトライン・ヴェストファーレン	188,943	294,108	11,090	494,141
ラインラント・プファルツ	5	12,281	0	12,286
ザールラント	1,623	4,203	1,293	7,119
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	14	57,235	19	57,268
ブランデンブルク	206	4,144	236	4,586
メクレンブルク・フォアポンメルン	0	7,316	57	7,373
ザクセン	0	19,592	4,258	23,850
ザクセン・アンハルト	0	888	250	1,138
チューリンゲン	0	834	0	834
合計（2006）	193,913	435,870	25,896	655,679
合計（2005）	231,057	431,136	28,238	690,431
合計（2004）	231,300	441,644	34,828	707,772
合計（2003）	273,107	537,062	31,529	841,698
合計（2002）	291,160	533,699	36,460	861,319

2008年ドイツ消防年鑑から作成

4) 近年の役割分担の見直しと指揮の一元化の動き

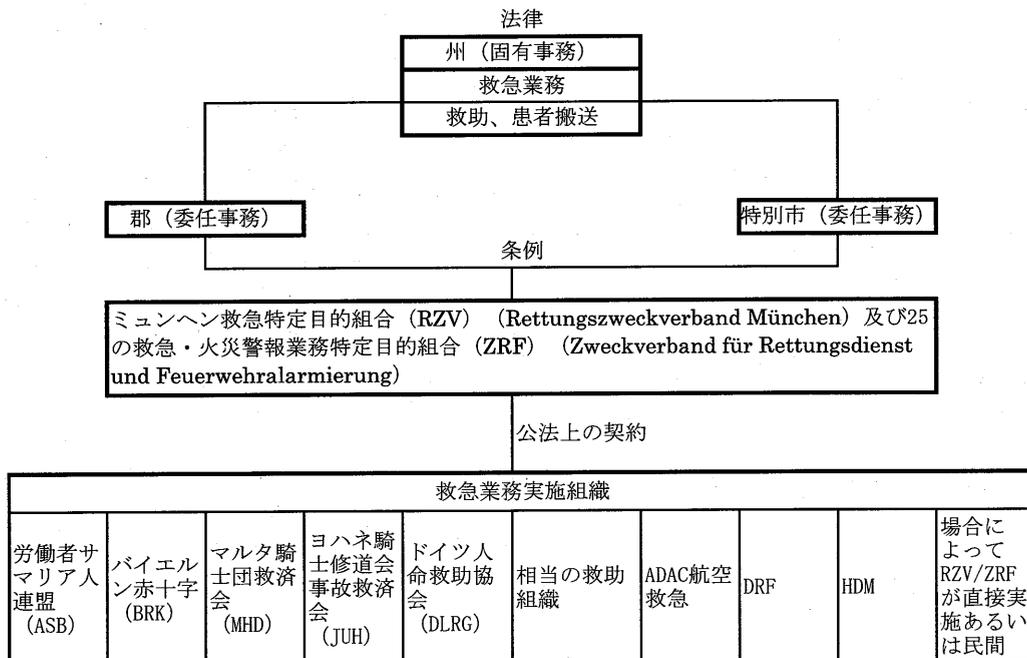
ドイツでは、救急・救助業務について、消防をはじめとする公共機関と民間組織の役割をめぐって、各地、あるいは全国レベルで議論、調整が行われてきており、近年は、その役割分担の見直し、連携が進められている。

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、救急業務は、郡と特別市が義務指示事務として担当しているが、一方で、連邦の搬送法に基づき、民間企業が患者を搬送できるようになり、度重なる連邦と州間の協議の末、1992年から民間企業が患者を搬送する場合について、州法で

規律することとなった。このような背景のもとで施行されたのが、「救急業務及び緊急救助並びに企業による患者輸送に関する法律（Gesetz über den Rettungsdienst sowie die Notfallrettung und den Krankentransport durch Unternehmer）」（1992年）である。この法律のもとでは、郡及び特別市等（注³³）に救急センター（Rettungswache）を設置することとし、消防の指令センターと一緒に設置・運営することを義務付け、さらには、民間救助組織に救急センターの運営を委任できる規定を置いた。また、民間企業も、郡の許可を得て、緊急救助と患者輸送に参入できることとなった。また、救急ヘリコプターの運営もこの法律のもとで一元的に行われている。

また、民間救助組織が救急業務を実施してきた南ドイツ地域のバイエルン州においても、消防と救急を一元的な指令下に置くほうがより優れているとの観点から、2001年から救急業務の一元化を、ミュンヘン（München）市を手始めに推進してきており、2008年には州救急業務法（Bayerisches Rettungsdienstgesetz）を改正し、2009年から施行した。この法律では、救急業務を郡及び特別市の事務（州からの委任事務）と位置付け、これらの地方公共団体は救急・火災警報業務を目的とする特別目的組合を通じて共同処理すると規定している。州内を26の地域に分けて、ミュンヘン救急特定目的組合（Rettungszweckverband München）ほか、各地の救急・火災警報業務特定目的組合（Zweckverband für Rettungsdienst und Feuerwehralarmierung）が業務を処理している。救急車両が常駐する救急センターは、市街地では12分、過疎地域の交通事情が悪い地域でも15分で到達できるように配置されている。バイエルン州では300を超える地点に救急の出動車両と設備が備えられている。

図表34 バイエルン州の救急業務の実施体系図



バイエルン州内務省のホームページから作成

³³ 郡及び特別市以外に大規模郡所属市町村は救急センターを設置する任務を負うものとし、中規模郡所属市町村は需給計画に基づく場合は救急センターを設置するものとしている。

(2) 救急ヘリコプター (Hubschrauber im Rettungsdienst)

1) 概要

ドイツでは、毎日出動可能な救急ヘリコプターの全国ネットワークを敷いている。この世界的なモデルとなっている救急システムは、地上の救急要員を支援しているのみならず、救急車両や救急医搬送車が容易に到達できない場所で患者の救急措置を行うことを確実にしている。ドイツでは、救急業務は、基本法の連邦原則に基づき州の事務であり、個々の州の救急業務法で規定されている。

救急業務の担い手(郡または特別市)は、救急ヘリコプターの出動に関して共同体を形成し、救急ヘリコプターの運用について公法上の合意をもってルールを設定している。救急ヘリコプターが駐機する基地の担い手が中核担い手として、救急ヘリコプターに対する指令を行っている。

救急ヘリコプターは、緊急電話112で呼び出すことができる。毎日、朝7時から日没まで応答可能である。救急医の支援が必要な場合であって、些細な事故であることが明らかでない場合には、いつでも到達可能な救急ヘリコプターに連絡がいく。

乗組員は、通常、1人のパイロット、1人の救急医、1人の救急士である。出動費用は通常、医療保険で賄われている。救急ヘリの名前は旅行者の守護聖人クリストフォロス(Christophoros)スの名前を借用してクリストフ(Christoph)と名付けられている。

2) 沿革

西ドイツの時代である1950年代から1960年代にかけて、アウトバーンに代表される高速道路網の整備が推進されるに伴い、交通事故も急速に増大した。1967年には交通事故による死者は2万人に達して、救急医療の仕組みの改革が急務となった。1960年代の救急では、時間をコントロールする救急指令室がない、大部分の救急車には通信設備がない、患者搬送の間に医療措置をとっていない、全国統一の緊急電話番号がないといった問題を抱えていた。

そこで、その改革案の一つとして、患者を救急医のところに搬送するのではなく救急医を素早く患者のところに搬送するという仕組みが考案され、1968年には試験出動が実施された。その後、1970年11月にミュンヘン市立ハーラヒン(Harlaching)病院に救急ヘリコプター基地を置いて外傷外科医を同乗させた救急ヘリコプター活動が開始された。救急ヘリコプターはドイツ自動車連盟(ADAC)が提供した。バイエルン州、連邦交通省、保険会社の協力があった。

1971年11月には、ウルム(Ulm)の連邦空軍基地に試験救急センターが設置され、連邦軍病院と共同して救急医搭乗ヘリで市民救急サービスを開始した。

1971年末には、連邦内務省も防災予算を拡充し、ヘリコプターを調達した。

1973年3月にはシュトゥットガルトでDRFが救急ヘリ基地を設置した。これは、民間では初めての試みであった。1974年以降は各州で救急業務に関する法律が制定されるようになり、救急ヘリが法律で位置付けられ、その費用が医療保険で補填されるようになっていった。

こうして制度が、当時の西ドイツ全土に広がった。さらにドイツ統一後旧東ドイツの地区にも拡大された。

各州も、国民保護と救急業務のために1996年までに22の基地を独自に設置している。その後、

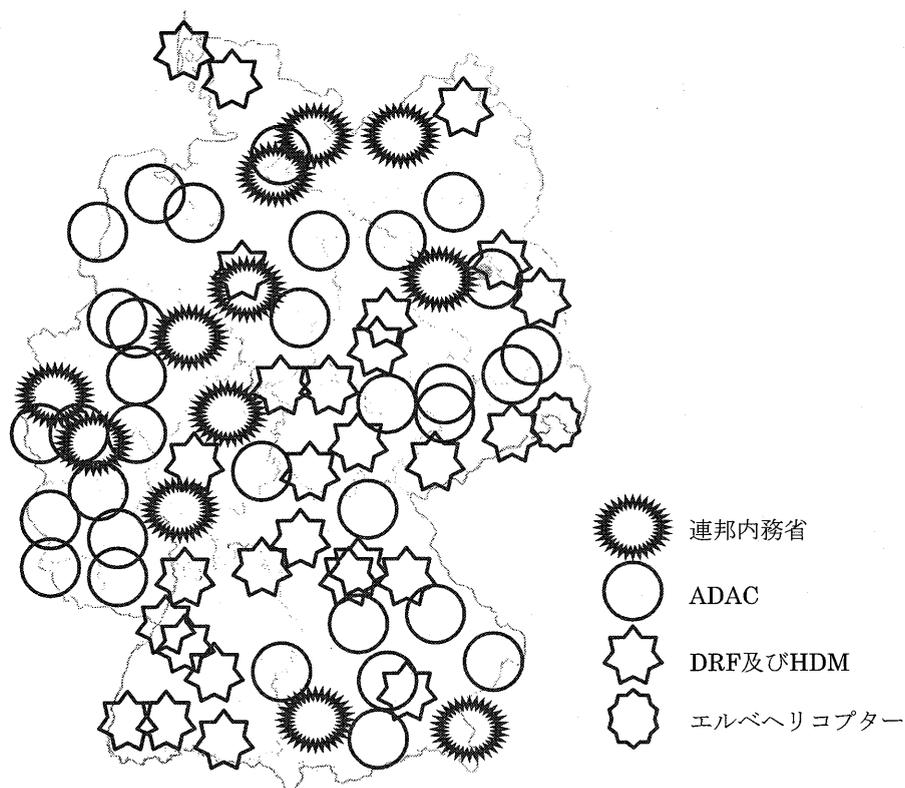
10の基地は、ADAC と DRF に譲渡され、現在は、12の基地を州が運営している。(IV 1 (4) 市民防衛ヘリコプター を参照)

1997年にはADAC は、初めて救急と集中搬送の機能を持つヘリコプターをマインツ (Mainz) のヨハネス・グーテンベルク大学 (Johannes Gutenberg-Universität) 病院を基地として配備した。

1999年にはコブレンツ (Koblenz) の連邦軍中央病院 (Bundeswehrzentral Krankenhaus) で、最初の民間と軍の共同プロジェクトが始まった。すなわち、ヘリコプターと飛行スタッフはADAC が用意し、医師は軍の救急医療部が確保するというものである。

3) 基地と出動件数

図表35 救急ヘリコプター基地配置図



救急ヘリコプター基地の配置状況は、図表35のとおりであるが、救急医師の待機の関係もあって、各種の病院が大部分であり、一部には空港等がある。

図表36 救急ヘリコプターの名称、基地等一覧

所属州	駐在都市		運用機関	ヘリコプター名称	基地		医師供給機関		機種	備考	
ベルリン	Berlin	ベルリン	ADAC 航空救急	Christoph31	Universitätsklinikum Benjamin-Franklin	ベンジャミン=フランクリン大学病院	Universitätsklinikum Benjamin-Franklin	ベンジャミン=フランクリン大学病院	ユーロコプター EC135	2002~2008年までドイツでもっとも活動している救急ヘリ、なお誤出動の割合も最高で約30%	
	Berlin	ベルリン	HDM 救急	Christoph Berlin	Unfallkrankenhaus Berlin Marzahn	ベルリン・マルツァーン救急病院		ベルリンの4病院が医師を提供	ベル412	第一次出動後の出動が乗客も可能。2007年以前の名称は、ITH Berlin。2008年第IV四半期まではテンベルホフ空港を利用(現在、テンベルホフ空港は閉鎖)、24時間	
ブレーメン	Bremen	ブレーメン	ADAC 航空救急	Christoph Weeser	Flughafen Bremen Intl. (EDDW)	ブレーメン空港	Klinikum Links der Weser	ヴェーザー左岸病院	MBB・川崎ユーロコプター BK117		
	Bremen	ブレーメン	ADAC 航空救急	Christoph6	Klinikum Links der Weser	ヴェーザー左岸病院	Klinikum Links der Weser	ヴェーザー左岸病院	MBB・川崎ユーロコプター BK117		
ハンブルク	Hamburg	ハンブルク	連邦内務省	Christoph29	Bundeswehrkrankenhaus Hamburg	連邦軍病院ハンブルク	Bundeswehrkrankenhaus Hamburg	連邦軍病院ハンブルク	ユーロコプター EC135		
	Hamburg	ハンブルク	ADAC 航空救急	Christoph Hansa	Berufsgenossenschaftl. Unfallklinik	労災救急病院ハンブルク=ポベルク	BGU Hamburg-Boberg	労災救急病院ハンブルク=ポベルク	ユーロコプター EC135	以前の Christoph 50、集中搬送基地	
バーデン・ヴュルテンベルク	Villingen-Schwenningen	フィリンゲン・シュヴェニンゲン	ADAC 航空救急	Christoph11	Klinikum Schwenningen	シュヴェニンゲン病院	Klinikum der Stadt Schwenningen GmbH	シュヴェニンゲン病院公社	ユーロコプター EC135		
	Ulm	ウルム	ADAC 航空救急	Christoph22	Bundeswehrkrankenhaus Oberer Eselsberg	連邦軍病院オーペレ・エーゼルベルク	Bundeswehrkrankenhaus Ulm	連邦軍病院ウルム	MBB・川崎ユーロコプターBK117	以前は捜索救難ヘリ。2003年4月までは連邦軍救急センター。2003年4月以降は、ADACと共同運営	
	Leonberg	レオンベルク	DRF 航空救急	Christoph41	Kreiskrankenhaus Leonberg	レオンベルク病院	Kreiskrankenhaus Leonberg	レオンベルク病院	ユーロコプター EC135	かつては赤十字バーデン・ヴュルテンベルク7	
	Karlsruhe	カールスルーエ	DRF 航空救急	Christoph43	St.-Vincentius-Kliniken	聖ヴィンセンティウス病院	St.-Vincentius-Kliniken	聖ヴィンセンティウス病院	ユーロコプター EC135	かつては赤十字バーデン・ヴュルテンベルク	
	Friedrichshafen	フリードリッヒスハーフェン	DRF 航空救急	Christoph45	Städtisches Krankenhaus	フリードリッヒスハーフェン市立病院	Städtisches Krankenhaus Friedrichshafen	フリードリッヒスハーフェン市立病院	ユーロコプター EC135	ボーデン湖の水上救助組織と協力	
	Stuttgart	シュトゥットガルト	DRF 航空救急	Christoph51	Flugplatz Pattonville (EDTQ)	パットンヴィレ航空基地	div.	複数の病院	MBB・川崎ユーロコプターBK117	超音波検査機を装備。基地をシュトゥットガルト空港から変更。集中搬送基地	
	Mannheim	マンハイム	DRF 航空救急	Christoph53	City Airport (EDFM)	マンハイム市飛行場	Anästhesisten der Universitätsklinik Heidelberg u. Mannheim	ハイデルベルク大学病院及びマンハイム大学病院の麻酔医	ユーロコプター EC135	空気測定装置装備。集中搬送基地	
	Freiburg(Breisgau)	フライブルク(ブライスガウ)	DRF 航空救急	Christoph54	Aerodrome Freiburg (EDTF)	フライブルク地域空港	div.	複数の病院	ユーロコプター EC135	超音波測定装置装備。集中搬送基地	
	バイエルン	München	ミュンヘン	ADAC 航空救急	Christoph1	Harlaching	ハーラヒング	Städtisches Krankenhaus Harlaching	ミュンヘン市立病院ハーラヒング	MBB・川崎ユーロコプターBK117	
		Traunstein	トラウンシュタイン	連邦内務省	Christoph14	Klinikum Traunstein	トラウンシュタイン病院	Klinikum Traunstein GmbH	トラウンシュタイン病院公社	ユーロコプター EC135	
Straubing		シュトラウビング	ADAC 航空救急	Christoph15	Klinikum St. Elisabeth Straubing	聖エリザベート病院シュトラウビング	Klinikum St. Elisabeth Straubing	聖エリザベート病院シュトラウビング	ユーロコプター EC135		
Kempten		ケンプテン	連邦内務省	Christoph17	Klinikum Kempten-Oberallgäu	ケンプテン市立病院オーバーアルガウ	Klinikum Kempten-Oberallgäu GmbH	ケンプテン市立病院オーバーアルガウ公社	ユーロコプター EC135	オーストリアにも出動(特に冬のスキー事故の場合)	
Ochsenfurt		オクゼンフルト	ADAC 航空救急	Christoph18	Main Klinik	メイン病院オクゼンフルト	Main Klinik Ochsenfurt	メイン病院オクゼンフルト	ユーロコプター EC135		
Bayreuth		バイロイト	ADAC 航空救急	Christoph20	Klinikum Bayreuth	バイロイト病院	Krankenhaus Hohe Warte	ホーエ・ヴァルト病院	ユーロコプター EC135		
Nürnberg		ニュルンベルク	DRF 航空救急	Christoph27	Flughafen Nürnberg (EDDN)	ニュルンベルク空港	Kliniken in Nürnberg, Fürth, Erlangen und Neumarkt	ニュルンベルク、フルト、エアランゲン、ノイマルクトの病院	MBB・川崎ユーロコプターBK117	クリストフ・ニュルンベルク(Christoph Nürnberg)と共同利用	
Ingolstadt		インゴルシュタット	ADAC 航空救急	Christoph32	Klinikum Ingolstadt	インゴルシュタット病院	Klinikum Ingolstadt	インゴルシュタット病院	MBB・川崎ユーロコプターBK117		
Nürnberg		ニュルンベルク	HDM 救急	Christoph Nürnberg	Flughafen Nürnberg (EDDN)	ニュルンベルク空港	Kliniken in Nürnberg, Fürth, Erlangen	ニュルンベルク、フルト、エアランゲンの病院	ベル412	Christoph 27と共同利用。夜間出動も可能。24時間	
Regensburg		レーゲンスブルク	HDM 救急	Christoph Regensburg	Universitätsklinikum	レーゲンスブルク大学病院	Universitätsklinikum Regensburg	レーゲンスブルク大学病院	MBB・川崎ユーロコプターBK117	第一次出動後の出動は夜間も可能。24時間	
München-Großhadern		ミュンヘン・グロースハーデルン	HDM 救急	Christoph München	Klinikum München-Großhadern	ミュンヘン・グロースハーデルン病院	Klinikum München-Großhadern	ミュンヘン・グロースハーデルン病院	ユーロコプター EC145	2009年初めより夜間出動開始。24時間	
Murnau		ムルナウ	ADAC 航空救急	Christoph Murnau	Berufsgenossenschaftl. Unfallklinik	労災救急病院ムルナウ	Berufsgenossenschaftl. Unfallklinik Murnau	労災救急病院ムルナウ	MBB・川崎ユーロコプターBK117	集中搬送基地	
ヘッセン		Frankfurt am Main	フランクフルト・アム・マイン	連邦内務省	Christoph2	Berufsgenossenschaftliche Unfallklinik	労災保険組合フランクフルト救急病院	Berufsgenossenschaftliche Unfallklinik Frankfurt am Main	労災保険組合フランクフルト救急病院	ユーロコプター EC135	
	Kassel	カッセル	連邦内務省	Christoph7	Rotkreuz-Krankenhaus	カッセル赤十字病院	Rotkreuz-Krankenhaus Kassel	カッセル赤十字病院	ユーロコプター EC135		
	Fulda	フルダ	ADAC 航空救急	Christoph28	Klinikum Fulda	フルダ病院	Klinikum Fulda	フルダ病院	ユーロコプター EC135		
	Reichelsheim	ライヘルスハイム	ヨハネ騎士修道会事故救済会	Christoph Hessen	Flugplatz Reichelsheim (EDFB)	ライヘルスハイム航空基地	div.	複数の病院	エアロシバリアル・シュドアヴィアシオン SA365	空港で夜間も出動準備。	

図表36 救急ヘリコプターの名称、基地等一覧

ニーダーザクセン	Hannover	ハノーファー	連邦内務省	Christoph4	Medizinische Hochschule	医科大学	Medizinische Hochschule Hannover	ハノーファー医科大学	ユーロコプター EC135	
	Uelzen	エルツェン	ADAC 航空救急	Christoph19	Kliniken Uelzen und Bad Bevensen	エルツェン・パード＝ペーフェンゼン病院	Kliniken Uelzen und Bad Bevensen GmbH	エルツェン・パード＝ペーフェンゼン病院公社	ユーロコプター EC135	
	Sande	ザンデ	ADAC 航空救急	Christoph26	Nord-west-Krankenhaus Sanderbusch	ノルトヴェスト病院ザンダーブッシュ	Nord-west-Krankenhaus Sanderbusch	ノルトヴェスト病院ザンダーブッシュ	MBB・川崎ユーロコプター BK117	特に東フリージア諸島の救急に対応。24時間
	Wolfenbüttel	ヴォルフエンビュッテル	ADAC 航空救急	Christoph30	Städtisches Klinikum Wolfenbüttel	ヴォルフエンビュッテル市立病院	Städtisches Klinikum Wolfenbüttel gGmbH	ヴォルフエンビュッテル市立病院公社	ユーロコプター EC135	
	Göttingen	ゲッティンゲン	DRF 航空救急	Christoph44	Kliniken der Georg-August-Universität	ゲオルク＝アウグスト大学病院	Kliniken der Georg-August-Universität	ゲオルク＝アウグスト大学病院	ユーロコプター EC135	
	Hannover	ハノーファー	Hubschrauber Sonderdienst(DRFの一組織)	Christoph Niedersachsen	Flughafen Hannover-Langenhagen Intl. (EDDV)	ハノーファー空港	div.	複数の病院	MD900エクスポローラー・MD902エクスポローラーII	24時間
ノルトライン・ヴェストファーレン	Köln	ケルン	連邦内務省	Christoph3	Konrad-Adenauer-Flughafen Köln-Bonn	ケルン＝ボン空港	Kliniken der Stadt Köln Krankenhaus Merheim	ケルン市立病院メアハイム	ユーロコプター EC135	
	Lünen	リュネン	ADAC 航空救急	Christoph8	St.-Marien-Hospital	聖マリエン病院	St.-Marien-Hospital	聖マリエン病院	ユーロコプター EC135	
	Duisburg	デュースブルク	連邦内務省	Christoph9	Berufsgenossenschaftl. Unfallklinik	労災保険組合デュースブルク救急病院	Berufsgenossenschaftl. Unfallklinik Duisburg	労災保険組合デュースブルク救急病院	ユーロコプター EC135	2003年以降、オランダ国境を越えての出動も実施
	Bielefeld-Rosenhöhe	ビーレフェルト・ローゼンヘーエ	連邦内務省	Christoph13	Städtische Kliniken Bielefeld-Rosenhöhe	ビーレフェルト市立病院ローゼンヘーエ	Klinikum Bielefeld-Rosenhöhe und Bielefeld-Mitte	ビーレフェルト市立病院ローゼンヘーエ及び同市立病院ミッテ	ユーロコプター EC135	
	Siegen	ジーゲン	ADAC 航空救急	Christoph25	Evang. Jung-Stilling-Krankenhaus	福音教会ユング＝スティリング病院	Evang. Jung-Stilling-Krankenhaus gGmbH	福音教会ユング＝スティリング病院公社	ユーロコプター EC135	
	Würselen	ヴェルゼーレン	ADAC 航空救急	Christoph Europa 1	Flugplatz Merzbrück (EDKA)	メルツブリュック航空基地	Medizinisches Zentrum Kreis Aachen Marienhöhe	アーヘン郡医療センター・マリエンヘーエ	ユーロコプター EC135	以前は、Christoph 21
	Rheine	ライネ	ADAC 航空救急	Christoph Europa 2	Luftrettungszentrum Rheine	ライン航空救急センター	Mathias-Spital Rhine (基地から200メートル離れている)	マティアス病院ライネ	ユーロコプター EC135	オランダの国境を越えて出動準備。1998年までは、連邦軍のSAR救助センターであった。
	Köln	ケルン	ADAC 航空救急	Christoph Rheinland	Konrad-Adenauer-Flughafen Köln-Bonn Intl. (EDDK)	ケルン＝ボン空港	Berufsfeuerwehr der Stadt Köln	ケルン市常備消防	MBB・川崎ユーロコプター BK117	以前は、Christoph 75。集中搬送基地
	Greven	グレーフェン	ADAC 航空救急	Christoph Westfalen	Flughafen Münster-Osnabrück (EDDG)	ミュンスター・オズナブリュック空港	div.	複数の病院	MBB・川崎ユーロコプター BK117	24時間。集中搬送基地
ラインラント・プファルツ	Dortmund-Wickede	ドルトムント(グイッケデ地区)	Hubschrauber Sonderdienst(DRFの一組織)	Florian Dortmund 00-84-01	Flughafen Dortmund-Wickede (EDLW)	ドルトムント・グイッケデ空港	div. im Großraum Dortmund	ドルトムント大都市圏の複数の病院	MBB・川崎ユーロコプター BK117	
	Wittlich	ヴィットリッヒ	ADAC 航空救急	Christoph10	St. Elisabeth-Krankenhaus	ヴィットリッヒ聖エリザベート病院	St. Elisabeth-Krankenhaus Wittlich	ヴィットリッヒ聖エリザベート病院	ユーロコプター EC135	ルクセンブルク国境を越えての出動も実施(ルクセンブルク航空救急隊との協力)
	Ludwigshafen	ルートヴィッヒスハーフェン	ADAC 航空救急	Christoph5	Berufsgenossenschaftl. Unfallklinik in Ludwigshafen am Rhein	労災保険組合ルートヴィッヒスハーフェン救急病院	Berufsgenossenschaftl. Unfallklinik in Ludwigshafen am Rhein	労災保険組合ルートヴィッヒスハーフェン救急病院	ユーロコプター EC135	
	Koblenz	コブレンツ	ADAC 航空救急	Christoph23	Bundeswehr-Zentralkrankenhaus	連邦軍中央病院	Bundeswehrzentralkrankenhaus Koblenz	連邦軍中央病院コブレンツ	ユーロコプター EC135	1999年4月以降、ADACと連邦軍で共同運営
ザールラント	Mainz	マインツ	ADAC 航空救急	Christoph77	Johannes-Gutenberg-Universitätsklinikum Mainz	ヨハネス・グーテンベルク大学病院マインツ	Johannes-Gutenberg-Universitätsklinikum Mainz	ヨハネス・グーテンベルク大学病院マインツ	ユーロコプター EC135	二元利用(救急・搬送)。集中搬送基地
	Saarbrücken	ザールブリュッケン	ADAC 航空救急	Christoph16	Winterbergklinik	ヴィンターベルク病院	Klinikum Saarbrücken gGmbH Lehrkrankenhaus der Univ.Saarland	ザールブリュッケン病院公社(ザールラント大学研修指定病院)	ユーロコプター EC135	
シュレスヴィンヒ・ホルシュタイン	Ahrensböök	アーレンスベック	連邦内務省	Christoph12	Luftrettungszentrum Ahrensböök-Siblin	アーレンスベック・ジプリン航空救急センター	Sana Klinik Eutin	サナ病院オエテーン	ユーロコプター EC135	
	Rendsburg	レンズブルク	DRF 航空救急	Christoph42	Kreiskrankenhaus Rendsburg	レンズブルク病院	Kreiskrankenhaus Rendsburg	レンズブルク病院	MBB・川崎ユーロコプター-BK117	24時間
	Niebuöll	ニーベル	DRF 航空救急	Christoph Europa 5	Klinik Niebuöll	ニーベル病院	Klinik Nordfriesland/Klinik Niebuöll	北フリースラント病院、ニーベル病院	MBB・川崎ユーロコプター BK117	北海沿岸の諸島からの要請出動あり。
ブランデンブルク	Senftenberg	ゼンフトンベルク	ADAC 航空救急	Christoph33	Luftrettungszentrum Senftenberg	ゼンフトンベルク航空救急センター	Klinikum Niederlausitz-Senftenberg	ニーダーラウスイツ＝ゼンフトンベルク病院	ユーロコプター EC135	クリストフ・ブランデンブルク(Christoph Brandenburg)と共同利用。24時間。集中搬送基地
	Brandenburg (Havel)	ブランデンブルク・アンデアハフェル	連邦内務省	Christoph35	Luftrettungszentrum Brandenburg, Triglafweg	ブランデンブルク＝トリグラフヴェーク航空救急センター	報告なし		ユーロコプター EC135	乗務員は常備消防とヨハネ騎士修道士会事故救済会が確保

図表36 救急ヘリコプターの名称、基地等一覧

ブランデンブルク	Perleberg	ペーレベルク	ADAC 航空救急	Christoph39	Rettungswache am Krankenhaus Perleberg	ペーレベルク 救急監視所	Kreiskrankenhaus Prignitz, Perleberg	ブリグニッツ、ペーレベルクの病院	ユーロコプター EC135	2008年6月3日に活動開始。ドイツで最も新しい 航空救急基地
	Bad Saarow	バード・ザーロー	DRF 航空救急	Christoph49	Helios Klinik Bad Saarow	ヘリオス病院バード・ザーロー	Helios Klinik Bad Saarow	ヘリオス病院バード・ザーロー	MBB・川崎ユーロコプター BK117	
	Senftenberg	ゼンフテンベルク	ADAC 航空救急	Christoph Brandenburg	Luftrettungszentrum Senftenberg	ゼンフテンベルク航空救急センター	Klinikum niederlausitz-Senftenberg	ニーダーラウジッツ=ゼンフテンベルク病院	ユーロコプター EC145	以前は Christoph71. クリストフ33 と共同利用
メクレンブルク・フォアポムメルン	Güstrow	グストロー	連邦内務省	Christoph34	Krankenhaus Güstrow	グストロー病院	Krankenhaus Güstrow GmbH	グストロー病院 公社	ユーロコプター EC135	
	Greifswald	グライスヴァルト	DRF 航空救急	Christoph47	Klinikum der Ernst-Moritz-Arndt-Universität	エルンスト=モリッツ=アールト大学病院	Klinikum der Ernst-Moritz-Arndt-Universität	エルンスト=モリッツ=アールト大学病院	MBB・川崎ユーロコプター BK117	水上救助組織と緊密な協力
	Neustrelitz	ノイシュトレリッツ	ADAC 航空救急	Christoph48	Luftrettungszentrum Neustrelitz	ノイシュトレリッツ航空救急センター	DRK-Krankenhaus Neustrelitz	ドイツ赤十字病院ノイシュトレリッツ	ユーロコプター EC135	以前は捜索救難。ヘリ基地は1996年6月まではシュヴェニンにあった。また2006年6月30日までは空軍が運営していた。
ザクセン	Dresden	ドレスデン	DRF 航空救急	Christoph38	Flughafen Dresden-Klotzsche (EDDC)	ドレスデン=クロットツェ空港	mehrere Kliniken in Dresden (u.a. Uniklinik)	ドレスデンの病院 (複数)	ユーロコプター EC135	
	Zwickau	ツヴィッカウ	DRF 航空救急	Christoph46	Städtisches Klinikum Heinrich-Braun-Krankenhaus	市立病院ハイリッヒ=ブラウン	Städtisches Klinikum Heinrich-Braun-Krankenhaus	市立病院ハイリッヒ=ブラウン	ユーロコプター EC135	
	Leipzig	ライプチヒ	ADAC 航空救急	Christoph61	Luftrettungszentrum Dölzig (EDDP)	デルツィヒヒ航空救急センター	Kliniken aus Leipzig und Halle	ライプチヒ及びハレの病院	ユーロコプター EC135	クリストフ・ライプチヒと基地を共有。2007年11月27日より前はライプチヒ=ハレ空港を利用していた。
	Bautzen	バウツェン	エルベ・ヘリコプター	Christoph62	LRZ Bautzen am dortigen Flugplatz (EDAB)	バウツェン航空救急センター	Städtisches Klinikum Dresden, Klinikum Dresden-Friedrichstadt	ドレスデン市立病院、ドレスデン市立病院フリードリッヒシュタット	MBB・川崎ユーロコプター BK117	かつて EC135とともにバックアップとして使用。ザクセン・シュヴァイツ山地の山岳救助に協力。
	Leipzig	ライプチヒ	ADAC 航空救急	Christoph Leipzig	Luftrettungszentrum Dölzig	デルツィヒヒ航空救急センター	Kliniken aus Leipzig und Halle	ライプチヒ及びハレの病院	MBB・川崎ユーロコプター BK117	クリストフ61号と基地を共有。2007年11月27日より前はライプチヒ=ハレ空港を利用していた。
	ザクセンアンハルト	Magdeburg	マグデブルク	DRF 航空救急	Christoph36	Städtisches Klinikum Magdeburg Olvenstedt	マグデブルク市立病院オルフェンシュエテッド	Städtisches Klinikum Magdeburg	マグデブルク市立病院	ユーロコプター EC135
ザクセンアンハルト	Halle	ハレ	Hubschrauber Sonder Dienst(DRFの一組織)	Christoph Halle	Flugplatz Halle-Oppin-Saalkreis (EDAQ)	ハレ・オッピンザール郡航空基地	Universitätsklinik der Martin-Luther-Universität Halle; BG-Kliniken Halle-Bergmannstrost	マルチン・ルター大学病院ハレ、労災病院ハレ=ベルクマンストロースト	MBB・川崎ユーロコプター BK117	Christoph Sachsen-Anhalt のバックアップ出動としての機能を持つ。24時間
	Halle(Saale)	ハレ	Hubschrauber Sonder Dienst(DRFの一組織)	Christoph Sachsen-Anhalt	Flugplatz Halle-Oppin-Saalkreis (EDAQ)	ハレ・オッピンザール郡航空基地	Universitätsklinik der Martin-Luther-Universität Halle; BG-Kliniken Halle-Bergmannstrost	マルチン・ルター大学病院ハレ、労災病院ハレ=ベルクマンストロースト	MBB・川崎ユーロコプター BK117	Christoph Halle のバックアップ機の機能。
チューリンゲン	Nordhausen	ノルトハウゼン	DRF 航空救急	Christoph37	Südharz-Krankenhaus	南ハルツ病院	Südharz-Krankenhaus	南ハルツ病院	ユーロコプター EC135	2006年に運営者が連邦内務省から変更
	Suhl	ズール	DRF 航空救急	Christoph60	Zentralklinikum	ズール中央病院	Zentralklinikum Suhl gGmbH	ズール中央病院 公社	ユーロコプター EC135	
	Jena	イエナ	ADAC 航空救急	Christoph70	Flugplatz Schöngleina E DBJ)	シェーングライナ航空基地	Universitätsklinikum Jena	イエナ大学病院	ユーロコプター EC135	以前は捜索救難ヘリ救助センター
	Bad Berka (bei Erfurt)	バート・ベルカ (エアフルト近郊)	HDM 救急	Christoph Thüringen	Zentralklinik Bad Berka	バート・ベルカ中央病院	Zentralklinik Bad Berka GmbH	バート・ベルカ中央病院 公社	ベル412	第一次出動後の出動は夜間も可能。24時間

<http://www.rth.info/stationen.db/station.php> を参考に作成

4)ADAC の救急ヘリコプター

①ADAC の概要

ADAC 航空救急有限会社 (ADAC-Luftrettung GmbH) は、社団法人 ADAC 公益子会社 (gemeinnützige Tochter des ADAC e.V.) である。親法人に当たる ADAC (Allgemeiner Deutscher Automobil-Club e.V.) (ドイツ自動車倶楽部) は、ミュンヘンに本部を置き、会員数約150万人で、日本の JAF (日本自動車連盟) に相当する社団法人である。ADAC は走行中の車の故障修理などを24時間請け負っており、会員となれば、修理費は実費のみであり、また ADAC のサービスセンターでは旅行先のあらゆる情報を会員に無料で提供している。

ADAC の救急ヘリは、各州の救急業務法に基づき、州内務省または州社会省の委任により基

地を運営している。

ADAC の最初の試験飛行は1968年で、これまでにドイツでは150万回以上の出動があったが、うち、40万回超が ADAC の救急ヘリによるものである。2008年には45,043回の出動があった。

ADAC のネットワークとしては33の基地に45機のヘリコプターがある。それに加えて、ÖAMTC との協力でオーストリアのズーベン (Suben) にも基地があり、6のヘリコプター基地 (グレーフェン (Greven)、ハンブルク、ケルン、ムルナウ (Murnau)、ゼンフトンベルク (Senftenberg)) は、集中搬送基地である。33の基地のうち、最新のブランデンブルク州のペーレベルク (Perleberg) は2008年6月に開設した。基地毎の出動回数 (2008年) は図表37のとおりである。

図表37 ADAC の基地毎の出動回数

駐在都市等	所属州	出動回数
ベルリン	ベルリン	3,194
アーヘン (ヴェルゼーレン)	ノルトライン・ヴェストファーレン	1,937
ハンザ (ITH) (ハンブルク)	ハンブルク	1,799
ヴィットリッヒ	ラインラント・プファルツ	1,782
バイロイト	バイエルン	1,775
ルートヴィヒスハーフェン	ラインラント・プファルツ	1,774
ヴォルフエンビュッテル	ニーダーザクセン	1,741
ライプチヒ	ザクセン	1,647
ザールブリュッケン	ザールラント	1,621
ゼンフトンベルク	ブランデンブルク	1,573
ウルム	バーデン・ヴェルテンベルク	1,522
インゴルシュタット	バイエルン	1,503
ザンダーブッシュ (ザンデ)	ニーダーザクセン	1,501
シュトラウビング	バイエルン	1,482
ミュンヘン	バイエルン	1,468
ブレーメン	ブレーメン	1,462
エルツェン	ニーダーザクセン	1,453
コブレンツ	ラインラント・プファルツ	1,309
イエナ	ザクセン	1,297
リュースネン	ノルトライン・ヴェストファーレン	1,201
ライネ (Europa 2)	ノルトライン・ヴェストファーレン	1,194
フルダ	ヘッセン	1,165
ノイシュトレリッツ	メクレンブルク・フォアポンメルン	1,144
ジーゲン	ノルトライン・ヴェストファーレン	1,127
ムルナウ (ITH)	バイエルン	1,089
マインツ (RTH/ITH)	ラインラント・プファルツ	1,085
ライプチヒ (ITH)	ザクセン	992
ゼンフトンベルク (ITH)	ブランデンブルク	985
グローニンゲン	※オランダ	811
ヴェストファーレン (ITH) (グレーフェン)	ノルトライン・ヴェストファーレン	742
ラインラント (ITH) (ケルン)	ノルトライン・ヴェストファーレン	653
ペーレベルク	ブランデンブルク	542
ズーベン (Europa 3)	※オーストリア	473

ITH は集中搬送基地、RTH/ITH は救急と集中搬送の二元利用
ADAC のホームページから作成

毎日7時（冬で日の出が遅いときは日の出）から日の入りまで出動準備をしている。3つの基地では24時間体制を敷いている。ザンデ（Sande）（ニーダーザクセン州）のクリストフ26、ミュンスター・オズナブリュック空港（ノルトライン・ヴェストファーレン州）のクリストフ・ヴェストファーレン、ゼンフトンベルク（ブランデンブルク州）のクリストフ・ブランデンブルクである。

ADACの救急ヘリは、様々な研究・調査プロジェクトに参画しており、提携医療機関及びランズベルクのADAC技術センターと協力している。プロジェクトの目標は、患者の緊急搬送の改善であり、道路交通における自動車の安全の技術的知見を可能な限り得ることであるが、事故調査の分野における交通指導も求められている。

②研修所

ADACは、2008年にヘリコプター操縦士と医療乗組員と一緒に養成教育・訓練する世界で初めての研修所であるADAC HEMS（Helicopter Emergency Medical Service ヘリコプター救急医療サービス）アカデミーを設置した。ADAC HEMS アカデミーの施設は、ケルン・ボン国際空港近郊のザンクト・アウグスティン（Sankt Augustin）に、2009年6月に開設した。ここには、シミュレーション室、複数の研修・報告室、E-ラーニングを受講可能な最新の電子機器、集合講義室がある。そのほか、医療ショック室がある。

ADAC HEMS アカデミーは、救急ヘリに携わるヘリコプター操縦士、救急医、救急士のそれぞれに特別かつ適切な養成教育・訓練を実施している。

5) DRF の救急ヘリコプター

①DRF の概要

DRFはドイツとオーストリアに30基地を運営しており、50機を超える救急ヘリと集中搬送ヘリを運航している。本部はシュトゥットガルトにある。約500人の救急医、約300人の救急士、180人のパイロット、70人の技術者がDRFの航空救急業務のための出動に対応している。

2008年には40,602回の出動が行われた。これまでの出動回数は図表38のとおりである。

図表38 DRFの救急ヘリコプター年間出動回数の推移

1975年	903回
1980	3,214
1985	6,179
1990	9,089
1995	13,609
2000	24,979
2005	34,408
2006	36,499
2007	39,111
2008	40,602

DRF ホームページから作成

救急医出動のほか、病院間の患者搬送のため8基地との間を1時間で結んでいる。このほか、3機の救急ジェット機が国際的な患者搬送に投入されている。

② DRF の沿革

1969年5月3日、8歳のビヨーン・シュタイガー少年がプールから家に帰る途中で車に跳ねられた。事故の直後に、警察と救急車に何度も連絡する。しかし救急車の到着には1時間近くを要してまった。その時点ではビヨーン少年をもはや救助することはできず、病院に搬送する途中で少年は息を引き取ったが、その日は少年の9歳の誕生日の数日前であった。この回避できたであろう少年の死がドイツの救急体制の不備を明らかにした。

その事件からほどなく、1969年5月にビヨーン少年の両親は自ら資金を拠出してビヨーン・シュタイガー財団 (Björn-Steiger-Stiftung e. V.) を設立した。この財団は、救急体制を迅速化し、緊急通報体制を整備し、救急体制の質の向上を図るものであった。さらにはビヨーン・シュタイガー財団により、1972年9月6日には、DRF (Deutsche Rettungsflugwacht e.V. 非営利法人ドイツ航空救急隊) が設立され、これが今日の DRF Luftrettung (DRF 航空救急) となっている。

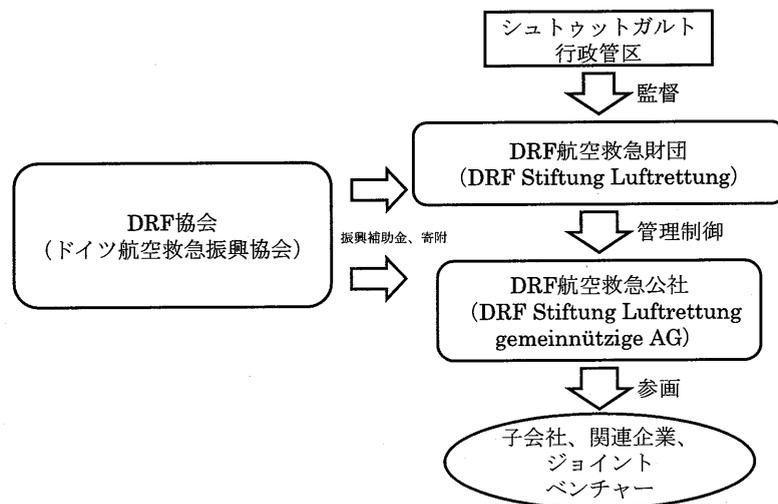
1973年3月19日、DRF は、シュトゥットガルト大都市圏で出動業務を開始した。

③DRF の施設、組織等

DRF は、ドイツ国内に28の救急基地を有している。毎日、7時 (または日の出) から日の入りまで出動準備をしている。8つの基地 (ベルリン、ミュンヘン・グロースハーデルン (München-Großhadern)、レーゲンスブルク (Regensburg)、ニュルンベルク (Nürnberg)、ハノーファー、レンズブルク (Rendsburg)、ハレ (Halle)、バード・ベルカ (Bad Berka)) では24時間体制を敷いている。

DRF は、公益振興社団法人、民法上の財団法人、公社 (公益の株式会社 gemeinnützige AG)、その子会社で構成されている。財団法人は、シュトゥットガルト行政管区の監督下であり、公社の業務活動を監視している。

図表39 DRF 航空救急グループの組織関係



DRF ホームページから作成

DRF 航空救急には、HDM 航空救急公社（HDM Luftrettung gemeinnützige GmbH）、HSD 特別業務ヘリコプター公社（HSD Hubschrauber Sonder Dienst Flugbetriebs GmbH & Co.KG）も参画している。航空救急の費用は、医療保険の法定額では十分に賄うことができない。そのため、会費や寄附で費用を賄っている。公益振興社団法人である DRF 協会には個人会員約19万人、家族会員約14万5千人、グループ会員約1万5千人、合計約35万人の会員がいる。

2008年5月1日、中央制御司令室（Zentrale Koordinierungsstelle (ZKS)）がラインミュンスター（Rheinmünster）にある DRF 航空救急オペレーションセンターに設置され、業務を開始した。バーデン・ヴュルテンベルク州社会省の委託により地上と航空による集中搬送業務を処理している。中央制御司令室では、DRF 航空救急とドイツ赤十字の出動担当部長が、DRF 航空救急の3機の集中搬送ヘリコプター（シュトゥットガルト、フライブルク（Freiburg(Breisgau)）、マンハイム（Mannheim））と様々な救急業務組織の4台の集中搬送自動車（シュトゥットガルト、フライブルク、マンハイム、ウルム）の出動調整を行っている。必要に応じて地域を越えた集中搬送も実施している。調整を行っているのは、搬送自動車の医療スタッフを供給しているドイツ赤十字（Deutsches Rotes Kreuz e.V.）、ヨハネ騎士修道会事故救済会（Johanniter-Unfall-Hilfe e.V.）、マルタ騎士団救済会（Malteser-Hilfsdienst e.V.）、労働者サマリア人連盟（Arbeiter-Samariter-Bund）である。モデルプロジェクトは4年間実施される予定である。

9 消防車両の保有状況

常備消防、義勇消防及び事業所消防別の各種消防車両の保有状況は、**図表40**のとおりである。（各消防の種類別州別内訳は、義勇消防（**図表21**）、常備消防（**図表19**）、事業所消防（**図表24**）をそれぞれ参照のこと。）

図表40 各消防種類別の各種消防車保有状況（2006年）

区分	義勇消防	常備消防	事業所消防	合計
消防車	39,967	1,067	1,221	42,255
はしご車	1,983	370	118	2,471
装備車・装置搭載車	4,969	511	286	5,766

2008年ドイツ消防年鑑から作成

10 各種災害の状況等

(1) 火災等の実態

ドイツ連邦統計局の資料による1999年から2006年までの8年間の火災による死亡者数は**図表41**のとおりである。

図表41 火災を原因とする死亡者数

区分	死亡者数			内訳					
				住宅火災			その他火災		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
1999	506	294	212	427	237	190	79	57	22
2000	475	256	219	397	200	197	78	56	22
2001	478	274	204	395	213	182	83	61	22
2002	550	317	233	467	260	207	83	57	26
2003	475	290	185	385	223	162	90	67	23
2004	446	264	182	364	201	163	82	63	19
2005	484	279	205	407	228	179	77	51	26
2006	406	242	164	346	201	145	60	41	19

2008年ドイツ消防年鑑から作成

この中には、焼死、煙による窒息死等の死亡、物体の落下、火災現場の生埋め等によって命を落とした死亡者すべてを含んでいる。しかし、例えば、自動車事故、鉄道事故等輸送車両内の火災による死亡者は含まれていない。また、火災の後遺症による死亡者も含まれていない。

(2) 通報手段

火災通報電話番号 112

救急出動要請電話番号 112/19222または110

警察通報電話番号 110

11 消防の主な全国組織

(1) ドイツ消防連盟 (DFV (Deutscher Feuerwehrverband))

ドイツ消防連盟 (DFV (Deutscher Feuerwehrverband)) は1952年創設のドイツ消防の全国代表組織であり、当初は義勇消防のみであったが、1975年以降は、常備消防と事業所消防の代表者も加盟している。連邦本部 (Deutscher Feuerwehrverband e. V. (DFV) Bundesgeschäftsstelle) はベルリン (Reinhardtstraße 25、10117 Berlin) にあり、連絡センター (Versandhaus des Deutschen Feuerwehrverbandes) がボン (Koblenzer Straße 135-139、53177 Bonn) にある。

ドイツ消防連盟の使命は、

- ① 消防制度および会員にかかわる問題において、その利害を連邦・EU・国際レベルで代弁し、消防制度に関わる法的およびその他の規制について、その見解を表明する権限を行使
- ② 消防活動、環境保護活動、防災活動、救助活動の促進
- ③ 国際交流の促進
- ④ 青少年消防の振興
- ⑤ 広報活動

- ⑥救助組織との協力の推進
- ⑦貢献のあった人物の顕彰
- ⑧養成教育・一般研修

である。

また、ドイツ消防連盟の組織は、代表者総会 (Delegiertenversammlung)、経営委員会 (Präsidentialrat)、理事会 (Präsidium)、評議員会 (Beirat) から構成されており、以下のような14の専門分科会 (Fachbereiche (FB)) で活動が行われている。

- ①消防教育・広報
- ②女性活動
- ③火災予防
- ④技術
- ⑤情報通信
- ⑥出動、消火、環境保護
- ⑦社会福祉
- ⑧健康、救急
- ⑨災害防止
- ⑩養成教育・一般研修
- ⑪音楽
- ⑫操法、スポーツ
- ⑬非公共部門の消防
- ⑭青少年消防

ドイツ消防連盟は、2008年5月17日にフルダ (Fulda) で開催された代表者総会で、長期ビジョン「ドイツ消防連盟2020 安全な未来のための戦略 (DFV2020 Strategien für eine sichere Zukunft)」を決定している。

(2) 常備消防本部長会議 (AGBF (Arbeitsgemeinschaft der Leiter der Berufsfeuerwehren))

常備消防本部長会議 (AGBF (Arbeitsgemeinschaft der Leiter der Berufsfeuerwehren)) は、すべての常備消防隊の合同組織である。常備消防本部長会議は、ドイツ都市会議内において消防本部長が自ら組織した協会組織である。常備消防本部長会議は、情報交換を行い、消防の重要問題の調整に努力するほか、消防、救急業務、防災、環境保全地域危険除去の分野における基本原則を打ち立て、勧告を行うという任務を持っている。

連邦レベルの常備消防本部長会議のほか、いずれの州にも州レベルの常備消防本部長会議がある。常備消防本部長会議総会にはすべての常備消防隊の消防本部長が参加する。3年ごとに開催され、6年任期の理事を選出する。理事会は、会長と4人の副会長から構成される。

理事会は、会を統括し、実務計画を立て、基本問題作業チーム (Arbeitskreis Grundsatzfragen : ミュンヘン消防が担当) と調整し、ドイツ都市会議事務局の合意を得て、作業グループの設置・解消を行う。2009年12月時点で、会長は、ブレーメン、副会長は、ゲラ (Gera)、アウグスブルク (Augustsburg)、フレンスブルク (Flensburg)、ケルンのそれぞれ

の消防本部長が就任している。

作業チームとしては、基本問題作業チームのほか、養成教育作業チーム（Arbeitskreis Ausbildung：エッセン消防が担当）、技術作業チーム（Arbeitskreis Technik：ゾーリンゲン（Solingen）消防が担当）、予防作業チーム（Arbeitskreis Vorbeugender Brand- und Gefahrenschutz：ハンブルク消防が担当）がある。

事務局は、会長の所属する常備消防が担当する。

12 消防博物館（Feuerwehr-Museum）

ドイツには51もの消防博物館（Feuerwehr-Museum）がある。その一覧は図表42のとおりである。

図表42 消防博物館一覧

州名	博物館数		
ベルリン	1	消防博物館 (Feuerwehrmuseum Berlin)	
ハンブルク	2	消防ジオラマ博物館 (Feuerwehr-Diorama-Museum)	ハンブルク消防歴史館 (Hamburger Feuerwehr-Historiker)
バーデン・ヴェルテンベルク	7	キルヒハイム消防博物館 (Feuerwehrmuseum Kirchheim unter Treck)	ラーフェンスブルク消防博物館 (Feuerwehrmuseum Ravensburg)
		サーレム城消防博物館 (Feuerwehrmuseum Schloss Salem)	ヴァルトマンズホーフエン城消防博物館 (Feuerwehrmuseum Schloss Waldmannshofen)
		シュヴェービッシェ・ハル消防博物館 (Feuerwehrmuseum Schwäbische Hall)	シュトゥットガルト消防博物館 (Feuerwehrmuseum Stuttgart)
		ヴィネンデン消防博物館 (Feuerwehrmuseum Winnenden)	
バイエルン	4	カウフボイレン＝オストアルガウ消防博物館 (Feuerwehrmuseum Kaufbeuren-Ostallgäu)	ミュンヘン消防博物館 (Münchner Feuerwehrmuseum)
		ニュルンベルク消防博物館 (Feuerwehrmuseum Nürnberg)	パイロイト消防博物館 (Bayreuther Feuerwehrmuseum)
ヘッセン	5	アルトモーシェン消防博物館 (Feuerwehrmuseum Altmorschen)	ディーツェンバッハ消防博物館 (Feuerwehrmuseum Dietzenbach)
		フランクフルト消防博物館 (Feuerwehrmuseum Frankfurt/Rhein-Main)	ゾッツバッハ消防展示館 (Sotzbacher Feuerwehrscheune)
		ヴィースバーデン消防博物館 (Feuerwehrmuseum Wiesbaden)	
ニーダーザクセン	6	ノイ・トラム消防歴史博物館 (Hist.Feuerwehrmuseum Neu Tramm)	ハノーファー消防博物館 (Feuerwehrmuseum Hannover)
		マルクセン消防博物館 (Feuerwehrmuseum Marxen)	イエーファー消防博物館 (Feuerwehrmuseum Jever)
		ザルツベルゲン消防博物館 (Feuerwehrmuseum Salzbergen)	社団法人ツェーフエン消防博物館 (Feuerwehrmuseum Zeven e.V.)
ノルトライン・ヴェストファーレン	7	アッテンドルン消防博物館 (Attendorner Feuerwehr-Museum)	ビーレフェルト消防博物館 (Museum Feuerwehr Bielefeld)
		エアケレンツ・レーヴェニツヒ・ライン消防博物館 (Rheinisches Feuerwehrmuseum Erkelenz-Lövenich)	消防博物館 (FEUER.WEHRK Das Feuerwehrmuseum)

		キルヒレンゲルン消防博物館 (Feuerwehrmuseum Kirchlengern)	ケルン常備消防歴史博物館 (Histor.Lehrsammlung der BF Köln)
		プロイセン・オルデンドルフ消防博物館 (Feuerwehrmuseum Pr.Oldendorf-Schröttinghausen)	
ラインラント・プファルツ	1	ヘルメスカイル消防博物館 (Feuerwehrmuseum Feuerpatsche Hermeskeil)	
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン	1	シュレスヴィッヒ=ホルシュタイン消防博物館 (Feuerwehrmuseum Schleswig-Holstein)	
ブランデンブルク	3	アイゼンヒュッテンシュタット消防博物館 (Feuerwehrmuseum Eisenhüttenstadt)	ハイデミュール消防博物館 (Feuerwehrmuseum Haidemühl)
		フィンスターヴァルデ消防博物館 (Feuerwehrmuseum Finsterwalde)	
メクレンブルク・フォアポンメルン	3	州立メーツェン消防博物館 (Landesfeuerwehrmuseum Meetzen)	パーゼヴァルク消防博物館 (Feuerwehrmuseum Pasewalk)
		テーテロウ消防博物館 (Feuerwehrmuseum Teterow)	
ザクセン	7	ザクセン消防博物館ツァイトヘイン (Sächsisches Feuerwehrmuseum Zeithain)	グレーテン消防博物館 (Feuerwehrmuseum Grethen)
		レンゲンフェルト消防博物館 (Feuerwehrmuseum Lengendorf)	ガーレンツ消防歴史収集館 (Feuerwehrhistorische Sammlung Gahlenz)
		ロースヴァイン消防博物館 (Feuerwehrmuseum Roßwein)	メンヒスヴァルデ消防歴史収集館 (Feuerwehr-Historische Sammlung Mönchswalde)
		ドレスデン市立技術収集館 (Technische Sammlungen der Stadt Dresden)	
ザクセン・アンハルト	2	ザクセン・アンハルト州立消防博物館 (Landesfeuerwehrmuseum Sachsen-Anhalt)	ヴェルニグローデ消防博物館 (Feuerwehrmuseum Wernigerode)
チューリングゲン	2	エルリッヒ消防ポンプ小屋消防博物館 (Feuerwehrmuseum Ellricher Spitzenhaus)	レムヒルト消防博物館 (Feuerwehrmuseum Römhild)
合計	51		

2008年ドイツ消防年鑑から作成

ドイツにおいては1909年、ゲルゼンキルヘン (Gelsenkirchen) にライン・ヴェストファーレン消防博物館が開設した。設置者は、ライン消防連盟とヴェストファーレン消防連盟である。引き続き1910年には、ミュンヘン消防博物館が当時のミュンヘン消防本部の1階に記念バイエルン消防博物館として開設した (なお、1979年、現在の消防本部に新たな博物館が開設)。1912年にはベルリンに消防博物館が設置された。その後、続々と消防博物館が設置されていった。しかしながら、特に第二次世界大戦中には、ゲルゼンキルヘンの博物館が1944年の連合軍の空爆の犠牲となるなど大きな被害も受けた。第二次世界大戦後、高度成長期が終わると博物館の設置ブームが起こり、消防博物館も、その流れの中で各地に設置されてきた。旧東ドイツの地域でも多くの消防博物館が設置されている。

博物館の職員は名誉職の消防隊員が兼務していることが多い。

III 各州の消防事情

1 ベルリン市（都市州）の消防事情

(1) 沿革

1) プロイセン王国時代から第二次世界大戦中まで

ベルリンの消防は、1851年にプロイセン王立消防（消防本部長ルードヴィッヒ・シャーベル）として設立されたことにさかのぼる。常備消防としては、ドイツで最も古い消防組織である。

ドイツで最初の消防署庁舎は、1854年、ミッテ区の大ハンブルク通り13/14番地に設置された。

1920年の大ベルリン法（注³⁴）の施行後、1921年に消防はベルリン市の所管となった。消防本部は、15の常備消防隊と65の義勇消防隊を組織していた。この当時、常備消防には36の消防署があった。

1933年にナチが政権を握ると、消防は再び警察の傘下に入り、第二次世界大戦中の1939年末には、国がより厳しい管理を行うために、警察に併合された。

2) 第二次世界大戦後からドイツ統一を経て

第二次世界大戦後、連合国が分割占領したベルリンは、1948年に東西に分裂する形となり、消防組織も分裂した。東ベルリンの消防本部は、1950年には人民警察の傘下となり、西ベルリンにおいては、交通・企業庁の傘下となった（1967年には、西ベルリンの消防本部の監督官庁は内務庁となった）。1961年にはベルリンの壁ができ、ベルリン消防は完全に分裂した。

こうした中、東西の消防は互いに別々に発展した。東ベルリンでは官設消防は人民警察の一部となり、救急業務は消防とは別の部局が担当した。これに対して、西ベルリンでは1969年に救急業務は消防に組み込まれた。

1990年の東西ベルリンの再統合とともに、ベルリンの消防の40年間の分裂は終了した。1991年には東ベルリンの救急部局は消防に組み込まれ、市全体の救急業務が可能となった。また、両地域の消防には、消防署の数（西ベルリン24、東ベルリン10）、車両、装備をはじめ、様々な技術水準の格差があった。その解消とともに、東地区の消防署の近代化が促進された。市の財政は厳しかったが、新たな技術革新も実施され、2000年には新しい司令センターが業務を開始した。

(2) ベルリン消防（Berliner Feuerwehr）の概要

1) 任務

ベルリン消防法（Gesetz über die Feuerwehren im Land Berlin（Feuerwehrgesetz - FwG））に基づき、ベルリン消防は、火災、爆発、洪水、事故、その他の災害による危険を除去し、公共の安全・秩序を確保することを任務としている（消防法第1条第1項）。

さらに、救急業務も所管している（救急業務法第5条第1項）。なお、災害時には、THWの州連盟、民間救助組織と共同して 救援救助に当たっている。

建築関係の予防消防の分野では、ベルリン消防は、建築監督上の許認可手続きにおける勧告

³⁴ 1920年の大ベルリン法によって、ベルリン市は周辺自治体と統合し、面積は6500ヘクタールから878平方キロメートル（約13倍）（ほぼ現在の規模）となり、人口は380万人を超え、大都市となった。

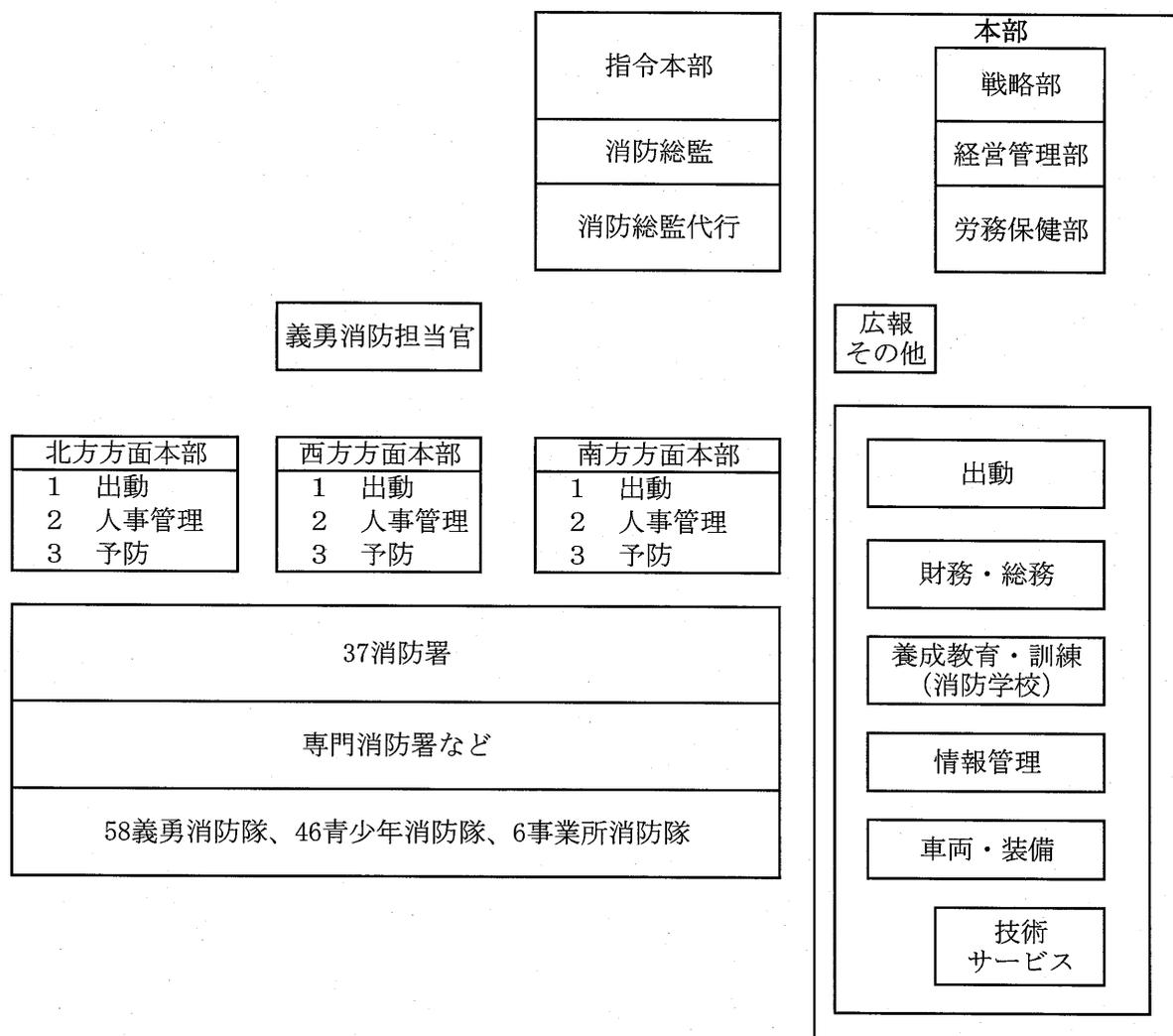
の表明という形で関与している。そのほか、事業所における予防消防については消防安全査察への参画を通じて、および集会開催場所における消防安全監視の実施を通じて影響力を行使している。

2) 組織

ベルリン消防庁は、州政府の内務庁（Senatsverwaltung für Inneres）傘下の秩序維持担当官庁の一つである。ベルリン消防は、常備消防と複数の義勇消防から構成されている。

ベルリン消防本部には、消防司令部（司令本部・経営管理部・労務保健部）、北・西・南の3方面本部、5つの事業部（出動管理、財務・総務、養成教育、情報管理、車両・装備）と技術サービス部門がある。方面本部の下に37の消防署（常備消防）がある。義勇消防も方面本部毎の代表委員の下で組織されており、58の義勇消防隊（うち41は固有の出動分野あり）がある。そのほか、46の青少年消防隊、6の事業所消防隊がある。

図表43 ベルリン消防の組織図



ベルリン消防ホームページから作成

3) 人員

① 常備消防

隊員（消防官吏及び消防事務職員） 3,230人
養成期間中の消防官吏220人
作業施設及び官吏従事の事務職員・官吏596人
合計 3,991人

② 義勇消防関係

義勇消防隊員1,350人（うち女性110人）
青少年消防隊員（9歳以上17歳以下）796人（うち女性121人）

4) 車両

移動式ポンプ車 248台
はしご車 41台（うち、30m 39台、37m 1台、屈折式50m 1台）
救急車両 177台（うち、救急車151台、救急医出動車25台、ベッド搬送車（スーパーアンビュランス）1台）
その他 221台（指揮車、装備車・装置搭載車、防災用車両）
○ 合計 687台

5) 予算

2008年のベルリン消防の予算は、次のとおり

収入 76.9百万ユーロ
（大部分は救急業務によるもの）
支出 233.9百万ユーロ
うち人件費 150.7百万ユーロ
うち物件費・情報機器 72.7百万ユーロ
うち車両・装備費 10.5百万ユーロ

2 ノルトライン・ヴェストファーレン州の消防事情

(1) 消防体制

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、「ノルトライン・ヴェストファーレン州の消防・救助に関する法律」((Nordrhein-Westfalen Gesetz über den Feuerschutz und die Hilfeleistung (FSHG) (1998年、最終改正2008年))で、市町村（特別市を含む）に対して、その地域の特性に適合した消防の設置を義務付け、救急業務にも当たるべきことを規定している。

同法は、郡に対しては、市町村消防の出動の調整に当たるべきことを規定するとともに、郡及び特別市に対して、大規模災害に備えた防災業務組織の設置を義務付けている。郡所属市町村が設置する市町村消防の監督官庁は郡長であり、特別市及び郡に対しては、行政管区長官が監督官庁となる。

市町村及び郡は、この法律に従って指示に基づく義務事務として任務を遂行することとされている。

州の消防の最高責任者は、州内務大臣である。

また、救急業務の実施に関しては、救急業務及び緊急救助並びに企業による患者搬送に関する法律（Gesetz über den Rettungsdienst sowie die Notfallrettung und den Krankentransport durch Unternehmer）（1992年、最終改正2004年）による。

(2) 防災

ドイツにおける災害としては、洪水、暴風雨や旱魃といった自然災害がある。また、多くの死傷者を出す大事故、大気や土壌、河川等への有害物質の放出がある。防災は、疫病が発生したり、電力供給施設や通信基盤施設といった重要な社会基盤が損壊したりするのを防ぐものでもある。

州消防・救助法（1998年）は、防災の根拠法としても大きな意味を持っている。この法律で、郡及び特別市は、所轄の防災官庁に位置付けられ、大規模災害や天災の場合に消防隊や救助組織と協力して活動することが義務付けられた。防災に関しても、中級行政官庁としては行政管区であり、全体の指揮監督は内務省の所管である。

郡、行政管区、内務省は、危機管理を共同で担当し、まずそれぞれの戦略本部を活性化し、すべての専門組織が連携し、防災に向けて調整を図る。連邦全域のモデルに従い、2004年12月末、ノルトライン・ヴェストファーレン州においては、ドイツで最も人口が多い州として連邦全体で統一的一貫した系統的な体制の構築に向けたシグナルを送るため、州における危機管理本部の任務と組織を見直した。

防災の中においては、火災と救急救助の任務は消防が担っている。加えて、事故の際の危険物の回避や、生物化学・放射線物質の人体及び物資からの汚染除去も消防が担っている。

(3) 消防の任務

1) 市町村の任務

州消防・救助法に基づき、市町村は公共消防の担い手に位置づけられている。市町村は、義勇消防のほかに常備消防を設置することができ、特別市においては常備消防の設置は義務とされている。事故や自然災害、爆発、その他の事象によって引き起こされた緊急時の際の救急救助も、消防の任務である。

2) 郡の任務

郡は、市町村の区域を越えた消防及び救急救助活動に際して、その区域内の消防及び救急救助の共同活動を運営する。

3) 郡及び特別市の任務

特別市及び郡は、指令センター（Leitstelle für den Feuerschutz und den Rettungsdienst）（消防と救急を一体運用）を運営し、さらに、多くの人々の生命や健康を損ない、または財産に甚大な危険を及ぼす大規模災害の活動の指揮と調整を行う。

4) 消防常勤職員がいる市町村及び郡の任務

建築法規の基準に従った消防の観点からの予防消防については、公共の消防として常勤職員がいる市町村と郡の消防機関が担当する。

5) 州の任務

州は、消防及び救急救助を振興する。州は、養成教育センターとして、さらには消防・救急の改善のための技術振興機関として消防学院を運営する。

(4) 消防機関数・消防関係人員

ノルトライン・ヴェストファーレン州は、常備消防の数も16州で一番多く、連邦全体で100の常備消防のうち26がノルトライン・ヴェストファーレン州にある。また、消防署の数（連邦全体339署中113署）、常備消防職員数（連邦全体28,092人中8,074人）も16州中で一番多くなっている（2006年）。

義勇消防については、隊員総数は83,622人で第4位、1隊当たりの隊員数は211.2人で第3位（連邦全体の平均42.3人）となっている（2006年）。

防災関係人員の観点からみると、常勤の消防職員は約12,800人、名誉職の消防職員は約79,000人、名誉職の支援者は約19,000人である（2008年報告）。

(5) ノルトライン・ヴェストファーレン消防学院 (IdF NRW (Institut der Feuerwehr Nordrhein-Westfalen))

1) 概要

ノルトライン・ヴェストファーレン消防学院 (IdF NRW (Institut der Feuerwehr Nordrhein-Westfalen)) は、消防隊員と郡消防本部の構成員の養成教育・訓練のための中核教育訓練機関である。ノルトライン・ヴェストファーレン州は、州消防・救助法第3条第2項に基づき消防隊員の養成教育のための中核教育訓練機関の運営を義務付けている。このことにより、内務省の管轄下の機関としてミュンスターに設置されているものである。

2006年9月16日には、消防養成教育・訓練75周年を祝った。もともと純然たる消防学校だった学院は、消防・防災のための最新の養成教育・訓練機関に生まれ変わっている。

この学院では、職員110名（うち女性17名）が勤務（うち71名官吏（教官51名、助手8名、管理12名）、39名事務職員）し、ドイツで最も大きな消防職員養成教育・訓練機関となっている。車両装備としては、バス3台、一般消防自動車14台など合わせて車両59台とバイク1台を保有している。

2) 任務

消防学院では、消防職員の養成教育のほか、消防幹部の資格認定、一般研修としての専門知識研修も行われている。また、内務省、行政管区、郡、特別市の防災戦略本部の構成員に対する養成教育も当校の任務となっている。

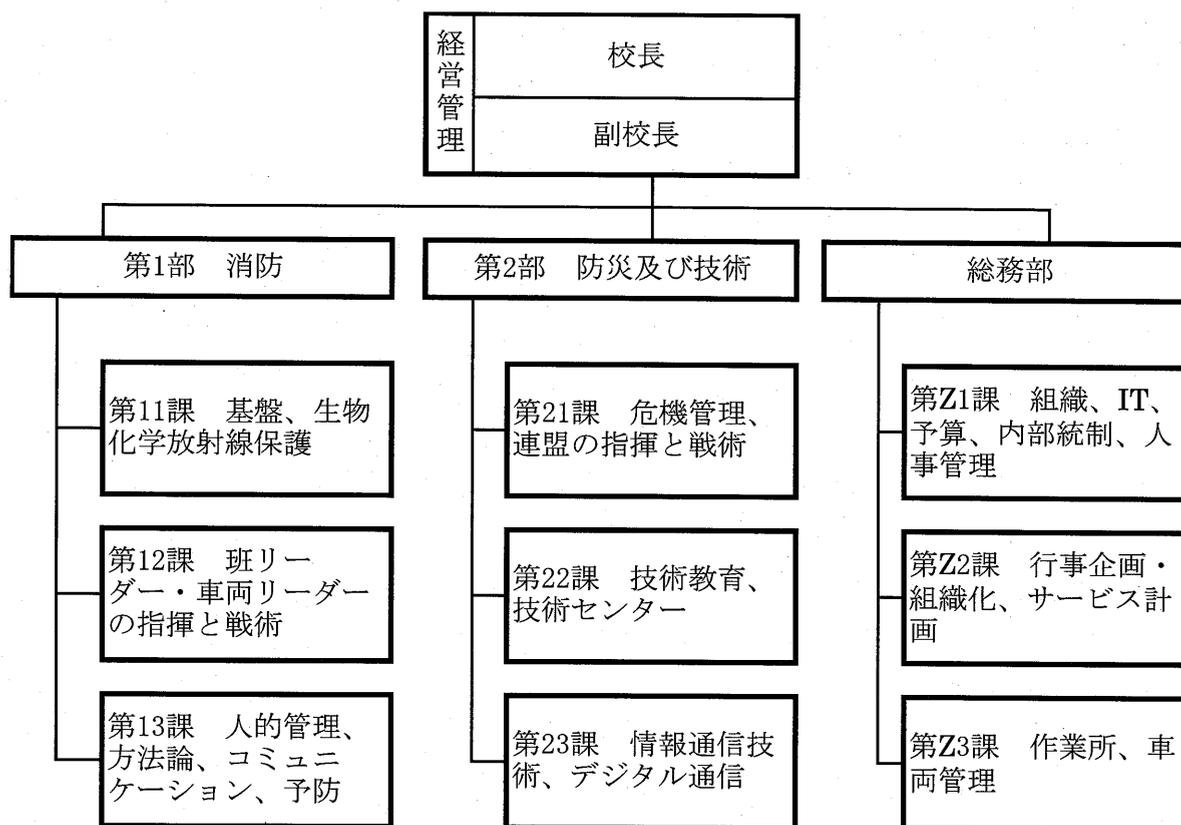
また、消防学院は、州の委託により、高級あるいは上級消防技術職員への採用を希望する専門大学・大学卒業生のための養成教育を行っている。なお、消防学院は、ドイツ全州の高級消防技術職員の国家試験を担当している。

消防学院は、技術センターも運営している。技術センターの職員は、機能、安全、規格適合性の観点から州の消防の車両、装備を定期的に点検する。

3) 組織と課程

校長、副校長のもとで、110名の職員が教務を担当する二つの部と総務部で勤務している。

図表44 ノルトライン・ヴェストファーレン消防学院組織図



ノルトライン・ヴェストファーレン消防学院ホームページから作成

①教務を担当する二つの部（第1部 消防、第2部 防災及び技術）

教務を担当する二つの部は、消防幹部のための講義とゼミナールを実施しており、特別な知見を伝達している。対象となる消防幹部は義勇消防のグループ長、隊長、連盟隊長、消防隊長、様々な分野の研修指導者である。

常備消防職員については、中級消防技術職の養成課程（段階指導者・グループ長への研修）、上級消防技術者養成課程、高級消防技術者養成課程を設けている。高級職の場合、すべての州の官吏の養成教育プログラムは共通であり、試験は当校で実施される。なお、上級職、高級職のいずれの場合も研修箇所は当校に限らず、他州の消防学校や他の研修機関が利用され、消防の現場における実務研修も実施される。

図表45 上級消防技術者の養成教育プログラム

順番	課程	期間	養成教育・試験実施箇所	対象者
1	消防技術基礎養成課程	5ヶ月	消防	上級消防査察官見習
2	救急救護課程（理論）	1ヶ月	消防（救急センター）・地方自治体の救急研修所（病院実習）	上級消防査察官見習
3	小隊長実習	2ヶ月	部隊長実習1ヶ月（消防）、救急センター実習2週間（救急センター）・病院実習2週間（救急病院）	上級消防査察官見習
4	部隊長課程・試験	2ヶ月	NRW 消防学院	上級消防査察官見習
5	部隊長実務実習	2ヶ月	消防	上級消防査察官見習
6a	各部門業務実習	2ヶ月	消防	上級消防査察官見習、規定昇格者
6b	教養課程	1ヶ月	行政専門大学校・市民大学など外部の機関に NRW 消防学校が委託	規定昇格者、年齢昇格者
7a	人間学課程 I	0.5ヶ月	NRW 州研修アカデミー・ヘルネ	上級消防査察官見習、規定昇格者、年齢昇格者
7b	組織・行動・経営学	1ヶ月	NRW 州行政学院ヒルデン	上級消防査察官見習、規定昇格者、年齢昇格者
7c	大隊長課程・試験	2ヶ月	NRW 消防学院	上級消防査察官見習、規定昇格者、年齢昇格者
8	大隊長実務研修	2ヶ月	消防	上級消防査察官見習、規定昇格者、年齢昇格者
8a	大隊長実務研修・部門別研修	2ヶ月	消防	年齢昇格者
9a	連隊長・戦略本部	1ヶ月	NRW 消防学院	上級消防査察官見習、規定昇格者、年齢昇格者
9b	人間学課程 II	0.5ヶ月	NRW 州研修アカデミー・ヘルネ	上級消防査察官見習、規定昇格者、年齢昇格者
9c	最終試験	0.5ヶ月	NRW 消防学院	上級消防査察官見習、規定昇格者、年齢昇格者

上級消防査察官見習（専門大学卒）の養成教育期間は、最低24ヶ月

規定昇格者（中級職からの昇格）の養成教育期間は、最低12ヶ月

年齢昇格者（中級職で45歳以上53歳未満の特例適用）の養成教育期間は、最低9ヶ月

ノルトライン・ヴェストファーレン消防学院ホームページから作成

図表46 高級消防技術者の養成教育プログラム

順番	課程	期間	養成教育・試験実施箇所	対象者
1	導入セミナー	1週間	NRW 消防学院	消防管理官補、昇格者
2	実務研修1 (基礎養成課程)	5ヶ月3週間	常備消防等	消防管理官補
3	指導課程	2ヶ月	NRW 消防学院	消防管理官補
4	実務研修2	3ヶ月	常備消防等	消防管理官補
○	小隊長試験		NRW 消防学院	
5	行政研修	1ヶ月3週間	行政アカデミー (ベルリン) (5週間) ・ハンブルク州立消防学校 (2週間・経営学コース)	消防管理官補、昇格者
6	実務研修 (行政官庁)	2ヶ月	消防の監督官庁	消防管理官補、昇格者
7	指導課程2	1ヶ月	バーデン・ヴュルテンベルク州立消防学校	消防管理官補、昇格者
8	実務研修3	3ヶ月2週間	常備消防等	消防管理官補、昇格者
9	指導課程3	1ヶ月	ザクセン・アンハルト州立消防防災学校ハイローツベルグ (3週間) ・ハンブルク州立消防学校 (1週間)	消防管理官補、昇格者
10	選択研修	1ヶ月2週間	外国の消防または官署、大企業 (経営)、大規模常備消防、消防学校 (外国も可) のいずれかの一つまたは複数選択 (ハンブルク消防学校が選択肢を提供)	消防管理官補、昇格者
◎	職階試験		NRW 消防学院	

消防管理官補 (Brandreferendare) (大学卒) と上級職からの昇格者がある。
ノルトライン・ヴェストファーレン消防学院ホームページから作成

特別課程は、危機管理本部の構成員、司令センター主任、営繕の特定部門担当者、特に生物化学放射線保護に携わる担当者のための課程がある。

養成教育のプログラムは、多くの一般研修プログラムの最新のテーマにより補完されている。

第2部には技術センターもその一部門となっている。

②総務部

総務部においては、予算、人事、内部統制、IT、財産管理のほか、講師のスケジュール管理を担当している。

Z1課では、予算、人事、内部統制、IT、財産管理を担当する。

Z2課では、プログラム参加の登録を行い、参加・退出や研修条件に関するあらゆる問題を処理する。計画チームでは、プログラム・講義スケジュールの管理を行っている。人材、設備、宿泊施設をプログラムの登録状況に応じて調整していく。

Z3課は、財産管理を行うとともに、作業所であり、約50台の車両を保有管理するほか、建具・機械製作修理部門では、多くの教材を作成、管理し、修理している。

4) 研修参加者の状況

研修参加者の状況は図表47のとおりである。

図表47 ノルトライン・ヴェストファーレン消防学院の養成教育・研修参加者

養成教育・研修参加者

年度	研修プログラム数	研修参加者	延べ参加日数
2008	528	14,669	57,817
2007	406	10,744	51,023
2006	389	10,562	52,359
2005	252	6,894	49,209
2004	222	6,817	50,925
2003	179	5,584	47,919

消防機関別の課程と参加者

	課程数	参加者
常備消防向け養成課程	16	383
常備消防・義勇消防混合養成課程	57	1179
義勇消防・事業所消防養成課程	86	1781
週末研修	466	12155

ノルトライン・ヴェストファーレン州消防防災白書2008から作成

(6) 消防財政

2008年に市町村が消防及び救急救助に支出した費用（人件費、物件費、設備投資費）は、800,204,531ユーロである。このほか、州の消防税の税収から消防交付金として、35,620,000ユーロが市町村に交付されている。なお、民間救助組織には、約4百万ユーロが支出されている。

消防交付金は、以前には個別補助金であったが、2002年以降、投資包括交付金となった。57%は人口基準、43%は面積基準に従って算定される。郡は傘下の郡所属市町村に配分される金額の1.8%を固有の事務費として、それらの市町村から受け取る。総額の28%が特別市に、72%が郡及び郡所属市町村に配分されている。

さらに、2006年から郡交付金として、郡及び特別市にそれぞれ30,000ユーロ、総額1.62百万ユーロが交付されている。財源は消防税で、広域及び州単位の救急救助経費に充当される。

図表48 ノルトライン・ヴェストファーレン州における地方自治体の消防支出額等の推移

百万ユーロ

区分	地方自治体の消防直接支出額	州から地方自治体への消防交付金	州から民間救助組織への交付金	合計
2008	800	36	4	840
2007	758	36	4	798
2006	759	34	4	797
2005	802	34	4	840
2004	785	34	4	823
2003	740	47	4	791

ノルトライン・ヴェストファーレン州消防防災白書2008から作成

(7) 民間救助組織

州内には民間の288の活動組織がある。労働者サマリア人連盟、ドイツ赤十字、ヨハネ騎士修道会事故救済会、マルタ騎士団救済会、ドイツ人命救助協会である。これらの活動組織には既に養成を受けた約2万人の支援者がいて、約30人の単位で活動し、それぞれの単位に衛生班、看護班、指導部、技術部がある。救助組織の装備と車両は、それぞれ州、連邦、組織の3分の

1 ずつの負担で、組織自ら調達している。民間救助組織は、それぞれの組織または個別の下部組織単位で防災活動に参画する。

(8) デジタル通信

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、安全担当の官庁や民間組織の間でデジタル通信網の整備を推進している。2008年にはケルン行政管区内で整備が終了し、その他の行政管区内で整備が進められている。

ノルトライン・ヴェストファーレン消防学院では、2008年3月の郡及び特別市のための最初のセミナーからデジタル通信機器が研修に活用されている。

3 ヘッセン州の消防事情

(1) 消防体制

ヘッセン州では、「ヘッセン州の消防・一般救助・防災に関する法律」(Hessisches Gesetz über den Brandschutz, die Allgemeine Hilfe und den Katastrophenschutz (HBKG) (1998年、最終改正2007年))で、消防・救助・防災に関して規定している。任務の担い手としては、市町村は消防と一般救助、郡は広域消防と広域一般救助、州は消防と一般救助の中核事務、州・郡・特別市は、防災を担当する。市町村及び郡は、これらの任務を自治事務として遂行する。また、すべての機関、隊、組織は消防・救助・防災に関して相互協力、情報提供の義務が課されている。

(2) 市町村・郡・州のそれぞれの任務

1) 市町村の任務

同法は、市町村に対して、消防・一般救助の任務遂行のため、次のことを義務付けている。

- ① 郡の承認を得て相応の消防を設置するための計画策定
- ② 消防隊員の養成教育
- ③ 消防・一般救助の警報計画・出動計画の策定
- ④ 地域における適切な防火用水の確保
- ⑤ 緊急連絡・火災通報装置の設置と中央司令室の設置
- ⑥ 市民の自己救助と消防教育の促進

また、市町村消防は、通常、いつでもどこにでも通報後10分以内で効果的な救助を行うような体制を整備するものとされている。特別市の場合は、郡の④、⑥のことも該当する。

2) 郡の任務

同法は、郡に対して、消防・一般救助の任務遂行のため、次のことを義務付けている。

- ① 市町村の消防・一般消防の任務に対する助言指導と支援
- ② 地域の消防の支援と地域それぞれでは運営費用がかさむものについて対応するため、郡域内における広域の消防・一般救助施設を設置すること
- ③ 消防教育の計画と推進
- ④ 近隣の郡または特別市の合意を得て、郡の境界の内外の救助のための警報計画と出動計画を策定すること

⑤郡独自または近隣の郡または特別市の合意を得て、消防隊員の訓練、養成教育・一般研修を計画・実施すること

⑥消防・一般救助・防災・救急のための恒常的な司令部（中央司令室）を設置運営すること

広域消防、広域一般救助、防災の任務は、組織的に一体で運営されるべきものとされている。

3) 州の任務

同法は、州に対して、消防・一般救助・防災の任務遂行のため、次のことを義務付けている。

①市町村・郡の任務遂行に対する助言指導・支援

②多くの郡、特別市が関わりと予想される危機に際して、警報計画と出動計画の策定と中央機関としての措置の推進、設定、遂行

③火災、爆発その他の危険がある事業所・施設に対して事業所消防の設置運営を義務付けること

④州消防学校の設置運営

⑤技術的な検査機関の設置運営

⑥消防・防災・救急の共通の通信ネットワークの設置運営（市町村の通信施設で取り扱わないものに限る）

⑦防災のための緊急予防措置

⑧消防教育・消防研究の促進

また、州は、消防、一般救助、防災に関する任務遂行のための助成を行うこととしている。

さらに、州は、緊急な場合には、消防その他の組織に対して出動を調整し、防災施設、訓練を調整することができる。

州の消防・一般救助の任務は消防・一般救助担当の省庁（現在のところ州内務・スポーツ省）と行政管区が担当する。

4) 一般救助のための組織

一般救助のための組織は消防のほか、その用意があると申告しかつ防災に協力する限りにおいて、公共または民間の隊が担うものとされている。

(3) 消防

公共消防は市町村の機関とされており、いずれの市町村も公共消防を設置しなければならないとされている。また、市町村内の地区では地区消防（Ortsteilfeuerwehr）を設置すべきものとされている。

人口10万人以上の都市は常勤職員で構成される消防隊（常備消防）の設置が義務付けられている。また、名誉職で構成される消防隊（義勇消防）で補完されるべきものとされている。

そのほかの市町村でも常備消防を設置できる。また、州所管省庁は、その都市内に特に火災・爆発の危険の高い事業所があるなどの場合には、その都市の意見を聴いて、常備消防を設置させることができる。

常備消防がない市町村においては、義勇消防を公共消防として設置しなければならない。義勇消防を設置できない場合には必要な人に名誉職の消防業務を命じなければならない（義務消

防)。

名誉職の消防隊員は18歳以上で採用され、60歳が定年である。定年は必要な場合には62歳まで延長できる。

市町村消防査察官 (Gemeindebrandinspektor) は、市町村の義勇消防を指揮する。市町村消防査察官は地区消防の現役の義勇消防隊員の中から選ばれる。

郡には義勇消防隊の代表者の意見を聴いて常勤職の郡消防査察官 (Kreisbrandinspektor) が任命される。また、郡消防査察官の業務を補佐するため、郡消防士長 (Kreisbrandmeister) が置かれる。

(4) 防災

防災を担当する官庁は、郡における郡長と特別市の上級市長 (下級防災官庁)、行政管区 (上級防災官庁)、防災所管省庁 (最高防災官庁) とされている。

下級防災官庁は、必要があり、消防隊または救助組織でその任務に不可欠な隊を編成・運営することができないときは、上級防災官庁の同意を得て、特別隊の編成を行うことができる。

公共機関は、防災に関して相互協力する。

技術救援隊 (THW) は、THW 法に基づいて協力するものとされている。民間組織も防災に協力することとされている。

(5) 消防機関数・消防関係人員

ヘッセン州では、常備消防は6都市で設置されている。そのほかの市町村では義勇消防が設置されており、426のすべての市町村に消防が設置されている。民間企業には63の事業所消防がある。

義勇消防隊員は、2008年時点での74,295人で、ほとんどは名誉職であるが、特定の都市 (ヴェツラー (Wetzlar)、マールブルク (Marburg)、フルダ、バート・ホンブルク (Bad Homburg v.d.Höhe)、リュッセルスハイム (Rüsselsheim)、ハーナウ (Hanau)) では、436名が常勤職として勤務している。常備消防隊には、1,721人の官吏が勤務している。この常勤職の構成比3%という数値は比較的小さいが、このことは地方自治体における名誉職活動推進の重要性を示すものである。

大都市では、救急業務も消防の職務である。ヘッセンでは、カッセル市、オッフェンバッハ (Offenbach am Main) 市、フランクフルト市で、常備消防が救急を担当している。ここでは、救急と救急医搬送の業務を統合的に実施している。2007年からはオッフェンバッハ郡消防防災課とフルダ消防隊において、救急医搬送の業務を開始した。

防災関係人員の観点からみると、2008年12月31日時点で、消防隊員は15,569人、民間救助組織の支援者は、ドイツ赤十字 (Deutsches Rotes Kreuz e.V.) 4,604人、ヨハネ騎士修道会事故救済会 (Johanniter-Unfall-Hilfe e.V.) 507人、マルタ騎士団救済会 (Malteser-Hilfsdienst e.V.) 632人、労働者サマリア人連盟 (Arbeiter-Samariter-Bund) 394人、ドイツ人命救助協会 (Deutsche-Lebens-Rettungs-Gesellschaft) 782人で、消防隊員が69.2%を占めている。

(6) 救急実施体制

州の救急業務計画で救急時には適切な救急隊がどこの街でも10分以内で到着することとされ

ている。2005年時点で、体制は次のとおりである。

- ・救急センター 223カ所（うち、209カ所は常時待機）
- ・救急医待機 71カ所（うち、69カ所は常時待機）
- ・救急業務スタッフ
 - 救急士 約2,164名
 - 救護員 約1,316名
 - 兵役代替社会奉仕者（Zivildienstleitende）約123名
 - 救急医 約588名
- ・救急車両
 - 救急車 437台（うち256台は常時待機）
 - 患者搬送車 91台（うち56台は常時待機）
 - 救急医出動車 83台（うち66台は常時待機）
 - 救急医療車 6台（うち4台は常時待機）
- ・救急ヘリコプター
 - 基地 3カ所（カッセル、フルダ、フランクフルト）
 - 隣接州の救急ヘリコプター基地 6カ所（ゲッチングェン（Göttingen）、イエナ（Jena）、ルートヴィッヒスハーフェン（Ludwigshafen）、マインツ、コブレンツ、ジーゲン（Siegen））

IV 連邦レベルの国民保護・防災

1 防災 (Katastrophenschutz) と民間防衛 (Zivilverteidigung)

(1) 従来の方

平和時における防災は州の事務である。各州では、防災のために州災害防止法が制定され、災害防止計画が作成されている。各州の内務省（内務大臣）が災害防止を所管する州最高官庁である。中級行政官庁としては、行政管区（行政管区長官）が災害防止を担当する。局所的な防災については、郡と特別市が担当している。郡または特別市においては、それぞれの首長（市長または郡長）が防災措置及び計画に対する責任を有しており、防災業務を指揮監督する。広域的な災害については、行政管区長官、内務大臣がそれぞれ、責任を負い、指揮監督に当たる。

災害防止においては異なった専門サービスの部隊がその設備でもって共同で作業をする。それは、消防サービス、(海難) 救助サービス、修復サービス、衛生サービス、通信サービス、補給サービスである。災害防止には、消防機関、技術救援隊 (THW) のほか、民間救助組織も動員される。

災害防止上位官庁は常に災害の予防に加わることができ、必要とあれば災害予防の指導を担当することができる。もし州の災害防止法令に基づくツールや平時における災害防止の諸計画が発動されなければならなかつたりすると、所管の災害防止官庁が災害警報を発することとなるのである。防災上の緊迫した事態においては、防災及び民間防衛のすべての措置は連邦法に基づいて取られる。1968年の広域災害防止法 (Gesetz über die Erweiterung des Katastrophenschutzes) に基づいて、州、市町村、市町村連合は広域災害について連邦の委任の下で、法律で予定されている措置を遂行しなければならないという限りにおいて責任を持つこととなっている。連邦は、広域災害防止と民間防衛のために特別な連邦行政官庁と設備を新設した。それには、連邦上級行政官庁の市民保護庁 (Bundesamt für Zivilschutzes (BZS))、THW、民間防衛アカデミー (Akademie für Zivile Verteidigung) 等が参加している。

連邦は、防災上の緊迫した状態においては、州及び市町村の災害防止担当官庁を引き込むことができる。防災上の緊迫した状態のためにそれらは連邦の手段と措置を強化することとなる。

連邦が自由にできる追加の装備は、各州から郡及び特別市に分配される。連邦内務大臣は、その都度の州内務大臣（または都市州内務長官）の同意に基づいて広域災害防止の動員数及び編成を決定する。それに加えて同じく専門サービスも組織されすでにある災害防止部隊に組み入れられる。災害防止に支援員 (ボランティア) が参加することもできるし、支援員は、そのことにより兵役が免除される。

民間防衛体制のために大規模な準備措置が要求される。それは、なかんずく食物配給の確保及び食物配給事務所の設置並びに衛生維持の計画を内容とするものである。

市民保護庁等は、民間防衛の業務においては、軍の組織、なかんずく地域軍の指令部 (防衛管区または防衛地区指令部) と協力して作業を行う。

このように民間防衛は、連邦共和国の国家安全保障の包括的枠組みにおける本質的部分の一つである。それは、安全保障における国の保護義務の一部をなす。連邦と州は、安全保障に関

する法律、民間防衛法、様々な消防・防災法令、救急業務法令で、それぞれ個別の規制を行っているが、民間防衛のための共通の救助指揮システムで連邦・州・市町村の一体化が図られてきた。

民間防衛に関しては、1957年の「市民防衛のための措置に関する第一法律」(Erstes Gesetz über Maßnahme zum Schutz der Zivilbevölkerung) 制定後、いくつかの関連法律が制定され、1976年には「市民保護に関する法律」(Gesetz über den Zivilschutz) が制定されていたが、統一運用が望まれていた。そこで、ドイツ統一後の1997年には、民間防衛・防災に関する一括改正法である「市民保護再編法」(Gesetz zur Neuordnung des Zivilschutzes) に基づき、新たな根拠法として「市民保護法」(Zivilschutzgesetz) が制定された。

(2) 仕組みの見直し

1) 国民保護のための新戦略

しかし、連邦の民間防衛に関連した国防の事態と州の権限に属する平和時の防災とに関わる緊急事態・災害に備えたシステムは、2001年9月11日の米国におけるテロ攻撃と2002年8月におけるエルベ川の氾濫の後で一変した。すなわち、連邦と各州は、2002年、「ドイツにおける国民保護のための新戦略 (Neue Strategie zum Schutz der Bevölkerung in Deutschland)」について政治合意に達した。この戦略は、国家的意味における異常な被害状況に対して、協力の効果があるという意味における連邦と州の共同責任を強調したものである。それは、連邦、州、地方自治体、及び救助組織がそれぞれ保有する救助の力を有効に組み合わせることであり、危機における協力作業を通じて有効な新たな調整手段を構築することである。

既に、2001年9月11日の事件以来、そして、2002年の洪水災害の直後には、二つに分割されたドイツの災害予防システムの法的枠組みには疑問が呈されていた。これは、一つには連邦の民間防衛任務の基盤に対する軍事的攻撃、もう一つは、州の所管である平時の災害であるが、国際テロリストといった新たな潜在的な敵に対処するだけでなく、これまでの伝統的な権限分割は、矛盾が多く理解が難しく、洪水災害の解決の際にも、この権限分割の矛盾が露呈した。また、これまでも技術救援隊 (THW) の位置付けに対する曖昧さも指摘されていた。THW は国防の事態における民間防衛のため組織であるが、防災救援組織として誤って理解されることが多かった。THW は、あくまで所管の部署 (警察、消防、州、地方自治体など) から要請があった場合、すなわち官庁援助 (Amtshilfe) の時に機能する仕組みなのである。こういったことで、拡大民間防衛 (erweiterter Zivilschutz) の概念が提唱されることになったのである。

連邦と州の政治合意を受けて、州と連邦内務省は、州内務大臣会議において、国民保護 (Bevölkerungsschutz) の新たな戦略に合意した。この新たな戦略は、なにかんずく、異常な、国家的レベルの危機と被害状況に際して、連邦・州の共通の危機管理を推進し、全国レベルで協力しなければならないというものである。連邦と州が現在、保持している救助の潜在力、つまりは、消防と救助組織は、より整合性が図られるべきであり、なにかんずく、連邦と州の効果的な相互作用のための新たな調整手段が開発されるべきであり、これにより、新たな尋常ならざる脅威に対して、危険除去の仕組みが有効に機能する。

連邦内務大臣の考えによると、市民・国民保護 (zivile Bevölkerungsschutz) は、国家安全

保障の中に（警察、連邦軍、公務員に次ぐ）第四の柱として位置付けられる。この目標の実行のために、新たに連邦国民保護・災害救助庁を設置したのである。これらの見直しの背景には、連邦・州・地方自治体を通じた厳しい財政事情もある。

2) 連邦と州の役割の見直し

2002年6月の連邦と州の「ドイツにおける国民保護の新戦略」についての合意の中には、具体的な需要に応じた資源の保有・分割を行うということが含まれている。2004年4月には、市民保護法が改正され、連邦国民保護・災害救助庁が設置された。州においては、2003年3月の諸州首相の決議に基づき、州内務大臣会議第5部会は、2005年4月、市民保護及び防災に関する報告をまとめた。連邦・州間において取るべき措置が、新たな危機に対応する市民保護法の改正、市民保護のための装備の更新、統一的な指揮システムの導入等であった。

3) 広域救助のコンセプト

さらに、2006年4月に連邦国民保護・災害救助庁内の民間救助組織作業グループ（Arbeitsgruppe der Hilfsorganisationen im Bundesamt für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe）は、大規模災害時の広域救助のコンセプト（民間防衛・防災分野での刷新）（Konzept zur überörtlichen Hilfe bei MANV (Erneuerung im Zivil-/Katastrophenschutz)）を提案した。

多数の負傷者または病人が発生する大規模災害に際しては、かなりの数の人員のほか、特別の出動活動が必要である。5つの民間救助組織は、防災を担当する州や郡・特別市の活動を人的にも物質的にも支える役割を持っている。また民間救助組織は、州横断的な活動を支援することもできる。さらに民間救助組織においては、約50万人以上のボランティアが活動しており、質の高い養成教育も実施している。このようなことから、民間救助組織をプラットフォームとし、救助業務と国民保護・防災業務の整合性の確保や、一つの部隊の負傷者の取扱規模、養成教育の質の向上と統一性の確保、消防・防災・民間救助組織の合同チームの構築、部隊の指揮体制、負傷者の取扱のルールなどの提案を行った。

4) 連邦・州の新たな装備計画

2007年には、連邦と州で防災・国民保護のための新たな装備計画に合意した。州内務大臣会議は、連邦提案をもとに、連邦・州協議において、コンセプトの詳細を決定した。

連邦は、消防、看護、放射線・生物・化学保護、衛生関係の分野で州の防災業務を補完する役割を有している。新たな装備計画は、市民保護における新たなニーズと国家的な意義における新たな危機を考慮に入れたものであり、名誉職の活動をさらに強化しようというものである。これは、今日的意義を持ち、そして戦時にも相応する危機のモデルに対応したものであり、特に大きな被害をもたらす危険・損害モデルに重点的に対応する。

組織としての州の防災部隊は、消防、ABC保護、衛生、看護の分野で連邦により装備の補完、養成教育を受ける。そこで発生する装備の費用と支援者の費用は連邦が負担する。連邦内務省は、市民保護法第11条第1項に基づき、所管の州最高行政官庁の同意を得て補完の種類と規模を確定する。連邦技術救援隊の部隊と施設は、戦時防衛時には救助と技術救援の分野で防災を強化する。連邦国民保護・災害救助庁の本質的な任務は、次のとおりである。

- 補完的な装備の展開と調達 (例えば、ABC 探索車両、負傷者搬送・汚染除去車両)
- 市民保護の分野における養成教育の充実
- 市民保護の任務における防災関係幹部と養成教育担当者の養成教育・研修

防災の分野では、連邦と州は、ドイツ国内の防災組織に協力するボランティアの支援者を支援する。防災で業務を義務付けられている支援者は、兵役あるいは社会奉仕の義務を免除され得る。協力組織は、消防、5つの民間救助組織、技術救援隊 (THW) である。

連邦の新装備計画は、州内務大臣会議の集中審議に基づき決定された。効果的補完的な防災という要請に相応するものであり、危険状況に対応する中核部門と支援部門から構成されている。それは、連邦の中核部門を抜本的に強化し、同時に名誉職の数を構造的に増加させ、これを維持するというものである。目標は、特別な状況下に置かれた場合の州の防災の補完にあり、特に化学生物放射線による危機の場合と大量の負傷者が発生した場合である。

中核部門は、次の事項で構成されている。

- 化学生物放射線による危機の状況下における標準装備 (専門技術者による化学生物放射線兵器の探索と測定管理、人間からの汚染除去)
- 化学生物放射線兵器による危機が複合的な状況にある場合の専門家及び特殊計測技術による出動指揮を支援するための分析タスクフォース (*analytische Task Force (ATF)*)

この ATF は、連邦内務省がマンハイム (常備消防)、ベルリン (ベルリン都市州の刑事警察庁)、ハンブルク (常備消防)、ハイローツベルゲ (ザクセン・アンハルト州立消防防災学校)、ケルン (常備消防)、ドルトムント (常備消防)、ミュンヘン (常備消防) (ケルン、ドルトムント、ミュンヘンは2010年から試験稼働) に部隊を設置しているものであり、州内のみならず全国横断的に活動する。車両や計測機器・通信機器は連邦が配備し、年間の運営費と養成教育費については、連邦の助成があるほか、常備消防機関に対しては州も支援を行っている。養成教育は各州の消防学校が実施する。

- 多数の負傷者の発生に対応してこれを支援するための医療タスクフォース (*medizinische Task Force (MTF)*)

州に対する支援の対象となるのは、標準装備の車両であり、この車両は、州の特殊事情を踏まえて独自に装備を追加することが可能である。追加の装備は、それぞれの州の装備計画に統合されることが保障されているわけである。

5) 市民保護法の改正と新たな装備計画の展開

2009年4月には、市民保護法が改正され、名称も「連邦の市民保護及び災害救助に関する法律」(Gesetz über den Zivilschutz und die Katastrophenhilfe des Bundes (Zivilschutz- und Katastrophenhilfegesetz (ZSKG))と変更され、災害救助の基本原則として、連邦の市民保護の部隊や施設は、州の防災の任務に活用できること (第12条) や連邦国民保護・災害救助庁の養成教育・一般研修の規定 (第14条)、関係機関の調整・資源再配分 (第16条)、データの収集と活用 (第17条)、連邦と州のリスク管理等の協力 (第18条)、名誉職に対する連邦の支援 (第20条) などの規定が追加された。

新たな装備計画の展開の局面では、州による詳細の決定が不可欠である。連邦の側では、地

域次元の費用ルールのコネプトと州の防災の補完的装備のための連邦の養成教育について見直す必要がある。この概念の検討において、州と民間救助組織と消防が一緒に考慮に入れられる。

州は、連邦の委任により市民防衛における防災を担当する。連邦は、基本法第104a条に基づき、州、市町村、市町村連合に対して、市民保護・災害救助法及び同法に基づく行政規則並びに所管の連邦官庁の指示に基づいて発生する費用を負担する。これには人件費及び物件費は含まれない。

次の分野については、連邦は州に対して需要に応じてその項目に関する費用について助成を行う。

○車両の維持管理、装備の管理

基準を上回る装備、補完装備の調達等

○地域の水準を上回る追加の市民保護養成教育

○損害補填、災害補償

その他、市民保護・災害救助法第12条・第13条に基づいて発生する支援者や車両に関する費用についても、特別の助成対象となっている。

(3) 合同通報・対策センターの設置と通信網の整備

1) 合同通報・対策センター (Gemeinsame Melde- und Lagezentrum (GMLZ))

戦時防衛体制にあるときの国民保護は、基本法第73条に基づき連邦に立法権限が属し、これに対して、平和時の防災は、州に立法権限が属している。しかし、人的、技術的、財政的理由により、もし、連邦と州が様々な理由により被害状況について争い、しかし、似たような結果をもたらし、お互いに独立した救助の仕組みを運用しているならば、それは賢明なことではない。したがって、連邦と州は、緊密な協力を行っており、平時の防災は、戦時の国民保護の任務でもあるとしているのである。逆に言えば、連邦の市民保護の財政補完機能は、州は平時に防災に活用できるというわけである。連邦と州の協力は、強化され、改善された。一方では、危機に十分対応できるだけの共通かつ決定的なシステムを構築するためであり、他方では、相乗効果を得るためである。

そこで連邦は、連邦と州の危機管理をさらに改善するために合同通報・対策センター (Gemeinsame Melde- und Lagezentrum (GMLZ)) を整備した。主要任務は、国内外の大規模災害・大事故の際の連邦・州・地方自治体・民間救助組織の横断的な情報・資源管理である。同時に連邦に、大規模な危機管理施設としてドイツ緊急事態対応情報システム (deutsche Notfallvorsorge Informationssystem (deNIS)) とともに情報センターを構築し、集中管理している。

GMLZ は、現在の連邦国民保護・災害救助庁において、2002年10月1日から、運用されている。重点は、サービスと業務効率において連邦と州の垂直かつ水平の協力活動を改善するという点にある。さらに GMLZ は、連邦内務省の委託に基づき、防災出動の際の協力の強化を促進するために欧州連合と共通手続の分野で活動している。目標は、連邦と州の間の協力の改善であり、様々な連邦の資源、国内、国際・グローバルな組織、ドイツと他国の間、重大な被害、

危険施設に関するものである。さらに、GMLZ は、様々な場所に絶えず配備情報を送り続けることである。GMLZ の第一の任務は、日常の動静観察のほか、事件が起こった場合の被害の状況に関する通報、情報、予測について、その受付、入手、分析、加工、調整、伝達、交換を行うことである。さらに、GMLZ は、州横断的に専門・資源調査を遂行しており、必要とする主体に成果を伝達している。

2) 緊急事態対応情報システム (deNIS)

ドイツにおいては、地域横断的な資源管理が急務であり、過去においても、大規模災害の際に必要な情報が適時適切に入手できないということが引き続き明らかになっていた。このことにより連邦国民保護・災害救助庁は、ドイツ緊急事態対応情報システムを構築した。実際には、すべての市民がインターネットポータルサイトとして利用できる deNIS I と特定の関係者だけが利用できるイントラネットシステムの deNIS II という二つの独立したシステムが運用されている。

① 緊急事態対応情報システム I (deNIS I)

緊急事態対応情報システム I (<http://www.denis.bund.de/>) は、現在、インターネットサイトで3200以上のリンクが張られている。ここでは、災害に関する基本情報を入手することができる。住民の対応措置に関するヒント、災害に際しての行動ルールや災害への対応に関する事例報告が掲載されている。

新たなサイトの継続調査と現実に対応した現在の提供内容に関するコントロールにより deNIS I のシステム全体を絶えず最新の状況に更新している。

② 緊急事態対応情報システム II プラス (deNIS II plus)

十分な救助活動のポテンシャルを有していても、エルベ川の洪水の際には地域横断的な資源配分管理の抜本的改革が必要だということがわかった。このことにより、連邦内務省は、ドイツ緊急事態対応情報システムを構築することを決定した。当時の連邦行政庁の市民保護センターがこのプロジェクトを担当した。この情報システムは、尋常ならざる危機・被害発生状況における危機管理を支援するため、市民保護・防災の分野におけるネットワークを構築するものである。

deNIS II plus の中核部分は3つのモジュールから成り立っており、状況管理、通報管理、資源管理である。

状況管理のモジュール内部にはツールが用意されており、被害の発生状況について、登録し、修正し、終結させる。被害規模については、人的・物的被害について、画像で表示できる。さらに、それまで実施してきた措置について記録でき、そのデータの閲覧が許容される組織または機能場面を確定することができる。被害の発生状況については、グラフィックプログラムを用いて地図上で GIS データとして表示できる。

資源管理モジュールには、連邦所管部局、州、国内組織、国際組織のデータをまとめて登録、選別してあり、申請してきた利用者が活用できる。このデータには、救助の人材、資材、基盤等のポテンシャルが含まれているが、危険な施設の所在地もまた含まれている。

これらのデータは、必要な場合にはレイヤーを呼び出し、地図上に表示することができる。

さらにデータベースには、危険施設や重要基盤施設が登録されており、データを選択し、状況の画像と一緒に表示することができる。状況の展開に関するさらなる情報は、通報管理に従って追加されていく。

これらの情報システムは、連邦、州の責任者が大規模な危機状況の際に意思決定できるよう限定されたグループだけが利用できる。ネットワークにおけるこれらの組織の合意でもって、迅速かつ目標志向で成果を生み出すというものである。これらの情報の利用は、国民保護のためにどのような措置を執らなければならないか、また、隣接州や連邦、諸外国の支援を求めるべきかといった状況判断、意思決定に寄与するものである。deNIS IIplusによって、情報管理と地域横断的な資源管理が大幅に改善された。

3) 衛星警報システム (satellitengestützte Warnsystem (SatWas))

連邦は、国民に対して、危機・防衛時に危険を知らせるシステムを2001年10月から構築している。これは、衛星通信ネットワークを活用した衛星警報システム (satellitengestützte Warnsystem (SatWas)) であり、例えば、飛行機やミサイルによる攻撃について緊急に警告を発する場合に利用される。警報センター (Warnzentrale) の設置場所は、連邦国民保護・災害救助庁 (BBK) であり、各州の市民保護対策センター等とネットワークが形成されている。放送メディアとも連結し、迅速に情報が伝えられる。

2008年には、この衛星警報システムを大規模災害やその他の危機の際にも利用することとなった。

(4) 市民保護ヘリコプター (Zivilschutz-Hubschrauber)

連邦政府は、12の航空救急センター (トラウンシュタイン (Traunstein)、ケンプテン (Kempten)、フランクフルト、カッセル、ケルン、デュースブルク (Duisburg)、ビーレフェルト (Bielefeld-Rosenhöhe)、ハノーファー、グストロー (Güstrow)、ブランデンブルク (Brandenburg (Havel))、ハンブルク、ジ布林 (Ahrensböck-Siblin)) で16台のヘリコプターを運用しており、連邦と州が防災・国民保護に共同で利用している。(図表36 救急ヘリコプターの名称、基地等一覧 参照)

防災・国民保護の業務以外にも、州は救急ヘリコプターとして活用している。連邦国民保護・災害救助庁 (BBK) がヘリコプターを調達し維持管理を行うとともに、連邦警察のパイロットが操縦し、民間救助組織の救急士や病院の医師が参画し、消防の司令センターが運航を調整し、地方自治体、州、医療保険において運航経費を負担している。2008年には、17,680回の救急出動があり、救急医が約1万5千人の患者を取り扱い、約4,270人の患者がそこから病院に搬送された。

2 連邦の組織

(1) 連邦国民保護・災害救助庁 (BBK)

ドイツでは、2004年5月、連邦内務省の下に連邦国民保護・災害救助庁 (Bundesamt für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe) を新設した。連邦国民保護・災害救助庁は連邦上級行政官庁の一つであり、任務は国民保護と大災害救助である。所在地はボン (ノルトライ

ン・ヴェストファーレン州) である。

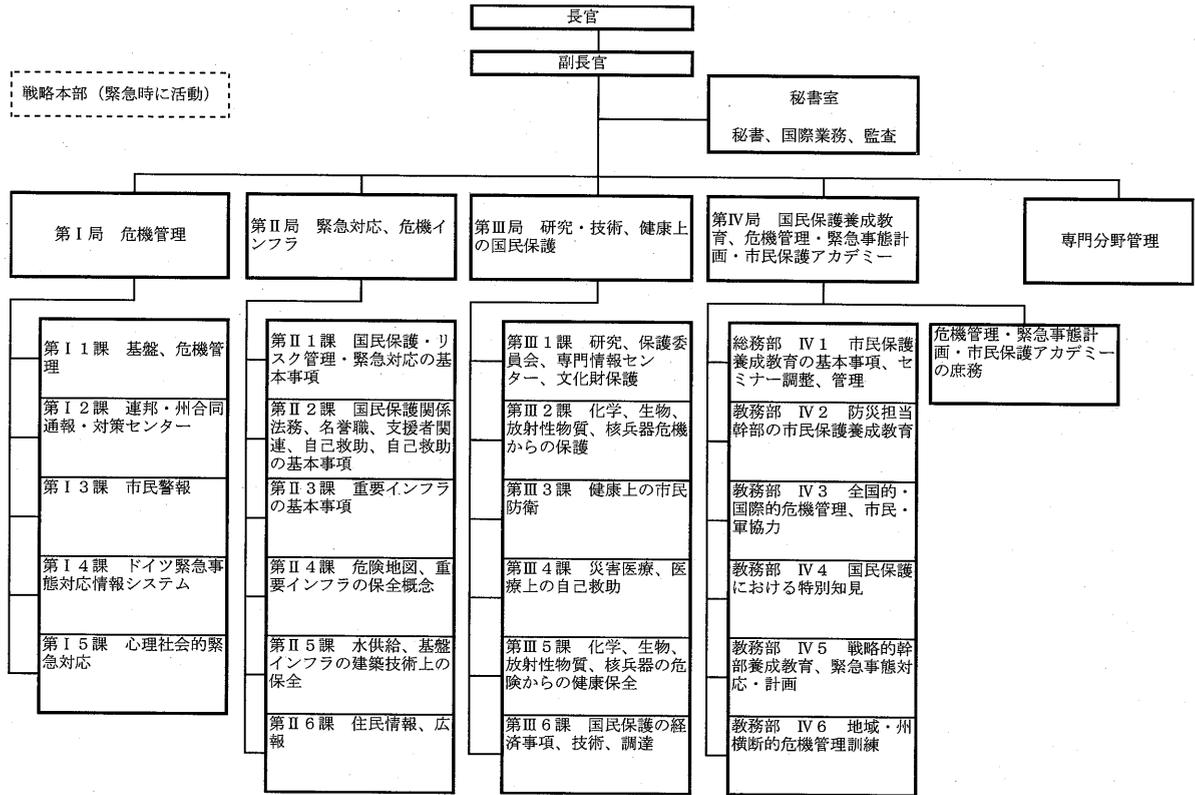
この組織は、2004年4月1日から活動を開始している。連邦共和国は、国民保護の中核組織を保有したことになり、すべての任務はこの組織に関連づけられる。任務の概要は、次のとおりである。

- 国民保護における連邦の任務の遂行
- 重要インフラの保全のための調整
- 横断的な危機に係る様々な情報源の評価、とりまとめ
- 予防と現実の脅威に対する連邦と州、市町村、民間経済主体、市民との情報連絡の調整
- 広範囲の危機状況時における連邦と他の公共主体及び民間の出動部隊の管理運営の支援
- 大量破壊兵器に対する国民保護の調整
- 国民保護分野の全行政次元の幹部に対する危機管理教育
- 市民に対する安全保障の備えに関する欧州統合プロセスの国内調整
- 国際人道救助の業務の遂行と市民・軍事協力における連邦、州、消防、民間救助組織の調整

連邦国民保護・災害救助庁がこれまでとは違う新たな任務としていることは、連邦国民保護・災害救助庁は、市民安全保障への備えのすべての分野で専門横断的な考慮を行うこと、市民のための効果的な保護システムと市民の生活基盤を結びつけることである。このことにより、連邦内務省の専門官庁というのみならず、連邦や州の他の官庁の職務遂行に助言を行いその活動を支援する役割も果たしている。

連邦国民保護・災害救助庁は、連邦行政管理庁における市民保護庁から分離独立したもので、複合専門分野を結合した専門センターとしての組織構造となっている。すなわち、2002年に起きたドナウ川、エルベ川とその支流の洪水災害の分析から、情報、調整、のほか、特に州横断的な援助力の配分調整（資源配分管理）の最適化を図る必要が求められた。連邦と州の合同通報・対策センター、緊急事態対応情報システム、衛星警報システムは、連邦行政管理庁において既にサービス能力が証明済みのものであったが、このような要請に応えるために、さらなる改善が迅速に図られたものである。

図表49 連邦国民保護・災害救助庁（BBK）組織図



連邦国民防衛・災害救助庁のホームページから作成

危機の際の調整のために、連邦国民保護・災害救助庁の中に合同通報対策センター（GMLZ）が整備されている。さらに、ここに非常時でも通信可能な通報センター（Meldezentrale）が設置されている。緊急事態対応情報システムII プラス（deNIS II plus）とともに、迅速かつ最善の意思決定のための重要な基盤となっている。

(2) 危機管理アカデミー（AKNZ）

養成教育、調査分析、海外事情調査を任務とする総合的危機管理教育機関である。

もともと1966年、ボンに民間防衛アカデミー（Akademie für zivile Verteidigung）が設置されていた。1996年にはこの施設が、ボンからバード・ノイエンアール＝アールヴァイラー（Bad Neuenahr-Ahrweiler）（ラインラント・プファルツ州）に移転し、さらに、この施設が拡充する形で、危機管理・緊急計画・市民保護アカデミー（Akademie für Krisenmanagement, Notfallplanung und Zivilschutz（AKNZ））が、2002年、当地に設置された。このときは、まだ連邦行政管理庁の組織であったが、この当時から、連邦・州危機管理センターとして、国内外の専門家たちとの専門的な意見交換のためのフォーラムや出会いの場の構築が始まっていた。2004年には、連邦国民保護・災害救助庁（BBK）の一部局となった。

(3) 技術救援隊（THW）

1) 概要

技術救援隊（Bundesanstalt Technisches Hilfswerk（THW））は、連邦内務省の管轄下の公法上の連邦直接行政法人であり、人道的救助を国内外で行う名誉職の隊員組織である。民間防

衛と災害救助、さらには海外の緊急救助派遣で重要な役割を果たしている。沿革的には、手工業の分野において、兵役の代わりに救援活動を選択する若者が THW の活動を支えてきた。

2) 沿革

THW は、名誉職の活動組織として発展してきた。ドイツでは、技術救助組織としては、1919年にオットー・ルミッチ (Otto Lummitzsch) によって創設された技術緊急援助隊 (Technische Nothilfe (TN)) が1945年まで存在していた。第二次世界大戦後の1950年9月16日、当時の内務大臣のオットー・ルミッチに対する指示をもとに市民のための救援業務を開始した THW は、今日では、連邦設立法人として、世界でも最新の救助組織となっている。

民間防衛と防災業務の仕組みは、新たに誕生した連邦共和国においては、ほとんどなにも構築されていなかった。そこで、当時の内務大臣は、民間防衛と防災業務の刷新を決定したのである。

1953年2月・3月には初めての海外派遣救助を行う (オランダの豪雨による水害)。1953年8月25日には、連邦内務省の連邦設立法人となった。冷戦と二つのドイツの時代に公共の安全の維持のため、THW は、様々な面で発展した。当初は、連邦機関の考え方として、名誉職の団員による人道支援であった。この人道支援と名誉職活動という考え方は国内のみならず、国外、欧州内でも貫かれている。

1990年には THW 法 (連邦技術救助隊の支援者の法的関係の規律に関する法律 (Gesetz zur Regelung der Rechtsverhältnisse der Helfer der Bundesanstalt THW)) が制定され、その中で THW の任務が規定されている。

1994年には、世界の政治情勢の変化に伴い組織改革を実施。大規模な救助・修復部隊を柔軟な救助グループと専門グループに再編した。その際、いくつかの部隊の任務は地域の消防組織 (例えば生物化学放射能保護部隊) や民間救助組織 (無線通信部隊) に譲り渡し、業務を技術救助と救援業務に重点化した。2008年には国内外における救助活動の協力に関する連邦内務省及び連邦国防省の協定に THW 長官、連邦国防軍幕僚長が署名した。これにより、THW は民間・軍事協力において、連邦国防軍の施設を利用でき、一方で養成教育を支援している。海外出動に関しては、THW の支援者は連邦国防軍の飛行機を利用でき、連邦国防軍の出動用衛生設備における THW 支援者への医療サービス供給、様々な兵站支援措置 (例えば、軍事郵便の利用、現金供給など) を受けることが出来るという合意を取り交わしている。

3) THW の任務

THW は、名誉職の支援者と常勤職員で構成され、次の通りの技術救助の任務を負う。

- ① 市民保護・災害救助法に基づく技術救助
- ② 連邦政府の委託による外国における技術救助
- ③ 大規模災害、緊急事態、大規模な事故で所管の防災組織からの要請があった場合の救助
- ①～③の公共の任務を遂行する場合で合意がある場合

これらの任務を遂行する場合、THW の地域組織の支援者たちの業務は、公務とみなされる。大規模災害、緊急事態、大規模な事故で所管の防災組織からの要請があった場合の救助においては、THW の部隊は、要請した組織の指示に従う。

4)THW の人員と組織

①活動人員

8万2千人のボランティア（名誉職の支援者）が活動している。そのうち、1万5千人の青少年ボランティア（THW ユーゲントのメンバー）であり、860人は常勤職員である。本部は、ボンにあり、連邦国民保護・災害救助庁（BBK）と同じ建物内にある。2009年11月時点の長官（2006年以来）は、元のベルリン消防総監である。

②組織構成

組織としては、8つの州連盟（単一州ないし複数州で構成）があり、州の各省庁をはじめとする様々な組織の相手方となっている。この州連盟は、66の事務単位で構成され、それぞれが地域連盟で州連盟の支部として活動している。

それぞれの郡、特別市において、それぞれ最低一つの地域連盟を持つという考えであり、現在のところ、669の地域連盟がある。それぞれの地域連盟では、地域代表が名誉職の理事長となっている。副代表は地域連盟戦略部長を兼ねる。地域連盟戦略部は、地域連盟の行政管理部門となっている。地域連盟には、現在のところ、727の技術部隊がある。

技術部隊は、部隊長の指揮を支える指揮隊、迅速に到達する第一救助グループ、重機を備える第二救助グループ、少なくとも一つの専門グループから構成されている。

第一救助グループは、人や動物を救助し、危険な状態から事物を回避する。最も多機能のグループであり、専門グループを支える。人材と装備は可能な限り広範囲な任務を担うことが出来るように構成されている。通常、最も早く現場に到達する。第一救助グループと同様の基本装備のほかに、重装備を備えている。特に電気式や油圧式の機器である。これにより、第二救助グループは、強い力や別の形の動力が必要な作業や騒音の発生や爆発の危険を避けたり、負傷者を危険にさらしたりすることのないよう作業を遂行できる。

専門グループには、次のようなグループがある。

- 水害専門グループ・ポンプ
- 構造物専門グループ～土木工事専門家
- 橋梁専門グループ～要素結合
- 基盤整備専門グループ～電気・水道・ガスなどのライフラインの復旧
- 兵站専門グループ～補給部隊
- 電気供給専門グループ～電気供給部隊
- 照明専門グループ
- 指揮・コミュニケーション専門グループ～指揮専門部隊
- 上水供給専門グループ～水専門家
- 水被害専門グループ～水管理専門家
- 爆発物専門グループ～点火処理班
- 油被害専門グループ～油処理班

③青少年 THW

青少年 THW は、THW の組織ではなく、社団法人である。

5) 養成教育

支援者の養成教育は、基礎養成、分野別養成、リーダー養成などがある。

① 基礎養成課程 I

すべての隊員は、約75時間の授業時間の連邦統一の基礎養成課程 I を地域の連盟で受講する。防災及び出動事象に関する一般知識のほか、工具、装備に関する正しい知識を伝授される。終了試験に合格すると THW の隊員となり、様々な専門グループに配属される。

② 基礎養成課程 II

専門グループに配属された隊員は、さらに基礎養成課程 II においてグループ別の専門養成教育を受講する。これにより、装置の使い方と仕事の方法を身につける。職業上の資格を有している隊員の場合は、すべての養成教育を受講する必要はなく、不足部分について養成教育を受ける。

③ 基礎養成課程 III

基礎養成課程 III は、法律で規定された積荷の安全確保、フォークリフトなどのゼミナールといった養成課程である。また、基礎養成課程 II で受講したテーマをゼミナールでさらに深く掘り下げる。

④ 分野別養成課程

すべての専門グループでは、特別な技能を持つ隊員が必要である。車両運転、呼吸保護器具運搬、無線通話機、IT 機器、調理などを扱う隊員である。地域レベルで分野別養成教育が実施される。

⑤ リーダー養成課程

THW は名誉職のリーダーについても、部隊の長から地域連盟委員まで、様々な養成教育を実施している。

6) THW の全国養成教育施設

ブレーメン近郊のホヤ (Hoya) とシュトゥットガルト近郊のノイハウゼン (Neuhausen) に THW の全国養成教育施設がある。ホヤのヴェーザー川に沿って、河川における訓練を実施し、船舶運航免許を取得するとともに、堤防管理と洪水の際の知見を得る。また架橋の訓練もホヤにおける多くのプログラムのうちの魅力あるものの一つである。ノイハウゼンでは、爆発物教程や外国における出動準備のための教程が外国におけるロジスティックや出動隊長のために実施される。ノイハウゼンでは、定期的に国際連合の幹部が国際教程を提供している。

ふたつの施設では、THW の一般研修も実施されている。ホヤでは、「連邦行政機関における環境マネジメント」というパイロットプロジェクトに参加しており、ノイハウゼンは、国民保護・防災における現実の課題に関して議論する専門会議が定期的に開催されている。

7) 海外緊急援助隊 (Die Fachgruppe SEEBa)

SEEBa とは、迅速・出動・部隊・救助・外国 (Schnell-Einsatz-Einheit Bergung Ausland) の頭文字をとったものであり、1985年のメキシコの地震の災害救助の経験をもとに組み立てられていった組織である。ここは、国連の国際的な搜索救助アドバイザーグループの資格を満たし、これまでもイラン、トルコ、インドの大地震の救援に派遣された。

SEEBA は、全世界に派遣可能である。被害者の生存率は72時間後には急速に低下するため、迅速かつ的確な出動が不可欠である。ひとたび地震が発生すると、緊急出動連絡の後、6時間以内に70人の隊員が空港で飛行機に搭乗する準備ができています。緊急出動連絡は、通常、連邦内務省または連邦外務省が行う。

SEEBA の装備は、軽金属トランクに梱包され、通常の飛行機で輸送可能である。装備全体としては100立方メートルで26トンとなる。緊急救助装備、位置測定装置、40キロボルトアンペアの発電機付キャンプ装備、野営調理設備と10日間の食糧である。利用する飛行機内のスペースに応じて、トレーラーや小型自動車も輸送される。

8) 情報通信技術の活用

現代社会における救援出動には、最新の情報通信技術が欠かせない。THW は、これまで10年以上にわたってデータベースを構築してきた。現在では、THW の内外の700以上もの拠点で、どのような技術がどのような場所で利用可能かといった情報を入手できる。THW のデータベースは、知識の移転への要望が高まり、組織内部における対話が求められていることに対処する措置でもある。THW のホームページも内部や外部とのコミュニケーションに中心的な役割を果たしている。

9) 消防と THW の関係

消防は平和時の防災を担う中核組織である。THW はこの分野においては、補完的役割を担うものであり、所管の地方自治体や州の要請で活動するものである。すなわち人的物的支援や特別の専門知識、装備が必要とされる場合である。

平和時においては、THW の部隊は、原則として、地域の出動部隊の指揮下に入る。通常は、当該地域の消防の指揮下である。しかし、指揮を執る組織に THW のメンバーが加わり、指揮の機能を持つこともある。

THW は、通常、消防のように迅速ではない。出動回数が少ないがゆえに消防のような準備を行ってもいない。一方で THW は長期間の活動、専門的な活動、区域限定の活動に適している。

図表10 各州別消防機関任務対応状況

州名	常備消防				義勇消防				事業所消防							
	消防署数	救急・患者輸送	救急医出動業務	放射線保護	潜水グループ	消防隊数	恒常的消防署	救急・患者輸送	救急医出動業務	放射線保護	潜水グループ	消防署数	救急・患者輸送	救急医出動業務	放射線保護	潜水グループ
ベルリン	38	1	14	2	1	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブレーメン	7	2	2	0	2	23	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
ハンブルク	31	31	8	1	1	87	87	17	0	0	0	0	0	0	0	0
バーデン・ヴェルテムベルク	15	1	1	7	5	1,107	20	1	0	68	4	186	16	3	4	0
バイエルン	21	2	1	11	5	7,750	18	2	1	11	5	244	0	0	44	0
ヘッセ	29	3	3	6	2	2,565	3	0	0	26	6	0	0	0	0	0
ニーダーザクセン	20	0	0	0	0	3,368	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ノルトライン・ヴェストファーレン	113	51	47	27	11	396	99	76	62	56	7	98	18	6	5	0
ラインラント・プファルツ	7	1	1	5	5	2,333	9	0	0	34	1	19	0	0	2	0
ザールラント	2	1	1	1	1	52	4	1	1	4	0	23	6	0	1	1
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	9	9	5	6	1	1,408	31	2	1	40	3	14	4	0	0	0
ブランデンブルク	7	5	5	5	2	202	8	2	0	42	1	13	6	1	5	0
メクレンブルク・フォアポメルン	9	4	4	1	2	1,096	0	0	0	2	1	4	2	0	1	0
ザクセン	16	6	5	6	6	509	9	0	0	12	10	35	5	0	2	1
ザクセン・アンハルト	6	3	2	2	1	1,710	7	0	0	46	0	20	4	0	0	0
チューリンゲン	9	6	1	2	2	1,815	3	0	0	13	1	3	0	0	0	0
合計 (2006)	339	126	100	82	47	24,479	301	101	65	354	39	663	61	10	64	2

2008年ドイツ消防年鑑から作成

図表14 各州別消防機関種類別隊員数

州名	消防隊員数					うち専従者					女性消防隊員数							
	義勇消防	常備消防	事業所消防	青少年消防	計	義勇消防	常備消防	事業所消防	計	計	義勇消防	常備消防	事業所消防	計	常備消防	事業所消防	青少年消防	計
ベルリン	1,358	3,826	0	773	5,957	0	3,826	0	3,826	0	101	23	0	3,826	23	0	120	244
ブレーメン	635	689	191	204	1,719	0	707	191	898	0	29	13	0	898	13	0	37	79
ハンブルク	2,613	2,209	261	850	5,933	0	2,414	255	2,669	0	161	21	0	2,669	21	0	156	338
バーデン・ヴュルテンベルク	107,068	1,344	6,440	29,073	143,925	423	1,344	1,051	2,818	3,381	9	151	151	2,818	9	151	4,530	8,071
バイエルン	319,960	2,504	9,417	50,704	382,585	431	2,504	1,611	4,546	21,047	10	157	157	4,546	10	157	12,387	33,601
ヘッセ	70,768	1,766	0	31,606	104,140	339	1,766	0	2,105	6,416	17	0	0	2,105	17	0	8,619	15,052
ニーダーザクセン	129,012	1,882	4,573	33,768	169,235	131	1,882	0	2,013	11,092	0	0	0	2,013	0	0	9,482	20,574
ノルトライン・ヴェストファーレン	83,622	8,074	4,940	20,291	116,927	4,714	8,074	2,684	15,472	3,000	55	69	69	15,472	55	69	3,040	6,164
ラインラント・プファルツ	55,352	684	621	14,014	70,671	83	648	50	781	2,387	3	7	7	781	3	7	2,839	5,236
ザールラント	11,471	186	797	3,526	15,980	46	189	174	409	707	2	3	3	409	2	3	635	1,347
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	48,758	688	1,103	9,407	59,956	62	688	134	884	2,546	2	14	14	884	2	14	2,250	4,812
ブランデンブルク	47,768	540	815	11,437	60,560	207	540	374	1,121	6,845	22	11	11	1,121	22	11	3,759	10,637
メクレンブルク・フォアポムメルン	28,222	728	128	7,253	36,331	8	728	86	822	3,686	28	0	0	822	28	0	1,898	5,612
ザクセン	48,632	1,579	1,227	10,608	62,046	177	1,579	335	2,091	4,462	24	15	15	2,091	24	15	2,223	6,724
ザクセン・アンハルト	38,167	554	652	9,400	48,773	175	554	226	955	5,414	1	8	8	955	1	8	3,121	8,544
チューリンゲン	42,535	649	175	14,416	57,775	106	649	18	773	3,830	5	6	6	773	5	6	3,711	7,552
合計 (2006)	1,035,941	27,902	31,340	247,330	1,342,513	6,902	28,092	7,189	42,183	75,104	235	441	441	42,183	235	441	58,807	134,587
合計 (2005)	1,042,435	28,056	31,259	254,593	1,356,343	6,219	28,055	7,908	42,182	71,239	196	360	360	42,182	196	360	60,717	132,512
合計 (2004)	1,055,255	27,603	31,255	261,445	1,375,558	6,370	27,033	6,799	40,202	69,145	189	347	347	40,202	189	347	60,717	130,398
合計 (2003)	1,056,147	27,606	31,883	260,922	1,376,558	6,314	25,111	7,643	39,068	67,310	156	286	286	39,068	156	286	59,130	126,882
合計 (2002)	1,057,906	27,268	31,997	259,140	1,376,311	5,934	24,426	6,864	37,224	55,622	372	318	318	37,224	372	318	58,151	114,463

2008年ドイツ消防年鑑から作成

図表20 各州別義勇消防隊の状況

州名	人口千人 人 A	郡・特別 市数 B	市町村数(特別 市を含む) C	義勇消防 隊数 D	恒常的 消防署 E	義勇消防隊員 数 F	人口千人当たり 義勇消防隊員数 F/A	1 隊平均隊 員数 F/D	郡・特別市当たり 義勇消防隊数 D/B	1 市町村当たり 義勇消防隊数 D/C
ベルリン	3,416	1	1	58	0	1,358	0.4	23.4	58.0	58.0
ブレーメン	663	2	2	23	0	635	1.0	27.6	11.5	11.5
ハンブルク	1,771	1	1	87	87	2,613	1.5	30.0	87.0	87.0
バーデン・ヴュルテンベルク	10,750	44	1,074	1,107	20	107,068	10.0	96.7	25.2	1.0
バイエルン	12,520	96	1,985	7,750	18	319,960	25.6	41.3	80.7	3.9
ヘッセン	6,073	26	426	2,565	3	70,768	11.7	27.6	98.7	6.0
ニーダーザクセン	7,972	46	1,022	3,368	3	129,012	16.2	38.3	73.2	3.3
ノルトライン・ヴェストファーレン	17,997	54	396	396	99	83,622	4.6	211.2	7.3	1.0
ラインラント・プファルツ	4,046	36	2,306	2,333	9	55,352	13.7	23.7	64.8	1.0
ザールラント	1,037	6	52	52	4	11,471	11.1	220.6	8.7	1.0
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	2,837	15	1,116	1,408	31	48,758	17.2	34.6	93.9	1.3
ブランデンブルク	2,536	18	420	202	8	47,768	18.8	236.5	11.2	0.5
メクレンブルク・フォアポメルン	1,680	18	818	1,096	0	28,222	16.8	25.8	60.9	1.3
ザクセン	4,220	13	491	509	9	48,632	11.5	95.5	39.2	1.0
ザクセン・アンハルト	2,412	14	860	1,710	7	38,167	15.8	22.3	122.1	2.0
チューリンゲン	2,289	23	955	1,815	3	42,535	18.6	23.4	78.9	1.9
合計 (2006)	82,218	413	11,925	24,479	301	1,035,941	12.6	42.3	59.3	2.1
合計 (2005)				21,033	349	1,042,435				
合計 (2004)				22,274	340	1,055,255				
合計 (2003)				22,362	253	1,056,147				
合計 (2002)				24,105	244	1,057,906				

2008年ドイツ消防年鑑から作成

図表28 ヘッセン州官吏給料表

等級	給与表グループA													
	昇給2年ごと						昇給3年ごと						昇給4年ごと	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
A2	1,564.39	1,602.17	1,639.95	1,677.73	1,715.51	1,753.31	1,791.10							
A3	1,629.64	1,669.84	1,710.04	1,750.23	1,790.45	1,830.66	1,870.86							
A4	1,666.64	1,714.00	1,761.31	1,808.65	1,855.98	1,903.32	1,950.63							
A5	1,680.12	1,740.72	1,787.82	1,834.89	1,882.00	1,929.08	1,976.17	2,023.26						
A6	1,719.90	1,771.61	1,832.32	1,875.01	1,926.71	1,978.42	2,030.14	2,081.84	2,133.53					
A7	1,795.49	1,841.96	1,907.02	1,972.08	2,037.13	2,102.20	2,167.27	2,232.34	2,297.41	2,362.48	2,427.55	2,492.62	2,557.69	
A8		1,907.97	1,963.56	2,019.15	2,074.74	2,130.33	2,185.92	2,241.51	2,297.10	2,352.69	2,408.28	2,463.87	2,519.46	
A9		2,032.78	2,087.48	2,142.18	2,196.88	2,251.58	2,306.28	2,360.98	2,415.68	2,470.38	2,525.08	2,579.78	2,634.48	
A10		2,190.34	2,266.34	2,342.34	2,418.34	2,494.34	2,570.34	2,646.34	2,722.34	2,798.34	2,874.34	2,950.34	3,026.34	
A11			2,524.88	2,641.69	2,758.50	2,875.31	2,992.12	3,108.93	3,225.74	3,342.55	3,459.36	3,576.17	3,692.98	
A12			2,715.40	2,854.68	2,993.96	3,133.24	3,272.52	3,411.80	3,551.08	3,690.36	3,829.64	3,968.92	4,108.20	
A13			3,056.41	3,206.81	3,357.22	3,507.61	3,658.00	3,808.39	3,958.78	4,109.17	4,259.56	4,409.95	4,560.34	
A14			3,181.01	3,376.06	3,571.08	3,766.11	3,961.14	4,156.17	4,351.20	4,546.23	4,741.26	4,936.29	5,131.32	
A15						4,141.51	4,355.94	4,570.37	4,784.80	5,000.23	5,214.66	5,429.09	5,643.52	
A16						4,574.17	4,822.15	5,070.13	5,318.11	5,566.09	5,814.07	6,062.05	6,309.93	

給与表グループB	
等級	本俸 (月額 ユーロ)
B1	5,213.65
B2	6,065.16
B3	6,425.62
B4	6,803.18
B5	7,236.35
B6	7,645.39
B7	8,043.29
B8	8,458.00
B9	8,972.93
B10	10,571.96
B11	10,984.10

ヘッセン州ホームページから作成

図表32 各州別消防機関種類別緊急出動（車両）の内訳

州名	義勇消防					常備消防					事業所消防					合計				
	合計	未分類	NAW 出動	RTW 出動	その他	合計	未分類	NAW 出動	RTW 出動	その他	合計	未分類	NAW 出動	RTW 出動	その他	合計	未分類	NAW 出動	RTW 出動	その他
	ベルリン	20,887	20,887				219,187	0	44,034	0	175,153	0				240,074	20,887	44,034	0	175,153
ブレーメン	0					40,240	0	17,282	0	22,958	1,105	0	45	0	41,345	0	17,327	0	24,018	
ハンブルク	0					174,187	0	41,531	0	132,656	1,707				175,894	0	41,531	0	132,656	
バーデン・ヴェルテンベルク	384	0	371	13	0	7,897	0	2,551	5,346	0	2,083	0	633	1,450	10,364	0	3,555	6,809	0	
バイエルン	24	24				36,230	36,230				2,301	2,301			38,555	38,555	0	0	0	
ヘッセ	0					30,974	0	14,790	0	16,184	0				30,974	0	14,790	0	16,184	
ニーダーザクセン	7,962	7,962				121,625	121,625				2,349	2,349			131,936	131,936	0	0	0	
ノルトライン・ヴェストファーレン	342,399	0	117,999	210,958	13,442	537,319	0	134,388	374,484	28,447	6,242	0	655	4,554	885,960	0	253,042	589,996	42,922	
ラインラント・プファルツ	1,688	0	5	23	1,660	18,975	0	2,564	3,994	12,417	94	94			20,757	94	2,569	4,017	14,077	
ザールラント	2,189	0	75	2,114	0	4,110	0	2,248	1,862	0	166	0	9	157	6,465	0	2,332	4,133	0	
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	278	0	252	0	26	38,635	0	44,513	0	0	192	0	183	0	39,105	0	44,948	0	35	
ブランデンブルク	206	206				36,875	0	10,279	0	26,596	1,417	0	12	0	38,498	206	10,291	0	28,001	
メクレンブルク・フォアポメルン	0					37,652	0	16,237	21,415	0	50	0	0	50	37,702	0	16,237	21,465	0	
ザクセン	0					60,986	0	25,636	0	35,350	743	0	96	0	61,729	0	25,732	0	35,997	
ザクセン・アンハルト	0					27,340	0	15,655	11,685	0	85	0	28	57	27,425	0	15,683	11,742	0	
チューリンゲン	0					8,476	0	237	7,402	837	0				8,476	0	237	7,402	837	
合計 (2006)	376,017	29,079	118,702	213,108	15,128	1,400,708	157,855	371,945	426,188	450,598	18,534	4,744	1,661	6,268	1,795,259	191,678	492,308	645,564	469,880	

2008年ドイツ消防年鑑から作成

参考文献

ドイツの消防事情関係の主な参考文献（※はドイツ語文献）

<ドイツの行政・地方制度>

- ドイツ地方行政事情 石川義憲著 (財)自治総合センター 1995年3月
地方分権の国ドイツ 片木淳著 ぎょうせい 1988年4月
地方主権の国ドイツ 片木淳著 ぎょうせい 2003年6月
事典 現代のドイツ 加藤雅彦ほか著 大修館書店 1998年6月
ドイツの地方自治 (<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j11.pdf>) (財)自治体国際化協会 2003年8月
地方公共団体総覧海外編(加除式)ドイツ連邦共和国 ぎょうせい
行政の機能と構造 レナーテ・マインツ著(縣公一郎訳) 1986年 成文堂
行政組織法の諸問題 塩野宏著 1991年10月 有斐閣
公務員制度改革～米・英・独・仏の動向を踏まえて～ 村松岐夫編著 2008年 学陽書房
ドイツの実情 (<http://www.tatsachen-ueber-deutschland.de/jp>)
分権と自治体再構築(行政効率化と市民参加) 坪郷實+ゲジューネ・フォリヤンティ=ヨースト+縣公一郎編
2009年11月 法律文化社
海外の地方公務員研修機関 (<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/34.pdf>) 2006年7月 (財)自治体国際化協会
※ドイツ連邦政府、各州のホームページ
※ドイツ都市会議のホームページ (<http://www.staedtetag.de/>)
※地方自治(Kommunale Selbstverwaltung)第3版 Dr.Klaus Vogelgesangほか 2005年 Erich Schmidt Verlag
※地方自治体・州公務員組合(komba)のホームページ (<http://www.komba.de/>)

<ドイツの消防>

- ドイツの消防事情(旧版) 2000年1月 海外消防情報センター
平成10年度海外救急事情調査報告書(欧州/豪州編) 2002年3月 (財)救急振興財団
平成17年度専門家海外派遣調査報告書「救急要請時における緊急度・重症度の選別方法について(調査国:ドイツ、スイス、イギリス) (<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/32.pdf>) 2006年3月 (財)自治体国際化協会
平成20年度海外救急事情調査報告書 2009年3月 (財)救急振興財団
ドクターヘリ「飛ぶ救命救急室」 2009年3月 西川渉著 時事通信出版局
※ドイツ消防連盟のホームページ (<http://www.feuerwehrverband.org/index.html>)
※ドイツ常備消防本部長会議のホームページ (<http://www.agbf.de/>)
※VdS(ドイツ損害保険協会試験所ホームページ) (<http://www.vds.de/Home.4.0.html>)
(<http://www.vds.de/Brandschutz.73.0.html>)
※DIN(ドイツ工業規格)ホームページ (<http://www.din.de/cmd?level=tpl-home&contextid=din>)
※ドイツの救急ヘリコプターのホームページ (<http://www.rth.info/stationen.db/stationen.php>)
※ノルトライン・ヴェストファーレン州救急法逐条解説(第2版)(Rettungsgesetz Nordrhein-Westfalen Kommentar) 1995年2月 Prütting/Mais著 Kohlhammer

<ドイツの火災統計等>

- ※2008年ドイツ消防年鑑(FEUERWEHR-JAHREBUCH 2008) Deutscher Feuerwehr Verband(ドイツ消防連盟)

<ベルリン都市州の消防防災>

- ※ベルリン消防のホームページ (<http://www.berliner-feuerwehr.de/>)

<ノルトライン・ヴェストファーレン州の消防防災>

- ※ノルトライン・ヴェストファーレン州消防防災白書2007(Jahresbericht über die Gefahrenabwehr im Land

Nordrhein-Westfalen 2007)

※ノルトライン・ヴェストファーレン州消防防災白書2008 (Jahresbericht über die Gefahrenabwehr im Land Nordrhein-Westfalen 2008)

(<http://www.im.nrw.de/sch/737.htm>)

※ノルトライン・ヴェストファーレン州内務省のホームページ (<http://www.im.nrw.de/>)

<ヘッセン州の消防防災>

※ヘッセン州消防防災救急白書2008 (Jahresbericht 2008 Brandschutz, Allgemeine Hilfe, Katastrophenschutz Hessen)

※ヘッセン州内務・スポーツ省のホームページ (http://www.hessen.de/irj/HMdi_Internet)

<ドイツの民間防衛・国民保護>

諸外国等における緊急事態に対応するための法制に関する研究 (平成11年度内閣安全保障・危機管理室委託研究) (財) 平和・安全保障研究所 2000年3月

諸外国の民間防衛等に関する調査 (平成12年度内閣官房副長官補委嘱研究) (財) 平和・安全保障研究所 2001年3月

「ドイツ連邦共和国のボランティア組織 THW」(p 71~74) 森田武著 月刊近代消防2005年10月号 (株) 近代消防

※連邦国民保護・災害救助庁年次報告2008 (Jahresbericht des Bundesamtes für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe 2008)

※連邦国民保護・災害救助庁のホームページ (<http://www.bbk.bund.de>)

※技術救援隊 (THW) のホームページ (<http://www.thw.bund.de/>)

◎消防関係ドイツ語主要一覧

本文中にも関係するドイツ語を引用しているが、便宜のため、主な消防関係ドイツ語（地方自治関係を含む）を掲げておく。

分類	ドイツ語	日本語	備考
事象	Brand	火事	
	Rauch	煙	
	Explosion	爆発	
	Katastroph	大災害	
活動	Löschung	消火	
	Einsatz	出動	
消防の種類	Berufsfeuerwehr	常備消防（隊）	
	Freiwillige Feuerwehr	義勇消防（隊）	消防団
	Werkfeuerwehr	事業所消防（隊）	自衛消防
	Jugendfeuerwehr	青少年消防（隊）	
消防施設	Feuerwehrhaus	消防署	
	Feuerweherschule	消防学校	
	Feuerwehr-Museum	消防博物館	
装備	Alarm	警報	
	Löschgerät	消火器	
	Funkanlagen	無線施設	
車両等	Löschfahrzeug	消防自動車	
	Rüst- u. Gerätewagen	装備車	
	Hubrettungsfahrzeug	はしご車	
	Rettungswagen(RTW)	救急車	
	Sanitätsfahrzeug	救護車	
	Krankentransportwagen(KTW)	患者搬送車	
	Grossraum-Rettungswagen(GRTW)	大型救急車	
	Grossraum-Krankentransportwagen(GKTW)	大型患者搬送車	
	Notarzt-Einsatzfahrzeug(NEF)	救急医出動車	
	Notarztwagen(NAW)	救急医療車	
	Hubschrauber im Rettungsdienst	救急ヘリコプター	ドクターヘリコプター
	Zivilschutz-Hubschrauber	市民保護ヘリコプター	防災ヘリコプター
消防全国組織	DFV(Deutscher Feuerwehrverband)	ドイツ消防連盟	
	AGBF (Arbeitsgemeinschaft der Leiter der Berufsfeuerwehren)	常備消防本部長会議	
救助組織	Hilfsorganisation	民間救助組織	
	DRK (Deutsches Rotes Kreuz e.V.)	ドイツ赤十字	
	JUH (Johanniter-Unfall-Hilfe e.V.)	ヨハネ騎士修道会事故救済会	
	MHD (Malteser-Hilfsdienst e.V.)	マルタ騎士団救済会	
	ASB (Arbeiter-Samariter-Bund)	労働者サマリア人連盟	
	DLRG (Deutsche Lebens-Rettungs-Gesellschaft e.V.)	ドイツ人命救助協会	
	THW (Bundesanstalt Technisches Hilfswerk)	技術救援隊	連邦の直接行政法人
業務	Rettung	救急	
	Rettungsdienst	救急業務	
	Notfallrettung	緊急救助	
	Katastrophenschutz	防災	
	Bevölkerungsschutz	国民保護	
	Zivilschutz	市民保護	
	Zivilverteidigung	民間防衛	
行政単位等	Bund	連邦	
	Land	州	

分類	ドイツ語	日本語	備考
	Gemeinde	市町村	
	Kreis	郡	
	Kreisfreie Stadt	郡独立市	郡に所属しない大規模な都市（本書では特別市と呼称）
	Stadtkreis	郡格市	郡に所属しない大規模な都市（本書では特別市と呼称）
	Stadtstaat	都市州	
	Kreisangehörige Gemeinde	郡所属市町村	
	Landkreis	郡	特別市を Stadtkreis と呼称する州の郡の呼称
公務員	Beamte	官吏	
	Tarifbeschäftigte	協約職員	
	Arbeitnehmer	公務被用者	

既 刊

海外消防情報シリーズ 1	イギリスの消防事情 (改訂版)	A 4 版	本文	77 頁
海外消防情報シリーズ 2	ドイツの消防事情 (新版)	A 4 版	本文	108 頁
海外消防情報シリーズ 3	フランスの消防事情	A 4 版	本文	67 頁
海外消防情報シリーズ 4	アメリカの消防事情 (改訂版)	A 4 版	本文	91 頁
海外消防情報シリーズ 5	韓国の消防事情	A 4 版	本文	37 頁
海外消防情報シリーズ 6	中国の消防事情	A 4 版	本文	42 頁
海外消防情報シリーズ 7	フィリピンの消防事情	A 4 版	本文	48 頁
海外消防情報シリーズ 8	マレーシアの消防事情	A 4 版	本文	52 頁
海外消防情報シリーズ 9	インドネシアの消防事情	A 4 版	本文	66 頁
海外消防情報シリーズ 10	ベトナムの消防事情	A 4 版	本文	61 頁
海外消防情報シリーズ 11	オーストラリアの消防事情	A 4 版	本文	61 頁
海外消防情報シリーズ 12	タイの消防事情	A 4 版	本文	47 頁
海外消防情報シリーズ 13	シンガポールの消防事情	A 4 版	本文	45 頁

海外消防情報シリーズ 2

ドイツの消防事情

発 行 平成22年 3 月

著 者 石川義憲

企画・発行 海外消防情報センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16

(財) 日本消防設備安全センター内

電 話 (03) 3501-7925

F A X (03) 3501-7903

無断転載禁ずる

